

櫻 任藏様 研北

再白。何分にも大樂源太郎、無御遠慮、御差圖被下、本心發起致候様御申聞可被下候。添川寛平、杯へも托遣申候。萬一拜借等之金子も御座候得ば、京都より早さう早小生より返上可仕候間、何分宜敷願上候。可愛有志之壯士也。

(一一一〇) 田能村竹田より伊藤喜市郎へ

(詩文に關する噂話)

乍憚宿元竝肥前屋喜四郎方、書狀御序御届被成下候様奉希候。

七月十七日華墨相達、捧讀。

さて先生御不快被成御座候處、先追々御快復、當分にては、御屋舖中御逍遙被成候旨、吉人天祐、不堪欣慰奉存候。しかし嘸々御氣遣被成候御事、孝子心情奉察候。御北堂様へも御安全と奉存候。且同方様へも、先生御快氣之御悅、宜敷御頼申上候。

田能村竹田一名は孝憲、通稱行藏、豐後の人、畫家にして又詩文をよくす、天保六年八月二十九日歿す、年六十

御小兒様、御機嫌御元氣と奉存候。山陽之兒辰藏四歳、大舎之兒重五、是れも四歳、何れもよくさはぎ、翻擷書册、案邊を騒動をつかせ申候。殊に重五は妓院にて養育仕候のゑ、舉家皆女子中ゆへ隨意に働はたらき申候。小生寓より半町斗御座候。

一頃日も、頼宅に一宿仕候。其節は他人を一向に會せず、山陽偶座にて、詩文書畫計に兩日一夕立申候。元より山陽も衆人雜沓にては熟話成兼候ゆへ、最初より其積に御座候。小生も、七古三百字計の詩出來申候。此節不能錄呈、他日請正可仕候。歸申候夜は、夜分になり、兩三輩婦人杯打交り見へ申候。其内笠山と申候畫史の婦は、好詩善書なり、其婦の話に、□□□□様は、エライおんなすきじやと申居候。其話、頗るおかし。是は□□游京之日の事に御座候。

一小生只今の愛山行寓は、勝地御座候へども、小石立瑞遠方にて、何分太一往來に疲れ、且薰染之益無御座候ゆへ、轉宅之筈に御座候。堀河之東涯に御座候。伊藤東涯舊宅をがは夷川下る處に御座候。小生も兎角不快ゆへ、小石之方角に無御座候ては、診察難盡と

小石申候ゆへ、彼是にて轉宅仕候。十四日移寓之筈に御座候。其北隣は、物集長兵衛と申候而、京師にては舊家にて、頗有方の者に御座候。此者一切いたしくれ申候。此人は、古墨を愛し申候而、方干魯程君房を始め、華墨は大分集め居申候。且袖珍の書物を喜び候而、四子五經より始め、歴史詩集迄、小册小帙の本は、澤山に所藏致居申候。其外書物は、大分所藏御座候。極好人物にて、小石頼杯の遊びがたきに御座候。一朝雲撰之事被仰下、弟經山陽一道而入京、其間閱女子者數百人。豊才者歎于色。飽色者飢于才。果有才色雙絶者。不啻視萬黃金如一沙泥。捨性命而相從。亦所不辭也。只恐字内無有耳。蓋有之。吾未見之。所謂不如己之爲愈也。有頼山陽贈予之詩、今揭結二句爲證。曰。書冊一囊茶一鼎、東山獨不醉紅裙。一書買朝夕往來、紅裙翠袖不足動情候へども、扱々書物はほしくなり、こまり申候。知不足二十八帙の書も、十二兩計、極上本御座候。感舊集壹兩三步計、買には當時取寄置申候。只今宋詩略と申候壹帙の宋詩御座候。每人下に小傳一篇を附申候。宋詩抄よりは餘

程おもしろき様御座候。只今流行物には貳歩計仕候。列朝詩集も、四兩貳歩計に御座候。其他は、小生流義之文房肆巧、文房欣賞編、鐵網珊瑚、朱存杯申候物も種々御座候。猪飼敬所と申候老儒御座候、此人著述の錦城の九經談を駁し申候書、竝に竹山の逸史を駁し申候書、これは近來諸生杯の流行物に御座候。これも錢が出来申候はど、買て一時の御話柄に指上可申候。但寫本にて不自由なり。一宣華集取寄せ見申候處、厚き本十冊計御座候て、三分方は詩、残り七分は文章、ドウヤラ面白サウナ物に御座候。隨分屹とした物にて、濟北集より一層進み申候。分ても退きはせざる物なるべし。其時世見るべき書なり。價は二十四匁と申居候。御用ならば、直に指下可申候。一胡蘆集、これは書林中罕有之書之由、幸に詮義出し申候に付、指上申候。古寫本とやら云フテ、書林高カバリ申候。半陶稿、是も指上申候。一貞和聯芳錄、これも義堂之著述ゆへ指上申候。夢窓、明極杯へも親炙之人、則跋

語中にも、延文、嘉慶杯云ふ年號も見へ申候。此跋誤て第九卷之末に編御座候御改御讀可被下候。
 一此節、屋移り前ゆへ、甚取込、用事計早々申上候。乍憚、老先生に御見舞旁、宜敷御頼申上候。猶委細は後便可申上候。不乙。

田能村行藏

伊藤喜市郎様

追而、立亭君□司□へ宜敷御序御頼申上候。

(一二二) 田能村竹田より門人へ

(修業をすよむ)

久々に而貴書拜見。先以新年目出度奉存候。杵築表何方様へも御揃御清福御重歳奉賀候。小生無事。扱極月御再游、竹田莊へ御滞留のよし、扱々懸御目申度事に御座候。御畫風如何哉と存候。少しは賣畫風も出來、此れも不得止候事ながら、何卒御出精奉

希候。小生輩の如く馬齒加り、何事も出來不申候。併し此地は畫は彼是澤山に御座候。此節舟も只今三艘入り申候處、其内一人字裕と申し候者杯持參候畫は、豎物、横地、卷物、帖冊、誠に古今新故等取まぜ如山持參り、氣色の惡敷成る程に御座候よし。其品により申しては、十金二十金三十金より五十金百金に及申候品も御座候。朋友中一人取申候陳嘉音の墨梅紙本、大幅七十兩、おもしろき物に御座候。頼山陽の三十五兩の施傳は、此幅より見申ては兒孫の様に御座候。しかし此際嘉音の幅も、眞迹とは愚眼には見不申、乍去愉快なる物に御座候。何卒一寸なり共此地に御游は如何や。左様に御座候はど、久々にて畫事御咄可申上候。京游は如何の思召しや。畫を上達さする爲か、金をもうけの爲か。成程雲室上人は老衰、只今にては三都共に竹洞と肩を並べ候者は壹人も無之候。しかし只今笠山杯の如く、竹洞風を學もおかし、先づ御止めも宜敷か。江戸は書畫共に江風に而、一種の所謂霸氣あり、近來殊に甚しく相成候。小生も此節始めて此地に參り、只今迄□□候事残念なり。尊兄にも暫く御出も妙かと被存候。御工夫可

被成候。畫は一段上り可申候。拙畫御申越候得共、何分隙無御座候、據無指上不申、疎口には無御座候。謙之助子へ約に御座候、此さへ何分出來不申候。是非共二月に此方に御出可被成候。錢は取れ不申候。飯は何處にてもせり込み可申候。此節甚世話敷、肝要也用事計り申てムダは不申候。只々御出精御上達奉祈候。當時天下一向に眞畫無御座候時節にて、若き人は骨折申候時節也。最も、三都の風が筆先きに入らぬ分別第一也。御手透もあらば、御讀書奉希候。筆紙上情難盡候。春寒猶烈、伏請自愛加登。草々頓首。

草 坪 様

行 藏

(一二二) 市河米菴より進庵へ

(書を習ふにつきて)

市河米庵一名は
三亥、通稱小左
衛門、江戸の書
家、安政五年七
月十八日歿す、
年八十

采雲披誦、春事將半、御起居彌康裕致、欣喜候。早春は御投書鯉魚之惠、忝領謝。春來二豎爲祟、復書及遲延、御海恕可被下候。御臨書加抹返璧、且御尋之論書に付、即二王を始として、文董に至まで、數條臨傲附上候。就中米法は野拙之歸宿するところ、其他は諸君之命にまかせ、初學の入易きために臨書いたし、又一には多く臨書之上、自然と渾作、自家之體を成可申と存候。足下にも諸家御臨學被成候事不苦、只只一家專に御精練、其上にて諸家之趣、御會得と存候。且又僻境にては、古人之眞跡、見聞不足のよし、御尤と存候。都下も甚稀にて、拙藏頗多候得共、宋元人眞跡は絶思やはり唐宋碑帖を本として、明人の眞蹟位にて得趣候得ば、自と和習を脱候。法帖をすて置、ひたすら來舶人の書信用し、眞跡と心得候は、ひが事に候。此等の義、拙著書訣、墨談等に委細論置候。御檢閱可被成候。承問數條、羅縷裁復可致之處、御存知之通、四方之囑書、應接不暇、御恕亮是祈。萬々後便、多罪閣筆。頓首不具。

米 庵 亥 復

進 庵足下

如月十日

(一一二二) 家里松濤より森春濤へ

(詩人の噂)

豊後僧五岳、此頃一寸上京、今夕弊廬へ可參約に御座候。此僧中々才僧、詩を能し
畫に妙。御存に候哉。

僕近來、消息之戲に畫を聊相學候。御一笑可被下候。

華書謹拜、重々萬福欣々。小箋短冊多々御揮毫御贈被下、千萬奉謝候。御短冊遠方望
之者遣し可申候也。秀野へ御屬之小繼承知仕候。近便差出し可申也。毎々御認物御
煩恐入候得共、御厭も無之候よし、奉謝候。節後全紙一枚、壹枚は七律、壹枚は七
絶、四季に不拘御作を御揮願度、尤右は郷里屏風之張に用意に仕置候故、當年中にて
宜敷候。全紙之兩はし、一寸位に斷去候積りに御認奉願候。御都合次第、冬に相成候而

家里松濤名は
衡、伊勢の人、儒
者、文久三年京
都に歿す、年三
十七

も不苦候。紙差上候儀、飛脚不便に候間、乍御面倒其地に而御求被下度、乍失敬紙
代は差出可申候。懇々。

扱四五日前より、急に可申上數件有之、御飛脚相待居候事に御座候。二十八家絶句、彌
七月十六日願出しに相成候に付、此頃改而淨書中也。寫到大作位置相考候に、あまり
無理に詩をつめて收有之、位置不宜、依而一丁相益し、五枚に仕候。尤御前藥に従ひ
寫取候。然る處、五枚にては詩數不足、何卒急に七絶御得意之分四五首、御録送被下
度。扱又一々、此詩は何之詩次へ可收儀も御記し可被下候。實は乍内々一僕聊皮裏
之陽秋あり、佳詩は詩數多く、惡詩は數少く、二枚之分も數家有之候。五枚之分は枕
山、毅堂、竹外、拙堂より外無之、大兄は暗に枕山に相敵し候積りに御座候。吳々節前十
日前に間に合候様御計奉願候。且又金聲集と同日願出し可申積に候間、高作竝に御門
人之分、御取極御送可被下候。彌間に合不申節は、他年玉振集へ相廻し可申候得共、
大作竝に御門人中、此迄拜見仕候分は、金聲へ是非相收度候。二十八家中、秀野は大に前

と下り不足觀、新面に而特に出色之者は、會津の高橋(三十)讚岐の日柳(蕪若也)阿波の榮
(太郎也)三子也。且又枕山、毅堂も、前集より餘程宜敷候。欣賞々々。吳々も大作竝に諸家
の藁、急御上し奉待候。扱近來珍敷佳話あり、乍序申上候。御案内も可有之、大和の
森田節齋、文の名人にて、只今中國筋にて牛耳をとり、秀野を視るごと小兒の如く、秀野も又弟子の禮をとる。近日巽太郎に書を寄云、予近閱安政三十
六家絶句。除一二老輩外。卷中詩概無足觀者。特家里誠懸。森浩甫二子作。傑然壓卷。
誠懸は足下と親敷よし、浩甫も相識人なりや、交而詩の益を可受と申來り、此語を聞、
大に腹立候者御座候よし。不可笑乎。僕與節齋未有一面之識一紙之交、況於兄臺
乎。然るに如此評を致すは、盖非私論也。但兄は實は此評に當り、僕は中々不當也。
然も知己之言不可不力求副其言也。何卒兄之驥尾に付し、努力仕度、不相變御
鞭策奉煩候。大兄之評判追々如此宜敷、益僕喜我數年前所見之不誤也。但乍序奉
規一言あり、大作近來之詩、用意自在縱横、幾使人汗流走僵不能端倪。然ども自在縱
横之弊、頗類唐縱放に陥るの兆あり、此處少しく御省察益御懈怠無之候は、海内諸

子不足畏也。文之儀御垂問、御篤志之程奉感心候。助字等之儀は、畢竟瑣子なり、初
より深く御講究に不及、只々大段大結構抑揚抗擧等之所へ御著眼肝要、文章軌範、八家
讀本等に而御氣に入候古文、四五篇熟讀御尋繹被成、先々ムヤミに自家の覺へ候見識
法度に而、筆を御下し、近日之内一篇御作り御示し可相成候。乍不及、僕指摘可申
候。兄之才に而は、大文字體の文四五篇御脱藁に相成候は、大抵機軸は御得心と被察
候。文もカ、ザル中、助字虚字にグヅく申居候者は、皆文は出來不申候。乍然初學又
は文之心得に相備候俗書は、文語粹金、碎錦、文語解、用字格、此數部に而事足候。尙
委細は追々可申上候。
繡衣二字、妄意も高意之通りに御座候。外に出典も可有之哉測りがたく候得共、僕覺
無之、思召之所に而御作り可然奉存候。短冊強陋相認差上候。御笑正可被下候。
不盡。

六月廿三日

曲亭馬琴—江戸の小説家、名に解、通稱清左衛門、瀧澤氏、號著作堂、癡笠堂等あり、嘉永元年十一月六日歿す、年八十二、

(一二四) 曲亭馬琴より櫟亭琴魚へ

(自著小説の批評につきて)

御令兄御批評御見せ被下、第一の御忠告、近來稀なる珍書に候へば、開封そのまゝ再三熟讀、誠以甘心、大悦只此事に御座候。年來小説を好ませ給ふ御眼力きつとしたる事なり。恐らく當今の小説を斯くまで見る人稀なるべし。吾が爲の知音此上やあると、實に形を改むるまでに甘服仕候。去ながら後々の編見果て給はでの批評なれば、そのくだりくだりを譯して入賢覽申候。こは小説の作なされんに、第一の祕書たるし。稽古此上あらじと存ぜし故、まづ入興して打ちもをかす、御書狀の著は昨十三日未中刻なり。拜見の後、入湯して、直に批評の譯を書付る程に、さてながくもなるもの哉、次第々々に紙をつぎたして、黄昏を過し、燭を乗り、亥の比及には、朝夷の評まで大方にしるしつけ、今三四ヶ條残りしが、翌の事よとて臥床に入りつ。今朝は朝より筆を取り初めて、

早已の比及には書終り、再遍讀返すに時移りて、晝飯頃にやうやく筆を閑きぬ。もとより意にたくみ深く考へなどして申べき事にもあらず、只思ひのまゝに走り書きせしかば、誤脱はさらなり、思ひあやまりたる説などもあるべし、そは御心に撰み給ひぬ。御批評返却に及ばざるよし被仰下候へ共、あまりの面白さ、興に乗じて蛇足の辯を添へ侍る事、甘尋にあまれり。さらば君に見せて笑はせ侍らんと思ひつ。殊に小櫻の一義、早く返事知らせよと御申越のことなれば、僅に時を重ねて譯し侍り。よしや三枝園御主人見そなはするとも、必笑はせ玉はんのみ、ねたしと思ひ給ふよしは侍らじと思ひ侍るかし。されば此一卷は、此方へも寫しとめて、枕の友とせまほしく侍れば、何時たりとも、御賢覽果て後に、御かへし可被下候。およそは五六月比までに欲しく候。もし長夏の御手透に清書などあらせ給はば、そのうつしを草紙にして欲しく御座候。君が手づから清書し給はるにも及ぶべからず、假初なる備書などに命ぜられても、誤脱だになくばよし。此一卷その御方に御不用ならば、清書に及ばず、このまゝ御かへし下さるべ

候。

やよひ十四日のまひるに

つこの状をかきそへ

(一二五) 曲亭馬琴より石井夏海へ

(助言を求む)

爾來不得鴻信候へ共、酷暑之節、渾宅彌御清榮可被成經營奉賀候。隨而野生無事に候、乍慮外御安慮可被下候。去夏中御注文被仰候拙著燕石雜誌、烹雜記、脚力へ附屬いたし候。定而御下手可被下事と存候。烹雜の記中、たこぶねは甚僻案、是は御案内のごとく、殻ある小章魚、浪にうき乍ら殻の中よりかしらを出し、帆の如くして走り候ものを、浦人たこ舟と申ならはし候由、かねて傳聞候をとんと失念、出版後思ひ出し、後悔いたし候。定てく御地の事などには、傳あやまり多く可有之候。錯誤

は無御腹藏可被仰聞、後學に備申度候。

一當御奉行家臣すゞ木藤介と申仁、板下をかよれ候付、拙宅懇意の仁に候。よき傳手とも可有之候。御用も候はゞ、彼仁へ御頼み、御書狀御差出可被成候。其段鈴木氏へも申しつかはし候。且猶かねてお頼申候藥草、御面倒ながらおし葉に被成、來春鈴木氏歸府の節、御遣被下候様奉願候也。やへの朝顔いかゞ、よろしき花に相成候哉承度候。

一此地の趣は、すゞ木への状にくはしく認遣候。彼仁より御聞可被下候。御聞及も候半、北山子も前年歿候。蒲生秀實も、當月六日歿候。くだりて梨園の、國太郎、宗十郎など、みなく、黄泉の客となり申候。かれらが上はをしむに足らず、北山翁は當今の老儒、蒲生は和漢の實學者、元來畸人にて、世事にうとく候故、しらぬ人そしる人多かりしが、野生も如此友をうしなひ、嘆息に不堪候。

一狂歌堂などいかゞ候哉、一兩年面會も不致申故、可申通由も無之候。閑居杜客

のみに月日を送申候。御一咲。時節之様體承度如此御座候。

七月十一日

瀧澤清右衛門

石井夏海様

(一二六) 曲亭馬琴より某へ

(萬八樓書畫會の模様)

私事、元より賀の祝など致すべき望は無之罷在候處、云る五月上旬、八犬傳板元丁子屋平兵衛、とこみ屋、其外懇意の書肆、并に書家董齋等度々罷越、頻に申すよめ候。御世話はわれくいか様にも可仕候間、御うちまかせ可被成候、先生は當日御出席被成候のみにて、いさよかも御世話かけ間敷候間、まけて衆議に御就被成候様にと、申くれ候故、むげに心強くないなみ候はんもさすがにて、遂にその意にまかせ候ひき。さて六月に至り、右の世話人等うちより、配り物等の世話致し、畫賛の帛紗二百五十幅、

并に畫賛扇一千五百對、長壽磁盃一千箱、右上中下と三段に分ち、夫々の職のものどもへ申付、下旬に至り追々出來まゐり候。帛紗の畫工一峨と申は、抱一門人にて、兩國藥研堀に居宅いたし、相應行はれ候ものに御座候。右帛紗面は、私自筆にて、賛歌を書候様にと、世話人等申に付、いなみかね候てしたよめ候へども、扇子は三千本ばかりに候まよ、私一筆にては手廻りかね候間、半分は書家董齋に書せ候を、人みなあかぬ心地すとて、人々いづれも、私のをくと望候もをかしく覺え候。かねては、七月二十九日を會日と定て候へども、畫賛もの數多く候間、出來かね候上、盆前後は世話人多用にて、處々をうち廻も成かね候間、八月にいたし、かの旨をまうすに任せ、八月十四日、再び日を定め候事に御座候。

かくて七月後より、處々會觸に出あるき候故、私は歩行不自由に付、出ざる筈に致し候へども、さすがに高名ある文人墨客の宅へは、自身出かけ候様にと、世話人等申に付、せひなく駕籠にて、兩三日出あるき、その外は嫡孫瀧澤太郎を出し、遠方へは婿を名代に

出し候。その出る度に、世話人とりもち人等、畫工書肆のともがら、多き日は八九人づつ従ひ、すくなき日も五六人は附添ひ罷出候ゆるに、途中酒飯の入用も少々の事にあらず候ひき。

およそ二十日あまり、江戸中を名残なく打廻り果る程に、八月中旬になり候。然るに八月十三日は、御存のごとく風雨にて、ふりくらし候間、明日もかくのごとき雨天ならんには、出席の人々はいかばかりもあるべからず、世話人等がなまじひなることをすよめて、諸入用多かるに、元のさやにをさまらずはいかどはせん、外聞かたぐ胸安からぬそらのたよすまひかなと思ふものから、今さらせんすべ候はねば、只天命にうちまかせ候ひしに、御存のごとく、その夜九つ頃に風雨ことさらはけしく、大雷雨三聲はためき候ひしが、夜半よりかきはらふごとく、さつぱりと晴わたりて、月光くまもなかりしかば、十四日は朝より快晴にて、ちとの雲、いさよかの風もなく、尤美日に候ひしかば、是天助ならんとて、世話人等よろこぶことかぎりもあらず候ひき。

やつがれば、朝より駕籠にて、兩國柳橋萬八樓へ罷越し候。嫡孫ならびに家内の者どもは、あとよりまるり候。取持人は嫡孫をはじめ、繼上下にて朝より相つめ、帳附刀番、酒番、さかな番、草履番に至るまで、四五人づつ手分をして、おのくつかさどる所あり。扱出席の雅俗來るほどにく、晝後に至りては人の山を爲し候。御存の如く、萬八樓は中座敷四十疊、左右二十四疊、別席十二疊、凡一百十數疊の座敷も、錐を立候所もなきまでに、人々つどひ候ひしかば、一人座を立ば、よの人そのあとへすわり候故に、居るところをうしなひ候て、縁側に出で膝を合せて居るも多く、下座敷も又かくのごとく、寸隙もなく人つどひ候。酌とりには藝子をやとひ候が、當世の通例のよしにて、世話人等藝子五人を召し寄せて、終日しやくをとらせ候ひき。此等は尤もいとほしく、會主の本意にあらず候へども、世話人等の計ひなれば止事を得ず、にがしく思ふのみ。やつがればその藝子等をよくも見ず、まいて物など云ふ事もあらず候ひき。かくてその日出席の雅俗八百餘人にて候。これに世話人その外、來客ならぬ身よりのも

のをくはへて候へば、千人にも至りしならん。當日膳札、肴札、千二百八十四人前出候よしに御座候。酒は三樽にて足らず、又半樽買とよのへ候となり。前日風雨なりければ、世話人等あやぶみ候て、膳は僅かに三百人前あつらへ候處、當日快晴盛會にて、千人に及び候間、萬八樓の料理場大さわぎをいたし、亭主は飯たき役をいたし、女房よめごにてあらひかたをいたし候て、とかくして間を合せ候よし、後に聞え候。是ゆる夕がたに至りては、飯を炊き果るをまちかねて、たうべずして歸るもあり、又横著なるものは、混雜にまぎれ、膳札を三枚も四枚もかすめとり、肴にかへてつよませ、みやけにするもあり、千差萬別の人心、中々寸楮に盡しがたきありさまは、御存じのことに御座候。しかれども萬八樓、渡世の上になれたる事とは言ひながら、三百人前あつらへたる膳の、はかに千人に及びしを、よく間を合せたるかなと、世話人等殊に感心いたし候。萬八の主人はじめて飯たきしたるが、まよたきも幾釜も急にたくは、さてく骨の折たるものなりとて、笑ひ候よし、萬八の手代、次の口世話人どものかたへまるり、拂をうけ取り

候節の物がたりのよしにて、又申候は、昨日の如き盛會は、二十年已來たぐひ無之候、昔年天民とたれやらがあひくにて書畫會の節と、鵬齋が一世一代なごりの會の折などこそ、尤盛會に候ひしが、なほ昨日の會にはおよぶべくもあらずと申候よし、後に傳へ聞てほゆるまれ候。そもく當日出席の文人墨客高名の人々は、

儒者琴臺東條文左衛門 信齋大窪金藏 大窪天民 菊地五山

本畫師 谷文晁老病に付名代として孫女を出し候 谷文一文晁孫 渡邊率山 有坂蹄齋 南嶺 南溟 鈴

木右年 長谷川雪旦 一峨

書家 關根江山 關金三 松本董齋

浮世畫工 歌川國貞貞秀等五七人の高弟を俱して出候 英泉國直 國芳 歌川廣重 柳川重信 葵園北

溪 後ノ北齋戴斗

戲作者 柳亭種彦 山東京山湯治に罷越缺席 墨川亭雪麻呂 同梅麻呂 笑亭鯉丈 爲永

春水 東里山人 烏亭焉馬

歴々家 石川疊季子近習をもて使者とす 屋代弘賢翁 山本法眼 山本昇亭子
 此外草紙問屋のこらず出席 同書林のこらず 紙問屋五六人 表紙屋兩人 板木師
 棟梁

此外のもの大勢まるり立はたらき候。

狂歌師 芍藥亭長根 梅の屋かきつ 六竹園白酒

此外泛々のともがら略之。

武家にては 薩州家老伊具氏 同家中司馬叟 雁の間留守居三十一人 帝鑑間二十

人 菊の間三人 大廣間何人かわすれ候。

此外武家町人、いさよかも風流ごころあるものは出席す。やつがれ平生、紹介なくして尋來る人に、決して對面せず候故、けふこそ馬琴を見んとて出候生和學生、書生、賣卜者など、名も知らぬもの多く出候。會主は十徳にて、終日來客の挨拶に、口がすくなり候。晝後は人に酔候て、大にのほせ候様に覺候き。如此大勢つどひ候へども、紛失も

のもなく、口論もあらず候ひしかば、是大幸不_レ過_レ之と、歡しく存じ候ひき。
 會日席上にてたのまれし扇子百本あまり、きぬ地唐紙などは、皆神田の居宅へもちかへり、ほどへて後書候て、それくへ分ち遣し候。これより中旬までは、會の残りにて日來客引もきらず、ほとんどあぐみ候ひて、つかれ果候事に御座候。立入候事ながら、此會の催し聞え候ひし頃、相知る人々まゆを燈め、營秋以來よろづのものますく直段のほり、人々くらし易からぬ時節なるに、配ものその外多分の物入をかけ候はど、もとのさやに納りかね候はんとて、ひそかに噂を致し候ひしよし聞え候。然るにかゝる盛會なりければ、その人々我を折て、高運なりとて感じ候よしに御座候ひける。
 この會の折は、市中の米直段なほ百文に五合賣に御座候ひき。會の當日萬八にて金三兩餘の米をたき出し候と申候。これより五六日を経て、八月二十日に至り、白米百文に四合五勺にのほり、推つどきて四合に成候間、上より江戸中うら屋のものども、御救として御米錢を下され、分限の町人は、おのく施行を引候故、人心何となく穩ならずな

り候。さてもよき折に、曲亭は會をしたり、もし此節に至らば、出席の人先日のごとくにあらず、とにもかくにも徳ある翁なりと、被申候よし。

是のみならず、會の翌日十五夜は、御存のごとく、朝より雲立候て風もあり、夜に入りて小雨さへふりければ、十三日十五日の中にはさまれる、十四日の美日なりしも、必ず天助ならんと、ひいきの輩は申候へども、畢竟は偶然にて、私は徳もなく運も妙ならず候義は、去歳の夏の事、御存の仕合に御座候。當日の祝儀、目錄の寄金は、一つよみにあまり候へども、諸入用をさし引候へば、いかばかりも残らず候。なれども當分は、只このうはさととりぐのよしにて、外聞はあしからず、是のみせめてものことなりと存候までに御座候。これらは樂屋内の事なれば、人に申さぬことながら、御懇意の御儀に候へば、あけすけに申上候。御一笑と奉存候。

そもく書畫會などいふ事は、畢竟利の爲にすなるものに候へば、風流に似たる大俗事に候へば、志あらん者は爪はじきをして、かけてもすべきわざには候はぬ故に、やつが

れはじめより、算賀會などをせんとは思はず候ひしに、人々にすめられ、やむことを得ず、この催しを世話人等にうちまかせ候へども、近所にて、平生交らぬ高名家の門に参り、出席を希ひ候杯まうすは、身を斬らるゝよりいとはしく、恥しく存候へども、世話人等が親切にて、申すよめ候へば、何も世渡りなりと觀念いたし、ゆかでかなはぬ所へ、兩三日出あるき候ひしに、幸ひにして右の盛會なりければ、いやなる事をしけるかひありてと、思ひ直し候ひき。是亦御一笑と奉存候。

(一二七) 式亭三馬より愛敬館主へ

(化粧品屋を兼ねる作者の面目)

御懇願奉拜閱候。伺旁々とくより参上と申文言は、如命ふるめかしう相成候間、近日罷出段々失敬之分説奉申上たく、今日は今日と存居候へども、日毎の發會、殊に兩三日手代不快にて、無是非舗の帳場に手代顔の役まはり、これにて御推恕被遊

式亭三馬、江戸の小説家、通稱菊地大輔、本町庵、洒落齋、哆囉哩樓等の號あり、文政五年閏正月六日歿す、年十八

可被下候。よその作者は、隨筆など追々博學になり候へども、此方は隨て慾ばり、隨て俗に移り候。乍併、隨て金持ともなり不申。さりながら如尊命、開市本日御最負の恩恵にて、ヤンヤと参り、一ばんしめぢが原のさしもぐさ、さしもしらじな今日の鮮魚頂戴あらんとはと、恐入奉拜受候。いづれ是非々々罷出、御厚禮可奉申上候。別て玉詠乍恐奉感伏候。且拙文多國其他の愚作、御返却に及不申候間、御意に協候はど御とめ置被下置候様奉希候。くれぐれも御返却に及不申候。一兩日中拜謁、可奉萬謝候。恐々頓首。

如月八日

三馬拜

愛敬館先醒 奉復

尚々、開市當日、景物の册子一册、奉供賢覽候。恐々不一。

(一二八) 山東京山より東條琴臺へ

山東京山、江戸の小説家、通稱利一郎、岩瀬氏、名百樹、涼仙等

(謫居の友を慰む)

老拙古稀の歳、あたまを丸め、土藏の後なる隠居所に閉戸いたし候へども、大隠は市にとやはおもひもよらず、五株の柳を植る地もなく、且亦柳隠は身にもふさはず、唯々世塵をのがれて老を養ふのみに候。そもく當時の文人は、交場中の徒の箸のころびたるも棒程に増補して、話柄にいたし觸歩き候事、先生の知る所也。然るに老拙閉戸ののちは、文墨の交おもひ絶候ゆる、かの箸の轉びたるを來晤する人なく、柴門には人跡なく、たまくと尋ね來るは書畫會のおし賣のみ。依之先生事ありしは傳聞を不得、さらに存不申。然るに高田へ御啓行ののち、花笠翁より承り、案を拍して一驚仕候。其後筆舌の訊問もあてを得、不申打過候所、豈計らんや、當二月二十三日の鴻書、雁の北へ歸る閏二月六日、北越の來羽いとめづらしく、懇書如對芳顔捧讀仕候。

○先以新年御清祥成御座奉壽候。弊居も無事に春を迎へ申候。然れども老拙春寒の雪にあてられ、疝塊の腰痛にて、正月中旬より服藥病臥、いまだ全快いたし不申、病

の號あり、京傳の弟、安政五年九月二十四日歿す、年九十七

床に披卷のみ樂しみ申候。しかし氣分、今は、味ははじめより平常にかはらず、もはや遠からず床上の強飯配り可申候。

○老拙年齢御尋に付申上候。當年八十四歳、一事もなし得たる事なく、むなしく犬馬の齡いとく、愧しく奉存候。

○此度の好音の禪藉志と申書さし上候様被仰下候所、右書名覺不申候。蓋先年下谷御住ひの時、一日訪ひ奉り候節、先生余に謂らく、此書は文章おもしろき物也、二部藏し候ゆゑ、一部はまるらすとて賜りたるを、一閱ののち書笈へ納置申候。件の禪藉志は、大方此書の事と存候。ともかくも賜りたる書、此たよりに返上可仕候へども、舊臘三十日の夜、因州侯上屋敷殿中より出火、近隣の諸侯兩三家焼亡、西風にて南町なり類焼の比は、弊居の街上火の雨をふらし候ゆゑ、一家雜具のこらず藏に入れ、余が隠居の書笈も文具も、のこらず藏に入れ申候。其後新春にいたりても雨なく、日々風烈ゆゑ、隠居は明店同様一品も取出不申候。其のち老拙隠居をはなれ、病床に居り候間、書笈は

藏に積込候のみ。依之右返上の書は、いづれにあるやらん、老拙自身に搜索せされば不出、病痛にて心にまかせ不申候間、後日自是返上可仕候。おほせの戸井田氏を頼んよりは、町飛脚ちん錢拂にてさし上可申候。

○牧之が住居御尋候所、牧之は先年入鬼籍、當時の家督は義子勘右衛門と申候。此者は養父とちがひ、目に一丁字を識らざる野夫にて候ゆゑ、御投刺被成候はむだ也。されど住所は、越後鹽澤宿にて頗る富家、鈴木勘右衛門と申候。

○拙作歴世女装考の義御尋被下候所、公許相濟、すはらや伊八へ投じ置候。然るに若主人放蕩にて、水戸の出店に謫せられ、其外種々混雜の事にて上梓遲滯いたし候へども、當年は開板に取掛るよしに候。

○先生御作七豆圖説一覽いたし度存候所、絶板ゆゑ手に入り不申、一月計してやうやう一覽仕候。海防の便覽にも相成、豆模海邊の諸侯には、一本なくてかなはざる珍書ながら、圖上の御題文に、どこことなく公府を蔑如の風味あり、且我梓行の物は、諸國に通

商いたし、夷人の手に渡るまじくもあらず、本朝の海防をしらば、彼も又是をさけるの術を施すべし、是容易ならざる圖面ゆゑ、災をも御醸し被成候事と存候。弘法にも筆の誤りといふ事あり、むかしもさるためしあり、菅公を諫候文に、本朝文粹 離朱之明不能視、睫上之塵、仲尼之智不能知、筐中之物、是先生の知る所也。鹿を視て山を視ざるの御一失と存候。あはれ老拙に御相談あらば、上梓無用の諫をいれ可申か。いろくいと慥歎いたし候。しかし今は六日のあやめ、九日の卯の花、無益の長舌御免可被下候。

是にておもひ出たる事あり、先年仙石一件の頃、花笠翁來晤の時、小風ろしきの書御持參ゆゑ、尋候へば、仙石一件の聞書なり、或人より頼れ、一部の寫本に著述いたす種本也と被申候ゆゑ、よしや寫本にもせよ、編筆は御無用なりと、類例を引證して御諫申候。其後二代目十遍舎一九著述いたし、かし本として流布いたし候所、公聽に入りて一九かけおちいたし、かし本やども入牢いたし、私方に召仕たる善吉と申者も、いとまの切かし本いたし、是も五日入牢いたし、一件の御咎落著ののち、右善吉參りはなし申候。花笠翁はあやふかりき。

○鴻書に、華山篤胤に伍をなすとて御慨歎被成候へども、古昔にも日蓮の佐土、菅公の筑紫あり、又爲兼卿越後へ謫せられたる時、遊女初君、此卿に枕席いたし、よみたる歌一二の句わすれ申候。「白浪も立歸るならひありとこそきけ」と詠じたるが吉瑞となりてやがて、歸洛なされ、右の歌金葉集に残り申候。此歌の碑御地高田にありとき、御尋御覽可被成候。 さて馬にもものり、竹輿にものりと申候。御歸郷にのりてかへり玉ふやう、海苔二帖表一寸志候。江戸のりかけて御あがり可被成候。歌に、とやかくといつしか歳もふる里へ歸るのり物奉る也。御一笑々々々。

○市川海老藏、事ありて浪華に在りし頃の書通に、私事もやよ六十に足を踏込申候と御座候。江戸にて拜顔覺束なく候。尊翁百年の後、淨土の蓮見には、ゆるく御目に掛り可申候と申おこせしに、時あれば今猿若町二丁目河原崎座にて、いもせ山大伴司に扮し、大入いたし候。先生も慷慨は茶づけめしのさらりとやめ、天幸の時を御待可被成候。必々憤鬱あるまじく候。

○老拙先年京水を隨へ越遊の時、始は山景珍らしく、圖など京水に寫させなどいたし候所、のちにはあきて歸筈の時、高崎に到り、山景速くなり、漸く鬱悶を拂申候。依而先生をおもひやり申候。此節は雪丈餘のよし、北越雪譜の三編、書肆□□をかへ候も、大かたは前編に書盡し候ゆゑ、筆操り不申候。先生積雪の擁燼なれば、降雪の實脚、或雪につきての珍話あらば御示し奉願候。

○京水御尋ありがたく、無事に罷在、よろしく申上候。

○御著述は勿論、御詩作御文章などに憤發の事、御愼みあるべし。先生高名ゆゑ一紙半箋の物もひろちやくいたすべし、奸目の毒舌御用心可然候。

○江戸表さしてかはることなく候。されど舊臘より祝融しばくにて、新春も舊年にかけて八十餘日雨なく、風烈打つどき候ゆゑ、新令出で、室町に奉番の御奉行より、町與力同心、風烈の節は出役いたし、拍子木三ツ打を號令として、北は千住迄、南は品川迄、町送りに打つぎ、此を相圖に表店より人出で、屋根へ水を打上げ申候。依之町々にて、

龍吐水、つるべ、手桶、竹階子、各々出銀いたし拵へ申候。自身番は晝夜家主詰切、金棒わり竹にて、晝夜時半に巡り申候。拍子木を聞ば、湯屋はさら也、大火を焼く家業、并、劇場も相止申候。かゝる嚴令ゆゑ、當正月中旬以來火事さらになく、萬家千戸安堵の枕に臥し申候。めでたしく〜。

百謝謹言。

嘉永五子年閏二月七日の燈下

琴臺先生

當時北越には鴻儒の名聞え不申。先生一旗を御揚げ可被成候。それには御學力を憑、高揖は御無用、謙徳たるべし。以力勝人者亡、以德勝人者昌と申候。是先生御存ならん。釋尊へ對ひ沙彌の説法は、八十四歳の老耄と御ゆるし可被下候。

葛飾北齋—江戸の浮世畫師、本姓中島氏、幼名時太郎、後鎌三郎、又八右衛門、始春朗、又宗理、才等の號あり、嘉永二年四月十三日歿す、年九十

(一二九) 葛飾北齋より書店の主人へ

(老畫伯の意氣)

旅中故書面認 兼候間、一打に任せ申上候間、御三人様御巡覽可被成候。老人願上候旨、御聞濟被下置候様奉願候。其御地御家内様益御揃ひ被遊候而御安康之趣、萬々奉雀躍候。隨而老人いつも不替、筆力日増に出精仕り候。一百歳の頃は、先は畫工の數にも入可申存念に御座候。書外拜顔可申上候。以上。

前北齋事畫狂老人乞食坊主記 九拜

日本橋二丁目 小林嵩山房様

十軒店 英萬笈閣様 御名前次第不同

麴町三丁目 丸屋衆星閣様

一新百人一首中本、娘へ御注文に御座候が、少々立て引も御座候間、新百人一首は老人

認め申候。左候へば武者の次に直に仕かけ可申候。畫料は、人物一人に付何程と申譯に可致候。是亦江川へ被聞仰可被下候。當時老人宿無しの内は、前文之趣に被成下度、此段吳々も奉願候。以上。

天保六年二月中旬

(一三〇) 成田屋さとより某へ

(八代目團十郎自殺の顛末)

御狀難有存じゆ。御無さた。さて此度名古屋へ参りゆにも、なんだかほうとしてゐると申をり、此度はおやぢをなんでもつれて歸ると申て出、夫に付、名古屋芝居初日、七月十五日のつもり、つきみまへには歸りゆやう申しおりゆ所、段々わけ合あり、初日延引、やうやう七月二十九日大人、晦日初日に相成、番所へ参りゆ得共、餘りあらはに八代目と致ゆまよ、御上へはどかり、みなくさまへさし上不申、夫に付、○印は四十日とりき

成田屋さと一八代目團十郎の妾

りにて参り、日残り致はねば歸られ不申、おやぢに、また日残りの金子かよりはては、つれて歸り度心もむだに相成、いかごとぞんじ居る所、大阪の金主参り、一日でも参りくれよば、金子はいくらでもやらう、また江戸よりむかへ参り得ば、その日をかぎり、おやぢにもかよはらずかへすと申得共、じつは御はうびいたときからだとぞんじをりゆゆる、どう致しても参りがたくと申得共、たとひ芝居へ出勤なくとも、大阪までお出下ねば、生死出来ると、段々すよめられ、参りは致し得共、心もすまずとおもひゆやら、二十八日、大阪のりこみ、それよりけいこに相成、じらい狂言ときまり、初日五日と相成る所、六日にのぼし、七ツすぎの事にて御座るや、二かいにひとりふせり申ゆゆる、だれもきがつき不申、六日の朝がた、芝居よりむかへのもの二かいへ上りおこしゆ處、手にちが付、それにておどろき、紋付のかたびらにはかまつけ、あしをひらぐけにてしぼり、のどぶえよこからさしとほし、わきざし下におき、ま事にねむりをりゆやうに、ふとんの中へあしを入、ふし申ゆやうに御座るよし承り、ないてばかりをり申

ゆ。おさつし被下、可祝。

八月十九日

きし橋様

御上へは、たうじねがひいたし参り申ゆ。

(一二二) 成島稼堂より慎徳公へ

(君道を論ず)

慶長の昔、権現様駿府におはしましける時、御厨方の輕きもの存付候義、數十ヶ條認取候て差上候を御覽遊し、其ものを御前に召て、汝が申處一々尤に思召さるよとて、御褒詞ありければ、本多佐渡守御側にありて、彼もの申上たるヶ條は、少しも御用立つべき事は御座なくと申上しかば、それは其方存寄よろしからず、彼者の書面は不用立事計りなれども、か様に存付候事を、我等に聽に入度存付たる志を稱美せずしては叶は

成島稼堂一徳川幕府の奥儒者、名は司直、通稱邦之助、後圖書頭、東岳と號す、柳北の父、文久二年八月十三日歿す、年八十五

ぬ事なり。都て主人を對し存意を申立るものは、戰場にて、一番やりをいたすよりも猶仕にくきもの也と仰せければ、佐渡守も上の御寛仁御大度を、殊の外感じ奉しとぞ。文昭院様には、町奉行共市中にて、町人等内々上の御政事を取沙汰いたし、狂歌落首などにも仕、申ふらし候事、以の外不届なれば、嚴敷吟味仕べしと言上せしを聞きめして、夫は少しも苦しからず、さ様狂歌落首あらば、何ほども寫し取て差上べし、下の取沙汰を聞てこそ、政事の得失も心附くことあるべしと仰せられしかば、かく申上たるもの感服し奉りたり。有徳院様御代、山下幸内と申候浪人もの、御政事を批判し、存慮を申上し時、年寄共は一統、浪人の身にてか様なる無禮の義申上候事不届なれば、御咎め被仰付べきにやと申上げれば、たとえ下賤の身にて、不用の義申上たりとも、上の御爲にと存じ申上たる志をば稱美すべしと仰ありて、御褒美に白銀を下さる。是等は皆夏の禹王善言を聞たびに拜されしと申聖人の振舞と、千古同轍の思召にて、難有御事と奉存候。堯舜など申大聖至聖の上にてても、尙諫の鼓を設け置て、下々の言葉を求められ候。後

の世にも、漢の文帝、唐の太宗など申す尊き大賢英主たちは、皆下々の申す詞をよく聞かれてこそ、今の世迄美名芳蹟を顯はさる。恐ながら當御代、御仁心あつくおはしまし候事は、士民町人、其外陪臣ども、皆々御尊申上候ことは、聖人の感格と申處にて、自然と御徳義の下に通じ候、神明不思議の場にて候。是全く御美質の處は申上候迄もなく、數十年來聖人の道を御耳にとめられ、其心に御熟し遊ばし候御光り外へあらはれ候儀を難有存上候。然るに昔禁中にてても、白河院、後鳥羽院など、専仙洞にて御政事の御世話ましく、武家にてても足利義滿、義政など、隠居して後専ら政務を差圖被致候故、その間は下々も皆隠居の政事とのみ心得候處、其隠居終られて後、其家の威光俄に衰え候事も間々御座候。是は當主其時の心得よろしからぬ故にて候。權現様、台徳院様、いづれも御隠居後、萬事の御世話遊ばされ候。是は御當主様、御孝心の厚く候故、萬事御指圖を受けさせられ候事にて候。當御代もまた、此御模様にて候得ども、天下の人今迄も、萬事西丸より出候御政事とのみ存候處、當上の御仁惠の感格の徳にて、いつとなく下々

恐察して、あはれ當上御自身の御政務とならば、いか計難有からんと、大旱に雨を待
心にてさよやき居申候。さ候得ば、只今よりの御政事を、天下萬人目を付て罷在候處故、
ことの御手始には、是非一廉の御仁政を施され候て、困窮難義の事を御救ひ遊ばされず
しては、叶はぬ御場合に御座候。其仁政の遊ばし方は、年寄どもはじめ、夫々其筋の役
人え被仰付候はど、何程も是あるべく候。宮室を卑くして、力を溝瀆に盡すは、仁政
の第一に候。然るに當御代には、前々より御一身の御榮耀を少しも御好なく、只々御慈
悲を第一と遊ばし候得ば、はや自然と聖人の大徳御身に備りたまひ、此上もなき御事と、
天下一統、難有がり罷在候。乍然、餘り細かに御世話御座候得ば、差支多相成、萬事
滯りて、政務の害に罷成候。古人も、天下を治るは小鮮を烹るが如くと譬へ申候。小
魚を鍋に入置て、其煮かけんを試いたし度存じ、度々鍋の内へ箸をいれ動かし候得ば、
魚皆潰れ申候。天下は廣きものに候得ば、自身一人にて瑣細の事迄、行届世話をせんと
すれば、心計疲勞し、果には精心盡て、大病を引起し候。其節は先祖兩親へ不孝に相成、

天下も其苛政に苦み、衰亂を致し候。秦の始皇、隋の煬帝など、皆其身の才智に任せ、大
臣を疑ひて、瑣事の小事迄も、自身骨を折て、終に病を起し、子孫まで衰え申候。天下
の君は、寛仁大度を體にふまえ、英明獨斷の用なくては、一日も安く經べからず候。寛
仁とは、廣く慈悲を施し、大度とは、小事に抱はらず、夫々役人え申付、手をおろさず、
英明とは、臣下の善惡を見分る事に候。獨斷とは決斷の場に至て、衆人の詞に迷はず、
定め候事に候。此四徳備はらざれば、慈悲も仁政も、姑息と申ものになりて、婦女の小
兒を哀憐するごとく罷成て、廣く及び不申候。又晉の代には、兄弟多く大國の大名に
取立置候。此大名ども、いづれも我等は先帝の御子なりと申て、我意我儘を振舞ひ、銘
銘權威を争ひ、終に晉の代は、兄弟の爲めに亂れ申候。是れ全く、天子の權威薄く相成
候故の事に候。台徳院様には、能此處を御心得遊ばし、越前越後兩家を始め、恩を以て
御なづけ威を以て御服し遊ばし候。御一門は他家の手本にて、一門亂れては法令も立不
申候。又三年の間父母の道を改めずと申事、衆人の難義にも、天下の害にもならざる事

は、成るべき程、父のいたし置たるは、先其儘差置宣と申事にて、天下衆人の害になる事は、即日にも改めるが孝道にて御座候。文昭院様には、此處を御心得被遊候故、常憲院様御棺前に於て、御自身御斷被仰上、殺生禁斷御ゆるし被仰出候。誠にか様なるが英明獨斷に御座候。兎角上の權下へ移り、下の威強く相成候得ば、擁蔽と申て、下のこと、中途に留りて上へ通せず、權臣權を専らに仕候得ば、上の思召下へ届かず、天下逆亂の基に御座候得ば、權は下へ移らざる様に政事を執行ひ可申事に御座候。畢竟か様の事、上には能元來御心得の事には候得共、此節わけて御大切の御時節と存候得ば、恐れも顧みず、御側らまで申上候。老のくり事に御座候あらましなり。

(一三二) 岩瀬忠震より介堂へ

(含蓄多き短文)

拜見、態々勞貴价、恐入候。然る處、別紙不來、遺憾に候。何卒御序に同度候。今夕

岩瀬忠震一蕃府の士、肥後守、號蟠洲、岐雲園、文久三年七月十三日歿す、年六十一

者不在、明日在宿。草々拜復。

(一三三) 妻木棲碧より目付某へ

(時事を論ず)

吉田稔丸へ應接語頭之廉書、最初大膳太夫より、御政治之本故人材御精選あるべきの事建白、引續公武之御合體御周旋立入、然るに永井雅樂之不手際より國中不穩、因て同人に屠腹爲致、人心の合候得ば、攘夷の一邊を相背き來り候外、別に異論無之、但壯士共兎角公邊攘夷御因循と見込、不平の餘り、折々過激之儀も有之、是には大膳太夫父子竝表立し家來邊も困居候事。乍去是迄之暴舉何事に不寄、長人の所爲と聞へ居候得共、多くは諸藩并長人の内、亡命家の爲す所にて、全くの長藩の知る所にあらざる事多し。一國中の人氣攘夷ならざれば決して安じ不申、方今の勢其爲には、防長二州共差出置候程にて、所謂かたまり法華の姿にて、國主も當惑に存居候事。

妻木棲碧一名は賴矩、通稱傳藏、蕃府旗下の士、明治二十四年歿す、年七十六

一去る五月攘夷の擧は、公武の兩命を奉じ候儀にて、勢右様爲さざる時は、國口を欺くの罪を得、國內動亂をも引出すべき勢相見え、此儀は篤と御熟考被下候得ば、長國の罪は聊も無之、却て憫然に可被思召事。右に付天朝よりも御懇勅有之、公邊よりも二條御城御暇の節、御懇の上意有之位の事故、御留主中閣老よりの奉書の表には隨ひ兼、實は多端に相成困入、大評議の上右様相定候事。

一中根一條、全く事の間違とは申ながら、畢竟〇〇の無念にて一言の申譯は無之候得共、事情を尋候へば、國中浮浪の徒の過激に出る處、藩内のもの更に不存事、此儀に付、稔丸實に隱微の内に苦心周旋仕、右故其事、彼に止り候事にて、稔丸力を不盡に於ては、今一層の大難事に可及、此儀は公邊并に長國へ對し、稔丸聊寸功有之哉と、心中には存居候事。右間違の本は、御使の入港振如何にも不都合、第一先觸も無之、且運船の模様條理に外れ、且御使の申口も不分明、又は船中のものの申口と符合不仕、都て怪敷見え候事。右故最初は、夷船襲來と申受、元來人心防禦一圖に奮發致居候折柄、逆上

の餘り、疑心暗鬼にて、二發打炮いたし、其後日本船と相別り候得ば、兼ての風説も有之、夷人□□のものと國中一體に思ひ込、中々國主の制しも不聞入二程の失禮の處置も有之候事。乍併愈御使と相知れ候より、常例の取扱に致候事。

一御小人目付を殺害いたし候罪人、嚴敷探索いたし候事。

一中根は別船にて送出候處、今に其船の行衛不相知候に付ては、云々の説も有之候事。

一牧野村上兩氏之擧動疑敷存候事。

一五月攘夷の擧迄は、國中のもの聊公邊へ隔意は不抱候處、中根持參の御封書にて、人心瓦解いたし、壯士は怨憤死を決し、一圖に讒者の□□を思込候事。

一□□候へ共、結局の所は、長國最初よりの見込忠誠に出候義御了察彼下度、□□攘夷の擧は、公武の命を奉ぜざる事不得止に出候事にて、聊妄動に無之、方今士風萎靡の時に至り、皇國の爲めに力を盡し候儀御慰し被下候へば、一時に人心平定、永く御恩徳

に伏し可申、然る上は、中根一條等、藩内君臣の知らざることに候へ共、眼前國中にての事故、無念の廉を以て御咎彼仰付候分は元より、防長二國は差出置候事故、聊奉怨儀無之、只々一圖に暴逆の名を取り、微忠不相貫、徒に罪を得候ては、死すとも冥目不仕よしの事。

一向後國家の爲めに無二の力を盡し、御中興の御大業を奉助度志願故、如何なる難事にも被仰付次第、粉骨相働可申藩士に有之、殊に攘夷之御決策相成候上は、先鋒は必ず相勤申度事のよし。

一八月十七日の變は、御親征の策不行、失望の餘り、淡泊に人數引候迄の儀にて、七卿誘引等の儀は、風説とは其相違の儀有之、其他十津川、大和五條等の儀は、亡命の長人交り居候か難計候へ共、弊藩の決してあづからざる所の(以下缺)肝要

一差向人氣鎮靜の儀は、大膳太夫にも深く運慮罷在、元來國用は窮し、攘夷の正義は不行所より、自然亡命のもの出來、右の者先々に於ての所行にて、向後國界へ嚴に關門相

建、亡命相防候つもり。就ては國中に於て先動搖は有之間敷、既に亡命のもの致す儀は、何分力不及候事。但稔丸在府中、少しも安心の儀相見へ候はゞ、早々書狀を以て、猶今一層鎮靜之儀申遣し候心得の事。

一朝四時過、赤坂龍土屋敷うら地、清水谷別屋敷屋敷内千廣長屋一軒も無之、甚小茶屋家體の場所を稔丸の旅宿と相定め住居、……同人同志二三人の外更に嫌疑無之場所、□□て會夜六ツ時内話相終り候事、□□且舊識久々にて面會の心祝と申、夕膳酒飯、さし出候事、□□相伴として小幡彦七來會候事。

一□□夜に入候間駕籠差出、且此節柄案じ候趣にて、同志之壯士を以爲相送候間、任其意候事。但右送りのもの、御當地不案内と申、且深夜一人差戻し候も少々掛念に付、拙宅へ一泊爲致、今朝差戻し候事。

一出府の土産として、國元細工之鐵鏢大小分共被相贈候。右返禮として、相當より過分の品、是より相贈候積の事。

一稔丸へ出會之儀は、拙者家來にて一人も存候もの無之、只長藩舊知己のもの出府に

付、戦争後の安否相尋遣し候迄には申聞置候間、此儀は御安意可被下候事。

(一三四) 菊池大瓢より一ノ關侯へ

(時事に關する意見書)

菊池大瓢一名は一孚、通稱文六郎、一の關の藩

此度此亞墨利加合衆國主より書翰到來、結好交易件々の願申越候に付き、廣く天下に令し言を求め給ふ之由、寒微書生策を擬する抔、誠に嗚呼ケ間敷儀にて、矮人觀劇の見識固より難免候得共、應命愚慮書上候、如左。

御答書の要、彼が言を聽と不聽との二言にして定まる事勿論に候得共、兩件共に後患難免候品は、其言を聽かば彼が術中に陥り、交易の員追年増多し、國用窮乏の基に相成、又其言を不聽ば、彼言を左右に寄せ兵端を起し、迅速自在の兵艦を以て四邊を瞰ひ、我をして奔命に勞しむ。右之通に候得ば、孰の道其備無之ては不叶義に御座候。傳聞、合衆國は本英人の種にて、距今百八九十年前創而開國、其後も英人又種類を移増候て、是

を支配し來候を、本朝寶曆年間、彼國文武の官に兩豪傑興り、軍官フランスククリン、遂に英人と交を絶ち、獨立して共和政事を行ひ、初は與黨の國十餘國有之、追々盛に相成、近年は三十餘國に及び、天保の中頃、西洋人所記の書には、闔國の人口千四百廿四萬、軍人八十萬、軍艦大小八十一有之候。敵の強弱に因り、我怯慢す可きには無之候得共、其國の荒増如、此承及申候。元來隣國に接るには、名義を正ふするが本に候得ば、彼内には如何様の詐術を挟み居り候共、書翰の面は正く候得ば、縦へ交易は御斷に及候共、獵船撫恤の義計は、御免し無之ては、彼へ對しても、又萬國への聞へも如何と奉存候。併彼又是に就き詐術を行も難測候へば、御答ブリは斟酌可有之事に御座候。窃かに彼の事情を察するに、或は利を以て誘ひ、或は勢を以て劫候も、畢竟互市の利を貪る爲にて、元の忽必烈本朝を併吞するの大志とは事替り候儀と奉存候。世の論者或は弘安の故事を引き、手荒き取扱之方可宜杯申族も可有之候得共、是恐くは時勢に達せざるの論かと奉存候。唯時宗が心を師として、事跡に泥ざるが、當今の上策かと奉存

候。所謂心を師とするとは、武備全具し處置豫め定め、敵の氣を吞事に候。俎其武備とは、兵食の二にて、食重く兵は銃砲急務にて、短兵甲冑は第二に候。何となれば、たとひ戰爭に及候共、彼不知案内の陸戰は、萬致間敷と奉存候。然る所兵食の二は、武家兼て用意有之筈に候得共、昇平の久、且勝手不如意の家多き方より、兎角弛勝に相成居可申、右様候得者、上より嚴令日に下り候て、其主人々々は、勤王之志切に候得共、下々其用意に困却致候方より、不服勝にて、主人の指揮心に任せず、則ち不覺を取るの基に候得ば、當今第一等の要務は、武家勝手向取直り候様の術に有之。去れば辻上の府庫を發し、一々賚賜有之事には無之、唯各家儉約質素を專にし、先積年の宿債は上の威光を以に棄損被成下、且參勤交替之期を緩め被下候得ば、自ら勝手向直り可申。尤も交易御斷に及び候は、前申如く、急速決戰に及候は難期候は必定四邊を瞰ひ可申。右様候へば、自然抱海の諸大名は、在國不致候は不叶儀に御座候。江戸及び四邊海防の處置は、天下鈐轄者其人に乏からず候へば、今不及贅論候。右之通り武

家勝手向直り、上下一致候得ば、兵食具足し、處置豫め定め、敵の氣を吞むの勢、既に立可申候。然る上に彼の言を聽ば、患の來る遅く、不聽時は患速に至り可申候へば、我武備急に具足致兼候は、彼國主の書翰に先數年試に交易可被取行との文義も相見え候得ば、時の權を以て、交易暫く免候共、不足畏事と奉存候。ペルリ上言は、不遜却盟の語氣頗る見え候得ば、國主書簡と不相當の處罰に詰責致、國主へは聽不聽不拘、何分禮を正し辭を直くし、彼をして兵端を求る道なき様御答書被成候方可然奉存候。以上。

(一三五) 鍋田晶山より藤田東湖へ

(鶴峯戊申の推薦狀)

賤簡拜呈仕候。逐日寒冷相加候處、貴堂益御勇健被成御座、奉持賀候。次に僕義仍舊無恙消光罷在候、乍憚御放慮可被下候。將又、貴家其御地御遷居後、時々御安否

鍋田晶山通稱
舍人、安藤對島
守の家臣

等も可_レ相伺_二管_一之處、公私紛擾罷在、不覺光景推移、心外濶焉之仕合、背_二本意_一候儀、偏_ニ御寛恕_一可_レ被_レ下候。乍_レ恐當時黃門公にも、御在國被_レ爲_レ在、追々御美政御處置向等、粗奉_二承知_一候。殊_ニ弘道館御建營、文武兩道益御盛舉之趣、都下_ニ相轟_一き、誠に奉_二欣慕_一候御義に御座候。此上衰弊之候伯連々憤發興起有_レ之候様仕度、渴望罷在候。是等之御大舉も、畢竟先生御奉承之義と、竊_ニ臆察_一仕候。就而者萬事御繁劇、御休暇も被_レ爲_レ在間敷と奉_二恭察_一候。且講邨之治、御民政之第一、實以不_二容易_一、御大舉之御義、悠久之御仁政と乍_レ恐不堪_二感銘_一次第に御座候。且又當時御藩第御立入仕候鶴峰彦一郎儀者、先用にも不_二一通_一御眷顧被_レ成下、蒙_二辱愛_一候趣、兼而承知仕罷在候。同人事往年東下之砌、松屋方に而不_レ圖自得_一一面識_一已來、遂に文會の交りを結び不_レ絶往來仕候。因て其志趣をも熟知罷在候義に御座候。其爲_レ人僕贅言不_レ仕、御承知被_レ爲_レ在候御事と奉_二存候。彼所長最音韻之學に而御座候。抑_レ弘道館御建營被_レ爲_レ在、文武諸局一無_レ闕御全備勿論之御義と奉_二存候。其中音韻局と申は、如何御座候哉、竊_ニ奉_一窺_レ候。凡切韻之學

たる、唐代にも是を五經に併せて科場に頒つと有_レ之、又往古に我_レ朝廷にても、大學寮に音博士相見え、印度西洋専ら其語法を相用ひ候ひぬ。彼戊申從來其學に鍊磨し、丹誠を碎き罷在候へば、爾后萬一音學局之御所置も御座候はゞ、何卒御舍被_レ爲_レ置、彼をして其局長に御舉科被_レ成下候義は相叶ひ中間敷や。此儀者全僕風と存附候義に而、彼を受_レ依頼_一候筋に者更に無_レ之、只管彼れが才學を惜み候而之微意迄に御座候。尤當春國公御試策にも、蓋_ニ各吐_一露胸臆、以助_レ寡人之不_レ逮、寡人將_ニ虚心聽_一之と申御文章、僕密に奉_レ窺_レ之候。實に雖_レ唐太宗所_レ不_二遠逮_一也、古今難_レ有_レ非_二尊慮_一哉。殊に戊申儀、當時史館御編集御用も被_レ仰付置、二季拜領物等仕、殊に拜調も相濟候者に而、御藩士に相准_レじ候間、此上先生等御周旋之御一舉を以、眞從にも罷成候身分故、何卒音學局を奉_二蒙_一御擢_レ撰_レ度、於_ニ于僕_一幾重にも奉_二懇願_一候。凡_レ撰_レ人は古人も所_レ難_レ也、僕素_レ淺學蒙昧非_レ知_レ、人之才識、蠱漏不_レ敬之御答、幸に御仁恕奉_二仰希_一候。時下爲_レ道御鄭重奉_二祈_一候。恐惶多罪々々頓首。

十一月十八日

二白、此度戊申進呈仕候、頌_二弘道館_一之歌詩、定而其御筋_レ被_レ差出、御一通も不_レ爲
 在候御事と者奉_レ存候得共、幸机上有合候まゝ呈上仕候。直に御留置不_レ苦候。且又
 御在府中、粗御賢慮相伺儀も御座候哉。烈祖成蹟之義、何卒廿部許活版御免除被_レ成
 下_レ候義者、相叶申間敷候哉。右は全同志申合、中西忠藏へ相託し候而、謄寫之勞相
 省_レき申度宿望に御座候。部數摺立爲_レ利相謀候筋に者、決而無_レ御座候。此儀者乍_レ
 憚御安心可_レ被_レ下置候。萬一御同僚御望之御方も御座候はゞ、隨仰摺呈遣可_レ仕心
 得に御座候。此書素々御未成に而、御校合等不_レ被_レ爲_レ届候趣には承知仕居候得共、
 既に於_二京師_一も、御感賞有_レ之候儀、殊に當今世間普_レく寫本にて相傳、珍重仕候事
 故、可_レ相成候はゞ、御内評之上御許容被_レ下置候様、偏に奉_レ懇願候。且又當夏
 中者、杳所先生にも御歿故被_レ成、御同意残念至極に奉_レ存候。知不知共歎息仕候議
 に御座候。以上。

江川坦庵一名は
 辰英、通稱太郎
 左衛門、伊豆葦
 山の代官、安政
 三年正月十六日
 歿す、年五十五

(一三六) 江川坦庵より新婦某へ

(婦道を諭す)

夫を天と致しし事は、誰も辨へ居へば、天を怨み天を厭ひ_レ迷逃可_レ申様無_レ之。是
 等の義に心を付、能々相事へ可_レ申。凡門内の治は恩義を掩_レ故、心易立も出來致し
 ぬ間、敬慎專一心掛け可_レ申。一男は剛を以て徳と致し、女は柔を以て道と致しし事にぬ間、身を修めぬには敬にしく
 はなく、つよきを避ぬには順にしくはなき事にぬ。故に敬順の道は婦人の大禮にぬ。諸
 て誰も最初嫁_レ節は、何様にも厚く心掛く可_レ積の處、追々居馴_レにしたがひ、前にも
 申_レ心易立と云者出來ぬ間、朝夕に心を用ひ、聊にても差出_レ間敷事、或は不足_レ間
 敷事共、決して有_レ之間敷。總じて足ることを知り、勘忍を專一とし、言行とも都てひ
 かへめ_レに致し可_レ申。凡事に直なると曲れるとはあるなれども、それを其儘に、是は

直なり、是にては曲れるなり、抔と申時は、自然に聲高にもなり、果は夫婦争ひにも至り申。畢竟は平日前條の次第を等閑りて心に掛けざるよりの事に。柔順婉曲にして夫に従ふは、女の道と申事を心得可申事。

一夫留守の節、客來ること有之ば、夫不在の旨申斷るべく、若し無據事にて座敷へ通しひはど、誰にても側に差置、差向にて話不致様精々心付可申。凡物は腐より蛆を生じ、人も疑れず得ば、讒にも入り不申。能々心得可申事。

僅かなる功に誇りは、教なき婦人の常にて、其心の底も見られ、恥しきことに。よき取計の義有之れとも、自負の體なく、或は不行届不調法抔と被申候節は、我身を顧み、聊か不平に存じ申間敷。それを口數多く彼是辯じれば、非を飾り候にあたり、却て他の厭惡を來し候事に至り可申事。

一 衣服其外、都て手掛け者へは、念入申事。

右は此度縁付に付ては、最初よりの心得方大切に間、差遣すものなり。

一下婢共告口等一切取用申間敷、己れの長を説き人の悪しきことをあけ様なる物語は、決して致し申間敷事。

一其家政の儀、他家并に里方の振合を例に引き、彼是申間敷、且つ自分の申出通にならざる逆、不快の顔付、又はブリく致し事共、甚敷夫の氣色に障りもの、に付、都ての事に此心付肝要と心得可申。且夫に對し、一旦さからひ共、終には致しかたなく、先の意に者故、寧ろ最初より順從致し方、女の道にもか、なひ、われにも由なき遺恨の念慮を起さず、兩全の道と心得可申事。

(一三七) 柏木忠俊より江川坦庵へ

(パンの製法)

別紙奉申上候。然ば作太郎へ面會、パン製法承候處、被仰下置候通、饅頭粉竝饅頭の元、尤味能仕候には、鶏卵砂糖等も加へ候へども、右は長崎の工夫に有之、西洋

柏木忠俊、通稱
總藏、江川坦庵
の家人

に於ては、麥を荒く挽き、夫へ鹽を少々入味を付、焼用候由。勿論平常食し候分は、毎
日食用丈拵候由。出陣等に用ひ候分は、矢張同様に候へども、其焼方六ツ敷、厚五七
寸も有之、切石を以て、薪二十把餘も焚かれ候程の大釜を築立、其上を土にて能々塗
付、一方に小さく口を明け、其口より薪二十把も入、凡半日も焚、十分火氣満ち候處に
て、火を不殘取出し、其跡へパンを入れ、右入口を塞ぎ、少しも空氣不入様に仕候へ
ば、聊以て焦ると申事なく、真中込フツクリと火通り、水氣更に無之様に相成、如斯
相成候パンは、一ヶ年位は、製候時の通に有之。既に長崎表にても、大釜一ツ築立置、
火消其外の節相用候爲、年々製置、篤と試候由申之、永く爲保候には、逆も鍋の燒釜
杯にては參り兼候。乍去差掛り候用向片付け、來る十五日過に私宅へ參り、製し可申
旨申聞候。且前書被仰下置候製法にては、差當り味宜候へども、左候ては却て厭き、
十日と食し候譯には參り兼候。永きに堪へ候には、麥粉一品へ鹽にて味を付候パンに限
候由。パン大さは厚三分計差渡三寸許、夫を一度に一ツ半、大食の者は二ツも給べ、其

後湯茶水にても吞候へば、別て腹中に至り殖へ候様覺え、必ず輕辨と奉存候旨をも申聞
候。右大釜は、何様炭燒釜と同様の工夫と被察候。作太郎、其内には熱海へ湯治に參り
候由、大分炮術の事も心得居候體、且は御日通りをも奉願度由に付、其節は葦山へ御出
有之度旨申述置候義に御座候。

一下曾根公杯へも折々參候由に付、同人杯にても、パン製候哉、風と相尋候處、葦山様
とは大違、實用嫌の花麗好き、中々パン杯製造候體不相見由申之、猶大塚同庵と懇意
に致候哉承り候處、以前より交替は致候得共、入魂と申には無之、同人も、蘭書の不
讀には當惑の由、申居候趣申之候。

一シキウートオル製法は、定めて藤兵衛より申立候に可有之、實は作太郎杯は、昨春
より製法種々試候へども、何分舶來の通に出來不仕、右は木綿に無之故とも被察候
旨申之候。

一ハンチーフルスタラーテン、是は誠に新書既に上に有之、外は薩州公并私一部持罷

在、品に寄候はゞ、鍋島公に可有之候哉。先づ其位の事にて、右はカノン杯ピステン
 の打方に相成居、其餘珍敷事共有之候由。(此事私には相分り兼申候)右を外へ讓候積爲
 見に差遣置候へ共、多分兩三日の内には可相返、自然思召被爲在候はゞ、原書其儘
 入御覽、御用有無可相伺旨申之に付、兎も角も返り次第、借り受度旨申談、承知に
 御座候。借受候はゞ、早々可奉入御覽候。
 一下會根様には、西洋の太鼓御取寄に相成、右を入れ、頻りに御調練。併し大分間違も
 相見候へ共、先生へ對し申出候事も不_レ相成旨、笑ながら申聞候間、自然太郎左衛門掛
 御目候節、間違と思召候義も候はゞ、無御遠慮被仰聞度旨取繕申述候處、葦山様に
 は、御性質と申、乍恐私輩の者にて、本心打明し申上候事も素より出來候得共、下會
 根公は迎もソウは不_レ相成候由申之、萬事に付、甚不評判に御座候。且亦實意に骨折盛
 なるは、有坂順藏の由。大筒も夥敷出來、鑄物師杯も始終詰居候由申之に付、葦山の
 話も仕候處、大に恐入候體、且ランケホウイツスル又は焼け玉等は、作太郎も更に不存

體に相見申候。夫にても大塚同庵杯は、作太郎に參り吳候様、度々申來、同人を賴切居
 候由。先づ世上の砲術家も、大體様子も相分候得共、中々御當家の十分一にも不_レ至事。
 諸亦御家には、蘭學者有之段、如何にも他の不及所。併し一通の蘭學者の譯書は、
 甚無覺束由杯、作太郎は申之、中々啻合面白相聞申候。
 右奉_レ申上度、如此御座候。以上。

壬月八日

(一三八) 平塚飄齋より淺野中務少輔へ

(御陵の頽廢を歎く)

私儀若年之節、蒲生君臧著山陵志一覽仕候而、諸國御陵所荒廢之儀深恐歎仕、何卒其
 領主限、修補尊崇被致候様、說勤申度志願に御座候得共、在勤中者差憚、且寸隙も無
 御座候故、空敷打過、九ヶ年前退勤仕候後は、折々大和河内邊遊歴、先御陵所參拜仕、

平塚飄齋一名は
 茂齋、京都の儒
 者、後津久井清
 影と稱す、明治
 八年二月歿す、
 年八十四

不調法、陵形其外、寫取筆記仕置候處、去子年春頃、諸陵御改之儀被仰出、其節不存、寄私悻茂友儀、右御用出役仕、幸之折柄、山陵之儀委細相辨候者、召連取調致度候事に存立、内々取扱掛之向え無急度添心仕候儀に御座候。一體元祿享保度御改之比は、國學等當今之様に不_二相開_一故哉、乍憚疎漏之様子に相見、一ヶ條を舉申候ば、宇多帝御陵は、仁和寺之大内山に御現存之處、大和國大内山陵所不_二相分_一は、兩度之御調に相洩、其餘崇神景行二帝御陵之儀は、大和國山邊道上之_二陵_一は、只今眼前に高大之陵所御座候内、崇神帝御陵は、清水樣御料敷に相成、其以前河尻甚五郎御代官之節、手厚に竹垣等取繕ひ被置候振合も御座候間、前書宇多帝其外嵯峨天皇御眞陵等之儀、仁和寺大覺御門跡に而、素々麓末可被致場所に無之、唯公儀御記錄に相留候様仕、折々見廻之者被差向候はど、永世湮滅も仕間敷、此儀も尊仕候處、都而於御役所、不寄何事、探索筋は中座悲田院と唱、盜賊捕方之賤者へ申付候流弊に而、右御陵所之儀も、悲田院之者へ爲承探候得者、成程御現存之趣取扱掛之仁挨拶、承傳甚以歎息仕、此上者關

東御儒者之内、先年柴野彦輔爲御差登和州巡歷之格を以、御陵向御調相成候様仕度存、其段林家え傳手を求願込候得共、差當右様之御用に可_二相立_一御儒者無之由に而、甚失望仕居候處、四ヶ年前、當御奉行被爲蒙仰、御上著後、品々御善政被行候上、昨春は、輦下第一之勝地嵐山、高雄山、櫻楓、伐荒候無慙之僧徒御制止被成、殊に京都御在勤之冥加は御座候而、昨寅年三月より、前書仁和寺大内山上宇多帝御陵、并北嵯峨御廟山、嵯峨天皇御眞陵、其餘大北山村花山院御陵等、秋冬迄茂、追々御自分に御出被成、御組取扱掛等も心得宜敷人體被仰付候故、是迄陵所探索筆記抔相嗜居候向え、手廣質問御座候に付、銘々心得居候事共、講究討論仕、是迄京郊に湮滅仕御座候御陵之分、凡拾五個所程も御見出相成、銘々共多年之鬱懷相霽れ、大慶仕候。然處、今般尙又從關東御陵所御取締方等之儀結構被仰越候段、重々難有奉存候。乍去當節御國事を始御急務差添候趣を以、先元祿享保度之御趣意に基き、木柵竹垣等修補出來之由にも承及、左候而は、蒲生君臧著述山陵志以後、銘々探索仕候邊は、全御取用不_二相成_一

哉と相察、何共遺恨之至に御座候。愚按には、帝陵荒廢を被爲興候御事は、國家御安
 全御祈禱之第一に而、頻年異船再々東海へ渡來仕、既に大社大寺之向御祈被仰出候折
 に候得者、餘事に違成丈御詮索被仰付候而、聊たり共御由縁之地を被書加、百帝
 御陵連綿仕候様、且又南朝後村上帝、後龜山帝御陵塔之儀、是迄被爲擯斥候得共、今
 般御書載之上、夫々御同様之御取扱相成候共、又者御入用多分に相嵩候得者、其領主へ
 修補被仰付候而茂、冥加に叶可申儀歟と奉存候間、幸之折柄、昨年來御自分に御取
 調相成候向々、速に御進達被成下度、諸又、如此太平三百年に近く打續、兵亂も無
 之處、御陵荒廢に至候は、全其土地之者心得不、宜より相起候儀と相考申候。山
 城國之内に而も、深草伏見邊は、數代之帝王御葬所に御座候處、十に八九は其處を失ひ、
 就中近年は、深草所々に而、瓦土を掘取、并孟宗數畑地に掘發き、古蹟等も次第に無
 跡形、古來より谷口町人家東に、山伏塚と唱へ、南北廿三間、東西十二間之圓丘御座候
 而、是を柏原眞陵之様にも申傳、去五十年前迄は、古木生茂り、夏日は、大津より伏

見へ往來之者共、樹下に避暑仕候程之事に候處、いつと無く樹木を伐取、梅林又は孟宗
 藪に仕、兩三株相殘候大木之松をも、先年泉涌寺庫裏御修復之木材に相用、其節異變有
 之儀を、衆人見聞仕居儀之處、右山伏塚、只今者土中迄も掘壞、大石を起し、他へ賣拂
 杯仕候趣、昨秋頃、私儀兩三輩同伴、深草へ罷越候節も、其邊に七八ヶ所小塚有之候
 を、眼前に而一塚打壞、田地に引均候を見受、是を以相考候得者、不見存内に
 は、何様之山岳をも平均に可仕と、誠以歎息仕候。且又和州柳本領々主陣屋後に、景行
 帝陵御座候茂、餘程壯大之陵に而、廻はりに溝池有之候處、近頃樹木を伐捨、田畑に仕、
 領主遊山所補理、且櫻を植、又蜜柑畑等に仕、猶又同所續澁谷村に、上山塚と申元祿御
 改之節、奈良御奉行より、御書上未定陵圖に載御座候場所も、悉く禿山に打開、頂
 より裾迄、一圓之密柑畑に相成御座候。其餘同國高取領五條野村持丸山と稱候岡山者、往
 古檜隈大内丘に相當候土地に而、右丸山之儀者、天武持統御合葬之陵所に御座候由、則
 山陵志に相見候處、右丘一圓に田畑に打開、近年私罷越候節者、全以麥穗豆花之世界

と相變、實以無_二勿體_一事共、此儘差置候而者、一睡之間も安心不_レ仕御儀、世俗者亂世に而陵墓傾壞、仕候様相心得候得共、假令兵火に亂妨仕候連、土中迄掘返へし候様之事には無_二御座、今日瓦土孟宗藪、螢柑畑之爲に湮滅仕候類、御治世之變化、却而甚敷奉_レ存候間、段々申上候趣被_レ爲_二聞_一召譯、今般御沙汰之處、元祿享保度御改洩之向者、先其儘との御事にも候はゞ、山陵志其外近來考索を以、山城國者不_レ及_レ申、大和河内攝津之國々共、某帝御眞陵と相見込候分一應御點檢之上、御所表へ御打合被_レ成下、彌以_レ夫と御決可_レ被_レ遊哉之分者、其領主萬石以上又は以下に而も、陣屋有_レ之家來等相詰候向者、領主より掘發候分、元形に取繕、追而御改迄之内麓末に不_レ仕様被_レ仰_レ達、萬石以下陣屋無_レ之小祿寺院等之分者、最寄御奉行所より、手輕竹垣を結び置、四五ヶ年目毎に見廻之節、御陵所に準じ相改候様被_レ仰出候はゞ、誠以_レ無_二此上御明政と難_一有可_レ奉_レ存候。畢竟私共愚昧卑賤之身分に御座候得共、多年考據仕、乍_レ恐眞陵歟と奉_レ存候場所、眼前穢壞仕_レ行候儀、誠恐歎之餘不_レ顧恐此殿内訴仕候。何卒是等之次第、御賢考之上、御

手數御物入等も不_レ相掛仕法も可有_二御座_一候間、今般折角之御盛舉序に御陵所相知候向々者、不_レ殘公儀御帳面に御書載相成候様、御取扱之様奉_レ願上候。以上。

安政二年卯二月十七日

(一三九) 三條實萬より井伊直弼へ

(公武合體成功の希望)

向暑之節、倍御揃御安福珍重に存候。誠に此度は大老御職御蒙珍重之至存候。當節別而御配慮御苦心之御事と令_レ察候得共、實以國家公武之御爲欣喜不_レ斜候。扱一條も、先頃内々當地御詮議、勅答之趣等申入候得共、其後は相替候義も無_レ之、其御地之御模様如何と、御所表、御心配之御事に御座候。一同にも痛苦いたし居申候。何分、公武御合體にて、御家之御恥辱に不_レ相成様、永久御安全之御良策祈入申候。定而當地之義ども種々御聞及御座候事と存候。誠に心配至極之事候。其中御雙方御趣意徹底いたしかね候事には無_レ之哉と存候筋も有_レ之候。先頃備中守歸府後、如何様相成居申候哉と存、自然

三條實萬一内大臣、實美の父、安政六年十月六日薨、年五十八、贈正一位

京江戸御見込方は違候共、皇國之大事を彼思召候は、理におゐて御相違有之間敷と奉存候。萬一御行違に相成候而は、甚だ恐入候事、いづれに致し御國體を誤り候而は難成存候。此後衆被仰遊候御都合如何可相成哉と、深痛心いたし候。先達而とは違今度再々勅答被仰出方、如何様之御都合にも可相成哉、公武御隔意に不相成申様と深痛心仕候。其御地にては、京都思召之處、唯御強くとの御無謀との申様に御伺取には相成不申哉、決而左様には不被爲在候と存候。實に

皇太神を始御代々え被爲對、當御代に至り、前代未聞之國難を御開きに而は、誠に被爲恐入とて、御苦惱被遊玉るし御事、其儀は申迄なく、御國體を被思召、勿論又徳川御家之御義をも厚被思召、聊御別心は不被爲在候御事と存、先年以來毎度被仰入候義も有之、且閣老衆より申來り候筋も有之、先々は迄御安心被遊候處、昨冬以來、殊之外御當惑御心配被遊候。然處改而、叡慮御伺と被爲在候に付而は、誠に御一大事に候へば、無御隔意被仰入候御義、今日之御都合に相成、何卒此上、叡念之

御程深御察し被遊、御熟和を以、公武御眞底御安心之様、諸民歸服相成候筋に歸し候へば、誠に以國家之洪福無極と存、其御處置振には嗚々御心配と令察候。此度貴官御大職御蒙りに付ては、衆庶之所瞻望實に天下之大事御一身に歸し、御心配は不大方と存候得共、至此時、國患を被除、公武御安堵之様に御周旋も相成候へば、叡慮御滿悦は申迄なく、庶民悅服候事ども、其功烈萬世に及び可申と、偏に懇祈仕事に候。右被爲休叡慮申に、公武臣下に至迄、見込區分候と存候。孰れか國忠を不存候ものは無之と存候得共、面々見込方、當否は可有之と存候。何分大義之所係天理之當然神明之冥鑑可有之候と存候へば、唯々公武御合體被盡人事、國辱後患無之様と存候。扱先日は、長野主馬御内々御差登し、當方へも御内使御差向、段々御懇念之御口狀、千萬忝存候。殊に時候御尋、見事之御菓子拜受、千萬々々忝存候。其砌は面會致し、何ヶ御地之形勢、貴官不一方御配意之御模様致承知大幸存候。内外不一方御心配之段、御察申候。乍去追々御勘考も御座候御都合、且御大職御蒙り以後、御周旋之御様子共竊に致承知、是迄

之御處置と相變り、御一新之御事にも相成候哉、其内御模様も相分り可申と存居候。何かと御心配不_二大方_一と存候。爲_二國家_一御自愛專一存候。久々呈書不_二致_一、御無音打過失_二本意_一候。猶又後便可_二申入_一、先時候御見舞_旁如此候也。恐々謹言。

五月晦

又申入候。

此後衆議被_二仰遊_一候御模様如何と、吳々心配いたし候。何分_二叡慮_一之御程も御趣意相立、又關東御處置振之處にも、御筋之立候様、兩全之御勘考程能處、御落合に相成候様所_二祈_一と存候。元來京師關東共所歸するは御一致之事と存、京都には神代已來之義を被_二思召_一、御國辱後患不可_二測義_一を、深_二御苦惱_一被_二遊候_一而之。

御見込、關東にも神國之武威を御更張との御見込、五大洲迄も被_二制御_一之御趣意、共に心皇國を不被_二誤様_一との御見込は、御同一致之事と存候。其道におゐて、差向被_二惱_一、叡慮候廉々云々之儀、關東にも即今_二御苦慮_一被_二爲_一、在候筋云々之儀は、其分何とか御處置有

之、公武御和談、詰り_二朝廷_一には關東の御處置御充分之程を御感悅、又關東には_二朝廷_一之御裁決之儀を御心服に相成、ケ様に所_二祈_一候。左候へば、上下人心眞實居合可_二申_一と存候。右等之次第は、誠に_二大事_一至極と存、何も不_二辨_一前後_二吐露_一いたし候。必々御莫言希入候。御一覽後、早々御投火可_二被_一下候。以上。

六月四日

尙々、當地之形勢にも、彼是心配候筋共有_二之候_一。下拙義なども、彼是御聞込御座候半哉と存候事々も有_二之候_一。唯々公武御一體之旨、國家を不被_二誤様_一とのみ存上候。自然忌諱に觸候事なども御座候哉。元來柔弱生之上、不學無術と申ものにて、何かに心配のみ仕候。當九條關白も御縁家之義、何かと被_二申入_一候義も御座候半と存、下官儀專に取扱候筋にも無_二之_一、然るに口義も何かと世評之義耳に入申候而は、痛心候事之心底は、決而暴虎馮河には無_二之候_一。御賢察可_二被_一下候。不_二一方_一間柄と申内懇志之義申入度、存念之儀も有_二之處_一、何分嫌疑を甚恐申候。先日御内使、何も御

様子申承大幸存候。別段愚按書付御叱正をも希度と存事之猶重便に可呈上致ども、先日來早々御内使へ御挨拶之儀申入度存候處、彼是取紛延引いたし、先々荒々如此に候也。

本多美濃守俄に參府、何等の事哉と申居候。若哉更々上京候事にも哉と取沙汰いたし候。何かと世上人氣立、此上如何と心配に候。何も後便可申述候條申殘候。定而當地之義、種々浮説共御聞及も御座候半、御地の事なども何か虚説に無相違との事を流轉候儀も有之、不穩之時節、治平祈入申候。以上。

(一四〇) 徳川齊昭より臣下へ

(直言を求む)

直言極諫は勿論、凡そ下より上へ對し、存寄等申立候は、人の至難と存候處、相續以來、面々篤存入等いたしく候者も少からず、大慶これに過ぎず。然るに近來存意等申立

徳川齊昭一水戸侯、治紀の第三子、幼名敬三郎、景山と號す、萬延元年八月十五日薨す、年六十一、私に諡して烈公と稱す、贈正一位

候者、追々減少致し、何共心細き事に有之候。忠臣良士は、聖賢の世に於てすら、君を愛し國を憂へ候事と承り候。況んや今士民の風俗もいまだ改まらず、國家の武備もいまだ整はず、下々より見候はゞ、可申事何程か可有之候へども、言上等日々減少致し候段不審の至りに候。察するところ面々精力を盡し、折角申聞候ても、逐一には用ひも不致候故、力を落し、何程申聞候ても無益と存じ、見合せ居候事にも可有之哉。我等及ばずながら、言路を開き衆言をも承り度存候上は、面々存意申出で、段々熟慮いたし、尤なる儀は幾重にも取用ひ度存候へども、下より見候ては、殊の外手輕きやう了簡致し、申聞候事も、我等において存の外差間多く、成しがたき事など有之、又は一方に宜敷候へば、一方に悪しき事も有之、氣の毒ながら、折角の存意を空しく致候類も少からず、其外各々は折角尤の儀申聞候ても、我等の愚昧にて吞込違ひの事も、如何程か可有之候へども、此上各々可申聞事をも申聞けざるやう成行候ては、國家の不幸、此上有間敷候間、存意の趣は、必らず伏藏なく申聞候様にして、くれぐれも國の本は家

にあり、家の本は身にあると申候得者、面々眞實に身を修めんと心掛候はゞ、國も治まらずして叶はざる理と存候。以上。

月 日

齊 昭

(一四一) 徳川齊昭より佐藤一齋へ

(弘道館設置につきての相談)

秋冷之節、起居萬福、欣賀之至候。扱是迄國元に學校無之候故、可取建と、家督以來、いろく工夫いたし候處、世間一統、學問と政事と別物に心得、且又、和と漢と二つに相成、甚しきに至ては、古事記日本紀を一見せざる漢學者も有之、六經の片はしさへ解し得ざる和學者も有之、其外、文人は刀槍の藝をいやしき事に思ひ、武人は讀書を恥の様に思ひ、又文にもあらず武にもあらずる役人風扱ふ者有之候處、學校取建候ても、文人武人扱と相成候てよろしからず候間、文武を合せ、和漢を兼ね、治教一致にいたし、

誰にても日本に生れ候上は、神祇を尊び、外國人と差別有之様、武家に生れ候上は、武備を心懸、百姓町人等と差別有之様、扱人間に生れ候上は、聖賢の道を學び、鳥獸と差別有之様いたし度存候故、學校の組立等、役人共へかけ置候得共、右の意を記文に認め候間、内々相談がてら見せ申候。

一孔子は、外國小邦の臣故、神聖神師扱いふ所へは、孔丘と認め度候へども、孔子の格式に拘り候儀には無之、畢竟、其教を慕ひ、道の輔翼といたし候儀にて、神祇は君、孔子は師の扱にて可然筋合と存候。

一和漢古今、孔子の唱へ、あらまし吟味候處、孔子没候時、魯哀公の詞には、尼父と唱へ、漢の世に、哀成宣尼公と謚し、唐の世に、文宣王と謚し、扱神州にても、漢土の眞似いたし、宣尼公扱可申管の處、令義解大學寮の條には、先聖孔宣父と唱へ、公とも王とも不申、是は、漢の世の宣の謚へ、魯君の諫に、父といふを合併せし物なり。されば、徳ある人故、敬て父と唱へたるを、神州にて用候段、やはり師

の取扱にて適當と存候。

一鹿島の神を祭り候事、不審も可有之候得共、國にて祈るに、天照大神を祭候事は、非禮に可相成と、常陸第一の名神を祭候積りに候。但武神にては、學校に相當せざる様には候得共、伏羲も聖人、文王も聖人、武王も聖人と申す如く、聖人は一様にても、其徳の盛なる所には、聖人迎も、長短可有之、されば鹿島神も、其盛なる所を、たゞ一武神と後の世にては申候得共、我は必ず學之たりといはんと申度事にて、今の武人抔申すとは、次第も違ひ、愚昧なる考にては、すべて神代の神は、多分は神聖と尊敬いたし候心得に候。右愚説僻論も可有之候得共、篤と一覽の上、存分添削頼入存候。尤外の文章と違ひ、政事へも拘り候事故、學校出來不申以前は、他見無用に存候也。

九月三日

水

戸

一齋老儒

(一四二) 徳川齊昭より老女よし田へ

(子どもの育て方)

尙々余四磨始め、毎朝の水は、只今にてもあひ事と存し候。若しあひ申さず候はゞ、あひせ申可く候。さるかほり湯はつかはせ申間じく候。

餘寒の處、其地小供等、緑の間にも障り無きは、一段の事に候。去る廿七日、余四磨事、大町神勢館へ行き候よし、是よりは、歩行又は乗馬にて、度々行き候がよろしく候。朝も未明より起き、水にて顔をあらひ、薄著にて庭などへ出て、小供相應いたづらいたし候がよろしく候。風引き候はゞ、其節はあたゝまり候がよろしく候。風を引き申す可し候とて、用心致させ候は、以ての外に候。兎角武士の子は、手づよく手あらに、成長いたし申さず候ては、追々成長の上、公家や町人出家の様に成り行き、天下の御爲めをいたし候様に相成らざる故、何分にも手づよくからだを幼年より鍛へてそだち候様にい

たし度。さて文武共に、出精致させぬが宜しく。文武を勵ませ、夫れにて死しぬ程の子は、惜しからず。死しぬても苦しからず。他へ養子に遣しぬても、柔弱にて文武これ無き者にては、水戸家の爲宜しからず。死しぬは、誰にても一度は死しぬ者ゆへ、外聞宜しからざる小供が成長いたしぬ位にぬは、死にぬ方、はるかに勝りぬ故、表の附きの者、并びに伊勢等へも申し聞けぬて、前文の通り、手あらく仕立てぬて、文武を勵ませ申す可く。奥にても附きの者に申聞けぬて、讀書のさらひ等を、よく致させ申す可く。晝は文武稽古の間は、前文に申す如く、神勢館又は好文亭等へ歩行いたしぬがよろしく、又相手などとシナイ打ちいたしぬがよろしく、小供の大人の如く致居りぬは、身のこなれ悪しく、宜しからず。如才はこれ有る間じくぬへ共、序に任せ申し遣しぬ。牛乳は、人乳を止めぬ程の小供は、孰れが用ひぬてもよろし。毎朝取りたての乳を吞ませ申す可く。一人にて五勺か一合も吞みぬへば足り申す可く。是は松延本間等へ申談じぬがよろし。一橋よりも今以て日々取りに來り、一二合計りづつ遣し申ぬ。何よりも牛乳にましぬ樂は之なしと存じぬなり。

(一四三) 靜寛院宮より橋本少將へ

(徳川家存立の哀訴)

静寛院宮一親子内親王、和宮と稱す、仁孝天皇の御子、徳川家の室、明治十年九月四日薨す、年三十二

睿慮之程伺ひ不願ぬへば、恐入ぬへ共、心痛に堪兼、願ひこころみり。去三日内府事、召にて上洛之處、不慮之戰爭に相成、朝敵の汚名を蒙り、歸府之處、徳川征伐之爲、官軍差向られぬやうに承り、當家之浮沈此事と存、苦心いたしぬ。内府より承りぬ趣、委細ふぢより申入ぬ通に付、何分雙方を承り不申ては、理非分兼ぬ。此度之一件は、兎も角も内府是まで重々不行届の事にぬ。内府一身はいか様とも仰付られ、何卒家名立行ぬ様、幾重にも願度、後世まで當家朝敵の汚名を殘しぬ事、私身に取ては實に殘念に存り。何とぞ私への御憐愍と思召、汚名を清め、家名相立ぬ様、私命にかへ願ひ。せひく官軍差下され、御取つぶし相成ぬては、私事當家滅亡を見つゝながらへ居ぬも

残念に^{さんねん}に^に間、急度^{きつど}覺悟^{かくご}致^し心^{こころ}得^えに^に付、私^{わが}一^{ひと}命^{いのち}は^を惜^{おぼ}み^不申^{まを}に^に共、朝敵^{あそ}と^共に^に身命^{しんめい}を^す捨^すて
 ぬては、朝廷^{てうてい}に^に恐^{おそ}入^いる^事にて、誠^{まこと}に^に心^{こころ}痛^{いた}いた^し居^いる。何^{なに}卒^{しん}心^{しん}事^じ御憐憫^{ごれんみん}察^{さつ}あ^らせ、願^{ねが}通^{つう}家^か
 名^なの^の所^{ところ}御憐憫^{ごれんみん}あ^らせ^{られ}ぬ^はど、私^{わが}は^は申^{まを}迄^きも^も無^な之^を、一^{ひと}門^{もん}家^かの^の者^{もの}共、深^{ふか}く^く朝恩^{てうおん}被^{おん}蒙^{もう}る^御
 事^{こと}と^と存^{ぞん}り。な^なに^にと^とぞ^ぞく、此^{こゝ}處^{ところ}よ^よく^く御^ご申^{まを}入^いる。猶^{なほ}同^{どう}役^{やく}衆^{しゆう}へ^も、御^{おん}申^{まを}傳^{つた}へ^て御^{おん}
 取^{とり}計^{けい}の^のこ^{こと}、幾^{いく}重^{じゆう}に^にも^も御^ご願^{ねが}申^{まを}入^いる。以^{もつ}上^{じやう}。

正月廿日

靜 寬 院

橋本少將殿

(一四四) 靜寬院宮より臣下へ

(戊申の際の告諭)

夫^た爲^る人^{ひと}者^{もの}は^は匹^{ひつ}夫^ぶ匹^{びつ}婦^ふと^と雖^{いへ}五^ご倫^{りん}の^の道^{みち}正^{ただ}しく^く可^よ守^{まも}は^る、衆^{しゆう}の^の知^し所^{しよ}に^に。我^{わが}苟^いも^も民^{たみ}の^の爲^{ため}
 母^{はは}至^し尊^{そん}の^の血^ち脈^{みやく}と^と生^な、天^{てん}下^かの^の政^{せい}務^むを^を 天^{てん}子^しより 御^ご委^あ任^{にん}被^た爲^らる^に武^ぶ將^{しやう}の^の爲^{ため}妻^{さい}身^みにて、

此^{こゝ}五^ごの^の道^{みち}を^を 失^{うしな}ひ^ては、孝^{かう}貞^{てい}と^とも^もに^に立^た難^{がた}と^と心^{こころ}得^え居^いる^得共、何^{なに}分^{ぶん}不^ふ才^{さい}不^ふ肖^{せう}の^の身^み、素^そ志^しも^も衆^{しゆう}人^{にん}
 へ^は難^{がた}顯^{げん}、慙^{ぜん}愧^{けい}に^に不^た堪^たぬ。常^{じやう}春^{しゆん}以^{もつ}來^ら、不^よ容^う易^いの^の變^{へん}動^{どう}出^し來^らし、 朝^{てう}廷^{てい}へ^へ對^{たい}し^恐入^いる^は
 言^い迄^{まで}も^も無^なく、 昭^{せう}德^{とく}院^{いん}様^{やう} 御^ご奉^{ほう}職^{しやく}以^{もつ}來^ら、不^よ容^う易^いの^の御^ご苦^く慮^{りょ}被^た爲^らる^に得^え共、當^{たう}家^か奸^{かん}吏^し共^{ども}の^の爲^{ため}
 に、御^ご誠^{せい}意^いも 朝^{てう}廷^{てい}世^{せい}上^{じやう}へ^へ貫^{くわん}徹^{てつ}せ^ず、終^{つひ}に^には^は御^ご旅^{りょ}中^{ちゆう}に^にて^て御^ご他^た界^{かい}被^た爲^らる^に在^あり、數^{かず}年^{ねん}嫌^{けん}疑^ぎの^の慶^{けい}
 喜^きへ、跡^{あと}式^{しき}御^ご讓^{じやう}に^に成^なる^事、御^ご不^ふ本^{ほん}意^いの^の事^{こと}と^と考^{かう}察^{さつ}す。尤^{もつ}御^ご當^{たう}人^{にん}御^ご本^{ほん}意^いより^{より}選^{せん}舉^{きよ}被^た爲^らる^に在^あり、
 ぬ^には^は無^な之^をに^に得^え共、今^{いま}日^{にち}に^に至^{いた}り^ては、 昭^{せう}德^{とく}院^{いん}様^{やう}御^ご選^{せん}舉^{きよ}の^の慶^{けい}喜^き、か^かよ^よる^る逆^{ぎやく}亂^{らん}を^を發^はし、家^か
 名^な斷^{だん}絶^{ぜつ}に^にも^も至^{いた}り^ぬは^ど、 御^ご先^{せん}代^{だい}方^{かた}、分^わて 昭^{せう}德^{とく}院^{いん}様^{やう}御^ご尊^{そん}靈^{れい}、如^{ごと}に^に御^ご殘^{ざん}念^{ねん}に^に思^{おも}召^{めし}る^に半^{はん}
 と、悲^{かな}歎^{たん}に^に不^た堪^たぬ、家^か名^なの^の處^{ところ}、只^{ただ}管^{くだん}歎^{たん}願^{ねん}度^ど、藤^{ふじ}上^{じやう}京^{きやう}節^{せつ}、歎^{たん}願^{ねん}之^の書^{しよ}、橋^{はし}本^{ほん}中^{ちゆう}將^{しやう}へ^へ差^さ出^しる^に處^{ところ}、
 中^{ちゆう}將^{しやう}より^{より}役^{やく}人^{にん}衆^{しゆう}へ、右^{みぎ}の^の愚^ぐ意^い申^{まを}入^い被^た置^おる^に由^{よし}に^に承^{うけ}り^ぬ。其^{その}後^{のち}、御^ご進^{しん}軍^{ぐん}の^の趣^{すゑ}、傳^{へん}承^{じやう}に^に付^けて
 は、一^{ひと}身^みの^の存^{ぞん}亡^{ぼう}は、當^{たう}家^かの^の安^{あん}危^きに^に可^よ從^{したが}ふ、決^{けつ}心^{しん}の^の書^{しよ}、猶^{なほ}又^{また}中^{ちゆう}將^{しやう}へ^へ差^さ出^し置^おる^に處^{ところ}、非^ひ理^りの^の
 事^{こと}共^{ども}不^ふ被^た思^{おも}や、大^{だい}總^{そう}督^{とく}宮^{みや}さ^ま御^ご初^{はつ}、藩^{はん}士^し共^{ども}へ^も傳^{へん}達^{たつ}被^た致^{いた}る^に處^{ところ}、素^そ志^しも^も貫^{くわん}徹^{てつ}し
 る^に趣^{すゑ}傳^{へん}聞^きる。其^{その}後^{のち}、慶^{けい}喜^き謝^{しゃ}罪^{ざい}謹^{きん}慎^{しん}の^の實^{じつ}効^{かう}相^あ立^たる^に付^け、御^ご寬^{かん}大^{だい}の^の御^ご處^{ちよ}置^お、被^た仰^{おほ}出^しる^に事^{こと}は、

各承知の通に。右に付今度上京、御詫御禮可申上筈には得共、今度龜之助殿、轉封被仰付に間、龜之助殿轉封國へ引被移、家臣一同の安堵を不見届、急速上京は、節義も立難事に間、當家の人々は勿論、天下衆人の誹謗を請は必定に。左には、一身の恥辱は差置、孝貞二つ乍相闕に様にては、春以來身命を抛、歎願等の素志も、忽水の泡と相成、始有て終無は爲、人者の恥る所に。去年此誠心も、當地の人々へは貫徹し兼、嫌疑を請に様子に付、誠に主從薄氷の上に坐する場合に付、一同深く案勞の様子諒察し、臣子の至情實以感泣に不堪。付ては銘々身の上にも、いか様の變事有間敷共言難。我一身は節義を守、假令非命の死を成す共、不義にして長生ならんよりは、遙に潔と決心の事には得共、銘々は薄徳の主仕へ、積年の艱難を忍、其上萬に一つも不慮等の事有之は不忍次第、不仁不慈にも當り可申に間、節義を捨、速に上京可願と、一度は治定得共、再三再四熟勘に、人間些五十年、長壽とても百歳の生命の爲に、千歳迄不義の名を残しは事は、實以残念の事に

に間、銘々の心中を不察、不仁不慈に當可申哉と、其處は深く當惑得共、睨とせし證も無事に恐怖し、重き孝貞の道を失候事は成し難。尤此誠心も、名聞の爲に盡しににも無に間、姦曲の人は、何共言は言、かく迄誠實を盡しは上、不圖災も有ば、是天の罪する處と覺悟し、運を天に任し、此場合にての上京、暫御猶豫相願に決心に。尤轉封相濟は上は、速に願出に心得に候間、暫の處辛抱し、此愚意を體認し、邪曲の鄙言、聞に忍び難儀も可有、之は得共、聊も懸念せず、心を正路に置、誠心を守、主従一致の誠意、天地の神明照覽を仰に様致度。頑愚の決心、定て衆の意に相可悖と考察得共、惜ても可惜は後世の名に間、何卒愚意を諒察しは様、若輩の者共へ、厚く教諭の様頼入。去年節義も相立、一同安泰の策もはど、覆藏無く申出は様致度は事。

六月十一日

高野長英一本姓
後藤氏、幼名悦
三郎、後郷齋、
瑞草と號す、幕
末の先覺者、嘉
永三年十月晦日
自刃す、年四十
七

(一四五) 高野長英より茂木茂恭へ

(老母の身上を頼む)

客歲仲春念幾日之朶雲慄に相達拜見仕候。仍々其後、速に御回答仕度候處、晚春より此處御修復に罷成り、一箇狹隘之處へ轉移、種々般々之ものと、鱗次雜居致し、難言艱難に逢候ゆへ、乍思遲滯仕り候所、又各處移居いたし候て、何事も心底に背き候ゆへ、是迄只様延引仕り候處、纔に今月念三日、舊所に罷歸り、大抵元の如に相成り、心も落付候ゆへ、先不取敢態々寄信仕候。先以殘炎未退候處、彌御安泰被在御起居珍重奉存候。當方僕儀も、先不相替窮厄中に御座候得共、長く罷在候方より微恙も無之候まよ、只此處ばかりは御安意可被下候。扱當表も、去春大様薨去來、御政務頓に御改革、先朝之寵又は舊來之御權家、左遷又は遠謫、又は禁錮被仰付、奢侈游怠之世態一洗に相改、令嚴に付、都下此節風俗之變態可驚事に候。然處、府尹筒君も去夏被退

候て、監察鳥君登用、府尹と被相成候。小生の不幸不過之候。然し來年は御社參之說專に候。尤已に御用意も相整ひ候。就ては大赦被行候風説に付、大に力を得申候。最初此處へ罷越候節、明夷之豐卦を得申候故、今年或は門外に出候事もやと存候。又此間爲卜候所、又明夷之泰卦を得申候。厄難も不遠除去可申様に被相考悦居候。扱右等之事に就ても、日夜に心頭に懸り難忘は老母之事候。只今頃は最早死亡も致し候哉、是迄時々寄信可承候所、不自由の處ゆへ力不、及是迄遅々、不孝之上更に幾多之罪を加へ申哉。然し右は兼て御聞及之通り之處ゆへ、御明察御海容可被下候。漸此節便を得、將又御地迄も御信通仕候事なり可申よし承り候間、先第一老母之安否承り度、態態呈書仕候。何卒生死之二字、明白に爲御知可被下候。もし又未だ存活いたし居候はど、母之親手に而、たつしやと申處十四五字、御書せ御遣し可被下候。又掌に墨を塗り、手判爲仕御遣し可被下候。去年來夢の兆惡敷、既に泉鬼やとも奉存候得共、何分不相分候故、くれぐれも分明に爲御知可被下候。尤去四月發紀、御邸内森氏

方へ、老母を遣候書簡は、夏中一見仕候。夫迄は慥に存活とは奉存候得共、其後是より信も不致候ゆへ、悲愁に迫り斃候事もやと、甚心痛仕候。もし又此節迄も存活いたし居候はゞ、小生之大幸且其悅申様も無之儀に候。もはや是を、毎月にも寄書仕候事も相成候儀と奉存候ゆへ、少しは心を慰候もやと喜奉存候。若又存生にも候はゞ、何卒萬事御世話之程伏て奉願候。別封千匹は、もし又老母死去仕候はゞ、何卒香花御備被下度。右に呈し可申候。若又未だ存活有之候はゞ、御送り届御渡し可被下候。餘の少しには候得共、死生之二字未詳、加之賃便は始而之儀に付、達候や否、是又疑惑仕候ゆへ、右杯試にさし上候。御回章後速に又多少贈呈、又謝答可申上候。此内御内様方可然御傳語奉祈候。水澤高野家えも何れ跡より可申遣候。又相願度儀は、異母兄後藤えは一向是迄音信も不仕候處、骨肉と申者最早無之候故、追々寄信いたし、託し置申度儀も有之候間、其内賢兄御越御面會之上、御説被下度候。後鴻遺物等之遣し度ものも有之候まよ、相送り可申候。大急ぎに相認候間、此度は何方へも不呈書候。

且是も大禁之事に付、口外御つよしみ可被下候。此書一覽後は、速に丙丁奉祈候。不備。

七月念九日

島屋便りにてさし出申候。南部迄も書狀通用なり候よし、書狀一封三百孔に不過候。左候はゞ、右にて早速此方へも相届可申候。一ノ關の兼々被仰遣候龜屋伊之助は、仲宿なるべし、御返事早々御遣し可被下候。其表書は、江戸小傳馬かわ町のべ屋の裏にて林藏様、と御記し可被下候。又き印御屋敷内森氏にてよし、いづれにも林藏方へ遣しくれ申候。又麻布六本木後藤大和守様のきわ、袋町宮野彌三郎様方内田彌太郎と申方にてよし。然しこれはなみにてはあしく候間御見合被成下度候。只林藏様方へ直に御遣し被成候方よく候。とかく右等之事は、御法度に付、御用心御遣し可被下候。又おまへの名前も、別號御書認御遣し可被下候。

(一四六) 高野長英より家郷へ

(身の上を訴ふ)

先達中御連名の御書、良策氏を以て雲外數千里の處御贈與、拜閱仕候。時に秋冷尤甚敷、朝來山嶺裝、霜申候。御地邊は定て雪山に相成候はんと遠察仕候。高堂何方にも愈御清健と奉賀候。小生事仍舊罷在候。扱小生事、急速歸省心懸居候得共、崎港遊學以來多病に惱、其上神氣に鬱々敷、又足痛等の事も有之、乍思未だ京師淹留養病罷在申候。就て深く思慮見候處、小生は多病且は驚才、未だ術も自得不仕、只少々學事は、數年勉強相研候故にや、少々は進歩仕候。仍て今より術を學び候事も、多病難叶、自ら學事を專にして生涯を過し申度候。左候は、御上の御用にも相立不申様に相覺、是迄數年勤學の功も無之恐入候次第也。可相成は、他の事は相勤、少しは御用にも相立、せめては是迄蒙御恩候千萬の一を報申度、忘寢食考見候處、西洋の學事より一事

見出申候。此事、東都に非ざれば、事を行難し。然し是等の事は不凡事にて、未だ事の就ざる前には、發言不申候得共、内意は、良策子より御承知可被下候。事調候はば、恐くば、水澤中の御爲めにも可相成、勿論上向の御益にも有之歟。所詮小生は多病なれば、歸省仕候連、醫事は行兼、尤何方に養病居候共、醫業は行兼候。是等之處深く御憐察被下候様奉願候。就之小生は、是より東都に趣き、養病申度心底に御座候。東都は數年遊學の地、刎頸の親友多く、病を養に宜く、又御上の御用を勤むるに宜し。先日中より、書中、當冬迄歸省可仕段申上候得共、只今の病身にては、急には歸鞍にも及兼申候故、何卒若柳安倍には、御小兒も多き様相覺候故、小生の養子に仕度奉存候。其上小生東都養病中には、兩母共に呼寄、乍病中一日も孝道に叶候様仕度存候。小生に於て、水澤を稱して僻邑となし、是を忌嫌、又は祿の薄きを以て、是を不快となし、東都に出で、他に事するの心底、毛末も無之候。一旦事君事を辭し候上は、何方にも事不申候。是を以て小生の心中御察可被下候。然るに高野の家には、小生

幼少より、深く蒙_レ育長之恩候得ば、今更離縁等の事は、必ず斗り不_レ申候。是非共に呼_レ寄せ、共に艱苦を同_レし、養母の老を養ひ、亡父千萬中の一恩を報申度、萬事良策子口舌に託し置申候。御聞取可_レ被_レ下候。只今小生隱居、養子相續一事相願候、草々と相記申候。不備。

(一四七) 藤田東湖より友人某へ

(養氣の法を論ず)

芳墨致_レ拜見候。如_レ諭嚴寒之節、愈御安健に被_レ成_レ御起居奉_レ敬賀候。野生無異罷在候。乍_レ憚御安意可_レ被_レ下候。先以御出府中は、寛晤大慶不_レ過_レ之奉_レ存候。乍_レ併甚_レ勿々之仕合、失敬不_レ少、御海恕可_レ被_レ下候。御歸京後打絶御疎濶、申譯無_レ御座候。□委曲芳諭之趣、一藩之面目、忝_レ仕合奉_レ存候。拙著人_レ御覽可_レ申旨、汗顔此事に御座候。神道之相談上中下三卷に立稿、初卷脱稿之處にて轉役、風塵之吏と相成、先中絶仕居候へ

藤田東湖一名は彪、通稱虎之助、後誠之進と改む、水戸藩の儒者、勤王家、安政二年十月二日死す、年五十

ども、朝暮心頭に不_レ離罷在候間、間を偷み、來春迄に者是非脱稿、廣く四方同志に正を乞ひ候心得に御座候。來示濟世云々、神武之道御同意志願に御座候處、神を敬し武を奮ひ候處には無_レ之、舉世佛に倣し虚文を弄候世之中、所詮大道興隆安心不_レ仕候へども、陰陽消長之理偶然ならず、一點の陽氣萬物の春を、回候如く、各國同志之士、同心一力、正氣を扶植し、綱常を維持仕候はゞ、神州の大道六合に光被候儀も、敢て六ヶ敷事にも有_レ之間敷、兎も角も自信愈篤醇、□正氣を涵養仕度、乍_レ不_レ及日夜心懸候へども、壯齡豪氣不_レ除、やよもすれば憤激之餘、宋人助長の弊を不_レ免、慙愧仕候。偕助長に付一説相認候、浩然説と申拙文、此節夜中抔腹稿仕候。其大意、世の中の人、浩然と申候へば、何歟豪放不_レ羈の様_レに心得違ひ、亞聖の意に背候は勿論、注家の意にも戻候。是はろくく不_レ讀書之弊、不足論候へども、氣質高明にて世の齷齪を慨嘆候人抔には、あしくいたし候はゞ、此浩然より害をなし候事も不_レ少、常陸抔別て此風を不_レ免候間、説を立候事に御座候。浩然の氣天地の間に塞ると申事、容易に見候時は、夸大の言に近き様に被_レ存

候處、著實に工夫候へば、孟軻氏不欺、我奉存候。大學之慎獨、又は心廣體胖、中庸之至誠不恥於屋漏、其外、仁智勇不憂不惑、不懼云々、即醇乎たる光明正大之氣にて、集義所生と奉存候。大酒を飲み人を悪口し、其外豪放不羈の行、ゆめく集義とは不被存、跡に而後悔候類、氣餒候様にては、世俗の所謂浩然なるもの、たましく眞の正氣を害するの理と申事を認申候。敢て先生長者に示さんとは無之候へども、脱稿次第正を乞申度、先づ大意のみを相認候。折節俗事蠟集攔筆、期後鴻候。以上。

十二月十三日

(一四八) 藤田東湖より永井某へ

(大鹽平八郎一件の顛末)

大阪亂妨の巨魁大鹽平八郎行衛不相知候處、大膽の者に候得者、萬一海上へ乗出し、大島、八丈島等へ引籠候は、不容易儀と、豆州葦山御代官江川太郎左衛門致苦心、内密

齋藤彌九郎(加州浪人、無念流劍術指南、飯田町住居、江川同流にて因み有之者也)を頼み、平八郎退き口爲糺候に付、三月上旬、彌九郎葦山へ罷越、夫より大阪へ發足、畿内相廻り、葦山へ立寄、四月七日江戸へ歸著に付、彌九郎見聞の趣、内々承候處、左之通り、

一 彌九郎江川へ申聞には、浪人之身分には御座候へども、萬一の節は、一ト御奉公可仕と、兼々覺悟之事に候得ば、此度の御用身に取面目無此上候、仍而は粉骨を盡し、時宜に寄、平八郎を召捕、又は討捨にも可仕候間、存分之働き相成候様に御仕向ケ可被下旨申述候得ば、江川尤に聞受、早速一通の證文を認候て、彌九郎へ相渡候由。右證文之大意者、今度大阪表及亂妨候黨類退き口御糺之爲め、家來齋藤彌九郎差出候間、時宜に寄、御領は御代官、私領は地頭へ掛合義も可有之、尤手延ニ致しがたき節者、直に搦捕、又は討捨候共、勝手次第の旨相達候、との意味にて、太郎左衛門姓名相認候由。

一 彌九郎右證文持參、間道のみ罷通り、旅行致候處、道中怪しき者無之、大阪に著いたし候へば、大阪は人氣取鎮めの爲歟、町奉行所より、芝居興行等之儀精々世話有之、湯屋髮結所等へは、世上之取沙汰善惡によらず申間敷旨張札有之、平八郎の事抔は咄も出來兼候模様にて、却而江戸表程にも風説不相分、差支候處、段々承候へば、今度亂妨に付、御人數之内能働キ候者は、何程も無之、漸々玉造に御先手與力本多爲介、坂本源之介と申者は、武藝等平日より心掛、此度も天晴相働キ候由に相聞、幸、右爲介へよき手筋有之ニ付、爲介宅へ罷越、亂妨之次第承度旨申入候へ共、爲介申聞ニ、此度之事に付、當地へ諸方より隱密の者入込居候處、不容易事がらに候間、何分致、口外兼候筋も有之候との事にて、さしたる話も無之ニ付、太郎左衛門苦心候次第、委細ニ物語り、且證文等も相示候へば、爲介大に感心致し、江川殿左程志ある仁ニ候はど、拙者も致、安心候、一體此處の儀は、御城代町奉行等より、江戸表へ申立は、何れも取繕ひ、實事とは致、齟齬候故、拙者有體の事を申述、町奉行の落度をあばき候様にては不宜、全ク

江川殿心得までに、内々御話申由にて、爲介申聞左ノ如シ。

一 此度の一件、頭取は平八郎に候處、同人儀中々凡人には無之、文武才力は勿論、人物行狀等抜群之者にて、謀叛一揆等、企候者とは努々不心付候。先第一に、拙者だまされ居候ヶ條より御話可申候。今度人相書出候大井正一郎と申者は、拙者同役傳次兵衛倅に候處、剛氣不敵の少年にて、親類は勿論、父の教誡をも不_二相用、惡事といふ惡事の_一み振舞候大あばれ者にて手に餘り候處、拙者劍術の門人に付、意見加へくれる様、傳次兵衛より被_レ頼候間、一夕正一郎を召寄、意見いたし候へば、其夜に至り、拙者宅の門堀等、屋上の瓦、夥しく打碎き候様なる者にて、最早勘當致候外無之との評議に至ル處、拙者心付候は、平八郎は格別の人物にて、師弟の作法嚴重に有之、且恩愛も深く、既に養子格之介との交り、實父子よりも親く、別段なる事に相聞え、尤拙者は朱子學、平八郎は陽明學にて、學風は違ひ候へ共、才徳共中々平八郎に遠く及不_二申事ニ候へば、右正一郎をひと先平八郎へ托し、教誡爲_レ致候はど可然、と申候へば、父并親

類等一同に喜び、無_レ此上_二心付と申聞候ニ付、拙者平八郎宅へ罷越_レ右之次第申聞候へば、平八郎挨拶に、不肖の身何共安心不_レ致候へ共、右様剛氣の者は、仕込甲斐もあり可_レ申候間、何分引受可_レ申との事ニ付、入門爲_レ致候處、其後正一郎行狀丸々以前と引かはり、天晴の人物ニ相成候に付、人々も誠に不思議なる事と存、ますます平八郎に感服致居候處、此度平八郎亂を起し候當朝、門人の内、二心の者二人、自身殺害致し候ニ付、居合候塾生宇津木某（井伊の家老某の子なりと）平八郎の前へ進み、今日の御振舞、先生にも御似合不_レ被成、御狂氣は不_レ被成哉、と申聞候へば、大鹽挨拶、亂心には無_レ之、萬民救の爲め、只今より出陣いたし候間、御自分にも味方に付候へとの事ニ付、宇都木大に驚き、種々諫言申述候内、右正一郎進み出、先生如此き人物をばまづ今日の血祭りに仕らん、と申も果_レず、宇都木を大袈裟に切下げ、椽側より蹴落し候由。（宇都木は、椽より三四尺外に蹴落され候故、鎮火の後見候へば、腕のみ焼けたる死骸有_レ之候よし）右之通り正一郎は、拙者同役の悴故、幾重にもよき人に致度、平八郎を兼々信仰致居候ニ

付、御頼候處、平八郎は此度の張本人、正一郎は即_レ其腹心に相成、右様の始末、今更拙者傳次兵衛へ對し、誠に面目も無_レ之候。拙者始め、平八郎に年來だまされ居候段、是にて御推察可有_レ之候。

但正一郎は、傳次兵衛久離悴と人相書に出候へども、本文の通り、行狀改り候故、實は久離不_レ致、此度の事起り候後、拙者等同役取扱にて、久離の振りに申立候事。

一 拙者槍術指南致居候處、（一） 炮術をも心掛候ニ付、十九日の日は、町打可_レ致と、兼て支度致居候處、同日朝、天滿邊出火之由相聞候ニ付、火事支度ニ相成、例之通御城へ罷出、休息所に控居候處、右は出火のみには無_レ之、平八郎處々へ火を掛及_二亂妨_一候由相聞候へども、拙者始め更に信用不_レ致候内、平八郎大筒等打放候様子、無_レ相違_二相聞候_一ニ付、考候處、近在の百姓飢饉に迫り、市中へ押寄及_二亂妨_一候故、例之平八郎、常々武備心掛居候へば、不_レ取敢_一一手にて防ぎ候事と相見え、平八郎の心掛毎度感心なる事と咄居候處、平八郎不_レ容易_一企_二に及_一市中及_二亂妨_一候間、拙者并坂本源之介、蒲生熊次郎、（何れも

玉造口御先手與力同心三十人召連、鐵砲心掛、跡部山州役宅へ加勢として相越候處、遠藤但州より達有之候へども、拙者共は御城警衛の役目にて、町奉行の役所へ相詰候は不筋と存候處、町奉行役宅は天満の方へ近く、拙者持場の玉造は、程遠に候へば、役宅御加勢の儀を辭退いたし候へば、敵を恐候様にて如何敷、且つ常々歸服致居候但州の下知有之上は、達の通り可心得と、直様立歸り、拙者共十人は、十匁手筒を持、同心共は三匁五分筒を持、町奉行役宅へ相越候處、山州の方にては、加勢の來るを待兼、途中迄頻りに迎ひのものを遣候ニ付、一同急ぎ役宅に入候へば、屋敷内甲冑着用之者數多相見え、拔身の得物等押立置候ニ付、あまりあはて候様子と存候。立關より通り候へば、與力用人等逐々罷出、敵は大筒を心掛、中々不容易勢に相聞申候間、何卒大筒御持參被下候様、頻りに頼み有之候へども、何程敵大筒を打候逆も、此方は却而小筒にて早わざを心掛候方可然、大筒心掛候儀は、但州の下知も無之旨申述候へば、山州逢可申由に付、致對面候へば、山州も具足著用、かぶと高紐にかけ、床几をはづし、丁寧

に會釋、早速加勢として御出候へども、家來等を以御頼申候通、大筒御持參之儀、偏に御無心申との事にて、奉行右様申聞候上は、次第も無之儀と熊次郎へ申合、直に山州の馬を借、大筒心掛之爲、熊次郎は引返し候處、山州自身庭へ下り、屋敷の角々守りくれ候様頼み有之、右屋敷は高みの地にて、天満の邊見おろし候場所故、見渡候へば、所放火黒煙盛んに立上り、其中に大筒の音地響き致し候程に連發の様子、中々不容易候に付、拙者共申合、早速御出馬にて可然旨、度々山州へ申聞候へども、出張は致兼候との事にて、更に承知不致候ニ付、不得止前書持場に扣へ居候處、拙者共兩人申合候は、昨年の甲州一揆の節、勤番は城中にのみ引籠り居、をめぐと城下を焼拂はせ候段、是迄は嘲り居ながら、今實地に臨み候へば、やはり屋敷内に引籠り、市中放火を詠め居候ては、あまり言甲斐なき事と致憤激、又々山州前へ罷出、出馬の事すよめ候へば、山州餘程臆し候様子にて、元氣も無之候ニ付、申述候には、東照宮御社最早危く相見申候、右御社之儀は、平常御遷座の節さへ、御奉行衆御持前に相成居候處、かくの如き

大變にてさへ御出馬も無之、御焼失を御見物被成候ては、乍憚御家にも拘り可申旨申述候へば、山州にも、其節始めて心を取直し候様子にて、然らば出馬可致との事に相成、供立等の事種々相談も有之候へば、第一實地の働き專要の儀に可有之、調のみ行届候ても足元亂候様にては詮なき儀、尤同士打出來之儀無心元候間、御馬印之儀は、幾重にも持人を御撰み、眞先へ押立、其跡より眞黒に押出し可然旨申聞候處、纏持は眞先へ進み候役割故、誰あつて持候者無之、折角爲持候者は、いつの間に歟逃去候様にて、致方無之、折節穢多詰合居候故、大小を爲帶、纏を渡候へば、此者は無分別の者共故、一同恐るゝ氣色もなくかつぎ、眞先へすゝみ候ニ付、其跡へ引續き、人數一同山州も出馬に相成候處、其時は最早刻限も八ツ時過ぎに有之候ひき。武家の奉公人、穢多にもおとり候ていたらく、且早朝より小田原評定のみに時を送り、かくの如く遅刻いたし候仕合、萬端の様子、是等にて御推察可有之候。(後にて承り候へば、山州には前昨夜返り忠の者より、事から承知にて、第一自分ねらはれ候と存候故臆し候歟)

一 山川出馬の頃は、徒黨の者天満邊をば最早十分に放火致し、難波橋を渡り、鴻の池等其外豪富の商家等、所々へ火を掛、又高麗橋の方より東へ押來候處、折節堀伊賀守にも出馬、最初は跡部と兩道より押出候へば、中頃にて一同に相成、西の方へ寄詰候節、徒黨共に出逢、雙方より鐵砲打合候處、煙眞くらにて、東西をも不辨候へども、其煙の間よりすかし見候へば、徒黨の内一人倒れ候様子に相見、味方は不殘無事。夫より徒黨共は、平野橋を渡り、西へ引取候ニ付、御人數は思案橋より進詰、又々徒黨共に出逢打合候處、一體市中の合戦故、雙方大勢一同に打合候には無之、細き小路を見渡候へば、町により、味方敵一人も無之場所も有之、小路々々に散亂して、鐵砲を打候にも、相互ひ町家の店へ上り、玉籠メいたし候ては、小路へ出、敵を見懸打放し、或は町木戸等をたてに取、早合を込め打合候類にて、はかくしき戦は無之、先は火勢おそろしく、人氣纏り不申様相覺、尤同役源之介は手柄之儀にて、徒黨之内、大筒を打候者の内、筒臺を楯に取、顔を下け居、腰の方臺の上より見え候處をねらひすまし打候へば、

一打にて倒れ候に付見届候處、黒羽二重紅裏の著服、黒き火事羽織を著用、身の廻り立派なる男にて有之、遂て相糺し候へば、此者は井伊家の浪人、梅田源左衛門と申者之由。(井伊家へ懸合候へば、疾に暇に相成候者之由挨拶有之候故、浪人とは申候へども、其節俄に浪人の様に致候歟は不相分)外に拙者も一人打留候へども、是は名もなき者に御座候。御人数は何れも無事、尤源之介は陣笠を被打抜申候ひき。彼是致居内、徒黨共遂々散亂、一人も不相見、尤御人数之勢にて逐ちらし候と斗も申兼、畢竟徒黨も必死之者は如何程も無之、先は急に催し、又はおびやかし候て引出候人足様の者多く候故、あまり長く打合候内には、引退候圖を失ひ可申と、よき程に引揚候も難斗候へども、右之通一人も不相見候ニ付、前書源左衛門の首を打落し、平八郎槍の由にて、路に捨置候を拾ひ候て、右首を貫き、頭取の首手に入候と唱へ、奉行衆にも先御歸城被致候。逐而考へ候へば、此節速に手を廻し、四方の出口々々をメリを付候へば、過半召捕可申候處、無其儀今更恥入候。其間に徒黨は悠々と所々へ逃隠れ、又は落行候事と

相見候。

一 平八郎此度の始末心組は、一朝一夕の故には有之間敷、當八ヶ年以前、播州百姓亂妨有之、右の頭取召捕に相成兼候ニ付、同役其外懸意之者集會の節、いろく物語り、頭取召捕あまり及延引候由申候へば、其席に平八郎も居候處、いや頭取の急に召捕に不相成も一入御爲に宜しかるべし、一體太平打續候故、天下一統奢侈増長、役人の奸曲の所行のみいたし、最早天道にも御用捨なき筈に候へば、七八年の内には必定太凶作到來、世上難儀可仕候、されば只今の内より御手當有之様、其仕方は々様々に致し、萬一凶作の備を致候て間に合可申候、左も無之候はど、攝河泉播の民、皆飢餓に及び、必至と難澁善見候間、此事精々工夫之上、度々上躰いたし候へども、分寸の御取用ひ無之、此即ち役人共、己が身上のみ肥し、民の艱苦を顧みざる故ニ候、されば數年の内、大凶作到來、萬民飢餓に及候はど、不得已候間、天道に代り、諸人を救ひ、奸曲の役人共を見せつけべきものと、銳き目にてにらみつけ候様子、今も尙目に見え候様覺候。

其節はけしからぬ大言を吐ちらし候事よと、うはの空に一同承居候處、今更考候へば、最早此頃より心中には有之事と相見候。

一 平八郎常々、張良の人となりを慕ひ、博浪沙にて秦の始皇をねらひ打候畫を掛物に致し置、折々人に向ひ、張良は格別の人にて、中々及難き由申候故、いかさま張良は格別と申候へば、平八郎申聞に、張良の及がたき處は、何故に有之哉と申ニ付、漢の高祖をたすけ、天下を一定したる、帷幄中の籌策、誠に感服すべき事抔申候へば、いやいや高祖を助け候事業は、乍不肖此平八郎抔も、恐らくは譲り不申積に候へども、かの博浪沙中にて、秦帝をねらひ候事ニ付、秦帝大にいかり、天子の勢にて草をわけ尋ね候へども、とふく召捕られずかくれ通し候手際、扱々智勇拔群なる事と、誠に感服仕居候、と手を打て物語候由。今更思ひ中り申候。

一 大阪にては、門人共より、每暮御備の餅を師匠に贈り候處、平八郎門人數多有之、追々もらひ候御備餅年々貯へ、土藏へ澤山入れ置候由。然る處、當春いつの間に歟、右

の餅不殘取始末致候由。何方へ出し置候哉、不審に相覺申候。

一 井伊家之藩にて名ある儒者何某、平八郎と懇意之處、右の者去年より西國へ遊歴、當春歸り候へども、大阪亂妨以前より、同人行衛相知不申由、是も不審に候。

一 右之通り、平八郎の巧み、一朝一夕の故とは不被存、且武藝等は勿論、常に遠足をもならず、備前岡山へ罷越候節は、例の正一郎を召連、晝過ぎ十五里歩行致し候事も有之程に候間、此度も何方へ落行候歟は難斗候へども、何れ人の氣も付不申所に潜み居候事に可有之、仍而考候に、吉野山の奥は紀州熊野へ續き、誠に深山にて、中々相應の百姓も有之候由に候へば、別世界の様なる場所に相聞候へば、平八郎右の邊へ籠り候半歟とも被察。其次第は、此度の黨類遂に召捕に相成、又は自殺等致し候者、皆大和河内路に限り候へば、西國へ志し候者は一人も無之と相見え申候。召捕に相成候者の申候にても、平八郎退き口は、何れにも分り兼候へども、萬一右吉野山奥へ籠り候事も候はど、油斷は不相成候。尤天運も有之、御威光も御座候儀故、今日にも被召

捕候へば、仔細無之候へども、生て居候へば、再び旗を舉候は差見候と甚致心配候。爲介申聞大圖右之通に有之候處、歸路試みに吉野山奥入口へ參り様子を見候に、如何にも邊鄙にて、當年から食物更に無之、旅行も六ヶ敷(米一升六百文の由)候ニ付、引返し罷歸り候處、江戸へ著承候へば、平八郎父子焼死之旨、土井様より御届之由。數十日市中へかくれ居、且焼死候様子、いかさま平八郎に相違無之儀と相見候へども、かくまひ置候町人の申口にて、彌相分り不申内は、必平八郎に相違有之間敷と被存不申由にて、彌九郎も疑惑致居候様子に相見候事。

(一四九) 藤田東湖より關藤藤蔭へ

(講武所設置につきての意見)

拜啓。薄暑愈御安健奉敬賀候。小生此間中、肩背よりかけて、頭痛甚しく、籠居罷在候間、病氣の賜にて、閑暇を得、例の通杞人之憂念頭に懸り申候。先達而一寸御咄申

候講武場御一條、實以難有御事に候へ共、今以御所置振不被仰出候ゆる、世間彼是風評仕、恐入候儀、残念御座候。小生武藝は未熟千萬に候へ共、下手の横すきとやらん、弱冠より都下へ罷出、故江川縣令杯一同騒ぎ廻り、情實粗心得候事も御座候間、兼而懸念候儀黙々に付し候も不本意ゆる、全く管見の趣、別紙に相認、老兄迄極内に懸御目申候。暇日御寓目御取捨之上、萬一御顧問等之節、箇様なる迂論も御座候と、一二御陳述も相成候はゞ、本意至極に御座候。尤夕刻は日々頭痛仕候ゆる、朝の内思ひ出し考出し認候ゆる、前後錯雜文義も分り兼申候間、又追而付札に仕候へば、ますくごたつき、反古同様に相成、自分にて分り兼申候様に相成候。扱空論又は僻説と御思惟候處は、何とぞ内々幾返も御難じ被下度、自分の事は尤にのみ存候理、乍憚老兄も、小生も御同様に御座候間、とかく押合不申候ては、御相互ひ爲に相成不申、本文付札にて大抵心事盡候へ共、尙又餘論左に相認候。

一大國小國を不_レ論、一藩の學校に候へば、凡百武藝一ヶ所へ打込もみ合候中には、盛

はますく盛衰は益衰へ、五三年を不出して、皆實用に歸し可申候へ共、麾中の士以上、以下弟子迄にては、莫大の御人數、たとへ三ヶ所四ヶ所へ御引わけにても、右へ不殘御打込被遊候は如何と存候。たとへ一旦は右様被仰付候て、總體出席も可致候へ共、同流多き向は勢よろしく、存分切磋も可相成候へども、同流少き人、又寒素の浪人指南杯は、かひの方に指をくはへ罷在候姿にて、師弟共に差支有之、其外稽古道具、衣服飲食等に至るまで、無益の心配多く可有之、夫とも心配候だけの修行出來候へばよろしく候へ共、宅にて身にしみ稽古仕候様安心不仕候。

一宅々の稽古は、先生の下知も届き、世話役等の差圖も用候へ共、寄合稽古場ははつといたし、何となく、役に中の修行の姿にて、身にしみ申間敷候。左候迎、講武場中は一流毎に一局御渡しは、迎も御届に不相成、第一は無益と存候。

一右様に論候ては、宅々の稽古場のみ上より御世話さへ被爲在候へば、事足り候様に候へども、左様には無之、宅々の稽古のみ御世話にては、所謂格のみ相學び、又は試合と

申名のみにて、花法兒戲の流儀は依然として固陋を守り居り可申、其上、花法兒戲は所謂御大名藝にて、下々なまけ候者は、尤喜び候所ゆゑ、柔弱の士人は、皆其花法家へ門入可仕候間、是非もみませ候て、これを沙汰致候儀肝要と存候。然る處、武家の風俗、先祖代々の流儀杯唱へ、佛法の宗旨信仰仕候如く相成居候間、自分々々より心付、流儀を改正仕候は格別、上より何流に改正いたし候様杯被命候へば、存外人氣を激し候間、もみませ候儀中々不容易、夫には是非今般講武所の如き御設け有之、諸流比較、勝負優劣、時々御吟味被爲在候はど、人情まけて計居候を喜び候ものも無之候へば、師も弟子も、慨然自奮の心を起し、一月々々に實用の武へ歸著候様可相成一哉。

一弓砲之儀、別紙にごたく認候へども、實は、弓は扱々こまりものに御座候。先づ自分の内の事申候は可恥候へ共、先年水戸にて學校造立の時、老寡君は、一切弓停廢の趣意の處、射家には臣室多く候ゆる中々六ヶ敷、漸々の事にて鐵砲の角場のみ設け、別に弓矢場は設け不申。扱其頃は夏四月より秋七月盡迄、砲術修行の世の中故、八月より三

月迄は、鐵砲場をかり候て弓は爲射、外に訓練場にて大的爲射候のみに候處、やはり弓も只今以相應に修行人有之、透鳥狩等之節も、弓を持候へば、何となく大將めき候ゆゑ、騎馬士には弓を持候ものも不少。扱又學校の内に、實用らしき劍槍の試合を根本に押立、其外長刀、居合、柔術等は雜藝と見通し、既に劍槍は日々の稽古ゆゑ、其師範をば僅に月六次と定め、五人の師に一場を渡し候處、雜藝斷絶も不仕、時々役人のはりめに、同流の者有之候へば、少々づつ右雜藝をたすけ候事有之、扱々意地のやけ者に御座候。此處迄認候處、只今荆妻安産はよろしく候へ共、又々女子出生之由、是も亦意地やけ、恍然自失筆を投申候。御一笑可被下候。四月二十九日

別紙(綱の内に目を誤て記し、目の中に綱らしき事も有之、御取捨可被下候。何卒御難じ可被下候。難じ不申候ては、趣意分り不申候)

一講武場御取建被遊候に付ては、一統別而武藝出精仕り、實用之業前研究可仕旨御觸御座候方ニ可有御座哉。其目は、一劍槍之儀御國之長技に候間、右二藝は面々必修

行仕候様。一弓は往古より重器に相成居候得共、近來花法に相流れ、弱弓にて的前のみ修行候向も相見え候間、以來強弓にて射貫様シ物等致修行、是迄大的修行候分、可相成丈走射出精、日矢數等相試候様。(付札。本文之通にては弓砲同日の論に候へ共、其實は弓砲の利不利、雲泥懸隔論を待す。其上一箭を製候手數と、一彈丸を鑄候手數、又これをたくはへ候便不便も御承知之通御座候。乍然神代よりの重器にて、近くは享保の御世話も被爲在候間、一概に御潰シは御六ヶ敷可有御座。尤人々修行仕には差て及び不申候儀勿論に御座候へ共、悉く弓を好み候精兵のみ相揃ひ候はゞ、一廉御用に立候儀も可有之哉。御軍制御改之節爲御所置に可有御座哉と、先本文之通相認申候)

一弓に堂前と申もの始り候以來、本朝の射術衰微之旨、先輩の論御座候へ共、愚案には鐵砲興り候故、弓は自ら衰候理と存候。扱堂前は何寸引の弓(漢土にて何石何斤の弓を彎と同じ)と唱へ、弓の強弱を吟味、一時千本、一日六千本、一晝夜一萬二千本の矢數をかけ候ゆゑ、軍書に所謂、さし詰引詰散々に射ちらし云々と申修行には、大的より、さ

し矢の方と存候。且芝矢を澤山に製し置、平常かはりぐに用候へば、蟲付の患無之、萬一之時麓末の根をすけ候へば、直にかす矢に相成、種裘の夷人を倒し候には十分に御座候。鐵砲の彈丸盡候時は、土石等をも用ひに相成候へども、弓の矢種盡には不可如何。是等にて弓はますます不便なるものに御座候。

一砲術の儀、近來盛には相成候へ共、今以舊習に泥み候向も有之。元來火器之儀は、西洋より傳來の品に候へば、今更西洋の新工夫等を嫌候は固陋に候間、舊習に泥み不申、實用の業前研究候様。(付札。井上田村兩家等未だ舊習に泥み候向も御座候間、先は本文之通り認め候へ共、其實は大小砲共に、近來之洋法實用に適し候儀、論をまたず。固陋之面々早く發明候様御仕向ヶ專一に御座候)

一馬術之儀は、馬場乘專らに成行、如何の事に候。飼立方を始め、諸事武家の故實取失ひ不申、萬一之節差支無之様。(付札。大小名家馬場乘專らに被成候ゆる、馬乘共觀美を目當に仕込、無理に前足を爲働、其外馬性を損候儀不少、且賣買之節、博勞中つぎ杯申も

の、馬役共馴合大金を貪取候弊可惡之甚に候。過日馬之筋をきり候儀御停止、實に難有御事に御座候。逆もの儀、前書の弊をも嚴重御沙汰に仕度、方今の通りにては、小身もの杯の馬は、萬一之節、只途中の行列は立派に乗候のみ、戰場驅馳銃陣乗割候様之用には更に適し不申候へば、馬を養候料にて、鐵砲玉藥心懸候方、何様かよろしきと存候。右之外、近來劍術はしなひの寸尺法外に長く相成、槍術も稽古やり細く成行候間、劍は寸尺、槍は目方にて御定に相成可然候へ共、御觸へ右様の事迄御沙汰候ては、瑣木に相成候間、武場御開之前、師範並町方へ御觸、製作職人へ御停止可然存候)

一御旗本御家人にて、武藝指南仕候族、竝陪臣浪人にて同斷指南仕候者共へ、門人の内御旗本御家人幾人有之哉、委細書上候様可被仰渡候哉。

一講武場御普請之儀、材木等太く丈夫を專一と被遊、ふし木等聊無構、質朴に御出來可然哉。表通りは九尺敷二間も堀を御設け、右堀の土にて土手築立、其上へからたち様のも爲御植に相成候方、永久の御費相省け、外觀も可然哉。

一講武場御構へ内、右劍槍稽古場、竝御場所守住居下供控處のみにて、其外は曠々たる芝野にて被差置可然哉。一右講武場之儀、第一は御見分之場所と相定、扱流々により、劍槍御定日相立、右芝野にて同流同士にて野試合修行肝要と存候。劍槍共に野試合に無之ては、實用に適し申間敷、乍然年中野試合のみにては又修行に不相成、一流にて一月一度づつも野試合仕候位にて相當可仕哉。板の間の上の稽古竝野試合兩様に修行仕候妙難、盡筆紙一候。

一是迄大的上覽被遊時服等被下候之處、乍恐一切御停止被遊、劍槍等御吟味之上、上等之族、夫々御賞被遊候方と存候。

一御役方の御選舉は格別に候へ共、表方御番入等は、昌平學と講武場の出精無精に寄、御沙汰御座候様、文武御引立の根本と奉存候事。一右之外節目數多可有御座候へ共、詰り劍槍達者に相成、御國の長技ますく御盛に相成候様肝要と奉存候。且又、流儀甚多過候間、自然と弱者は相減じ、名家大家のみ盛に相成、陣鎌、柄太刀、しゆりけん等の

雜藝は、自ら相止候様御仕向け之御目當肝要と存候。雜藝ながらも向後御制禁と相成候へば、受取を損候へども、武場へ御取立無之、且又宅々への見廻り無之候へば、自然衰微可仕、扱又他流仕合始り候へば、流々或は改正、或は衰可申候事。(付札。柔術體術など相唱へ、武藝の様に心得候族も御座候へ共、劍術の組打にて、試候に、柔術專門の人も、劍術にて兼學候人も、同日の論のみならず、多分劍術の力まさり候者勝申候。召捕方同心などは、専ら修行も可然候へども、武士の専門とすべき藝には無之候へば、雜藝中へ御組入之方と存候。居合と申ものも、席上にも勝負氣をわすれ不申處は試合劍術よりも長じ居候へ共、詰り私闘の用に候へば、是又雜藝と存候。會津にて日新館被建候節は、田中三郎兵衛と申もの、其事を督候處、田中は居合之上手に候へ共、學館へ居合を列し不申候。近世の美談に御座候)

佐久間象山一名は啓、通稱修理號治浪、眞田侯の儒臣、幕末の先覺者、元治元年七月十一日刺客に殺さる、年五十四

(一五〇) 佐久間象山より藤田東湖へ

(下田開港の議を排す)

拜啓。先夜は突然拜訪、奉獲面謁、二十年來の俛想を慰し、喜躍之至に奉存候。然ば小生も又々用向有之、昨夕此表へ罷還候。此間而陳仕候一條は、如何なる消息にて御座候やらん。下田まで出候と申船も、一昨日迄猿島にかゝり居候と、根岸の土人横濱のものに語り候と申事、昨日此者へ歸りがけ承候。御助力等にて、下田の事に異議起り候故の義歟。夫に致候ても、奉得拜謁候ひしは、二十一日の夜にて、二艘の船の發し候は、二十二日朝の事にて候へば、其船の直に猿島邊に躊躇候は、不審の儀に被存候。何分御聞込被成候義は無御座候歟。昨夕罷還、長岡藩衆に面會、承候へば、下田の策は、兼て愚察の通り、果して江川氏より出候に相違無之と申事に候。此人一人の爲には、一時の巧策とも可申候へども、皇國の爲には、千載の失計に歸し申候。我が攻守に

不便に候地へ、敵を引入候はんは、三尺の童子も、猶其害を知り候事に御座候。然るを此人、好て此計を進めしは、例の卑に臨で高を成さんと欲するの陋見たり。自分の管轄候處の地にして、彼陸行不便の絶地なるを幸とし、洋人の學術技藝をも外手にしらせず、吾手にて獨り先づ學び得候はんは、企候事と被察候。誠に惡むべき私計と存申候。一旦己む事を得ずして、敵に地を借し地を與へ候とても、從來我力を以て制し易き所を擇び候事、當然の事と奉存候。是等申上候までも無之、御同案の儀に可有御座候へば、何分にも御力を御盡し、早く下田の議御延引に相成候様御計策所祈に御座候。其地を以て横濱の近地に改め、碇泊の洋船を望んで、勾踐が朝暮の膽と成し候はんはと申候。又是に續ぐの一策にて御座候。先夜も被仰候通り、近地と申處、當今の大禁忌に可有御座候へ共、其大禁忌にて候故に、又對症の大良藥と爲し候義に御座候。只今禍を轉じて福と爲し、敗を變じて功と成し候の策、恐くは此外に可有御座間敷と奉存候間、先夕も推參、又此紙面をも呈し候儀に御座候。千萬心照。不宣。

(一五二) 佐久間象山より綿貫東陽へ

(文學談、母子別居の説明)

先達て九月十九日之芳翰拜接、其後早速右奉復も申上度奉存候所に、打續き種々之賤幹
 蝟集、乍存御無音に打過、悚息無已候に、又々御棄絶も不被成下、本月初六御認め
 の御手帖御投下、扱々難有恐入候次第に御座候。先以寒威相募候得ども、貴家被成御
 揃、倍御多祥浣慰之至奉拊賀候。小生義も幸いつも頑健に罷在候間、乍憚御過念
 被成下まじく候。諸此度之御手帖、急用と御題し被下候故、何かといそぎ拜披仕候
 所、御傳聞被成下候清人へ差贈り候詩集の序文認め候ことに付、皇朝の御威稜の落
 ち候はぬ様心付候様御垂誨被成下、今に初めぬ義ながら、御懇情之程厚難有、且御卓見
 之義感歎仕候。但尊書には、何か皇朝の詩を、小生の取集め候様に被仰下候が、左様
 之事にては無御座候。隣家にて御座候梁川星巖と申詩人、
是は頗る詩學には骨折候て、其詩律の細
 密は、此郡下第一等の人にて候半か。

詩集を只今まで數篇致彫刻、此度五編にも及び候事ゆゑ、清人へも贈り度、
是にはよき手
 上り有之、此節清
 國に願辭と申もの有之、頗る文才の候て、清國録願者堂叢書等致著述又菊の詩を百
 首作り、長崎へ遣し候て、本邦の詩人の和韻を求め候上し、此便に遣し候積りなり。 右に付、序文認め吳候へと申
 頼にて、認め候に御座候。乍不及少々は格致の功をも累ね候事故、御不安心に被思
 召被下候事は、先無御座候間、御放念可被成下候。既に、書は雪庵老人に頼度、
 其拙文章稿をば、其老の手元へ遣し置候間、其内御慰に御電覽被成下度候。當時清
 國も一統に文華ひらけ、文人才子も多分有之、其詩文集も舶來いたし、毎度見かけ候
 所、文辭華麗に、いかにも達者に見え申候。その國へ遣し候に御座候故、少々心を用ひ、
 却て麗靡浮華をば一切脱落、只義理を以て勝り候様、起稿仕候事に御座候得ども、その
 心にて仕候ゆゑ、先は彼邦へ遣し候ても、いかうは恥候はぬ積に御座候。いづれ草稿電
 覽之上、御一笑可被成下候。
 一近日御物好に、御詩作御始め被成候よしにて、兩篇御示及被成下、難有拜見仕候。
 殊に末の御作は、小生之不逮御針砭被成下候て、不堪感激奉心謝候。右之義

に付候ては、先便も蒙仰候義に候故、かねてより心事を吐露仕、申上度存罷在候所に候得ば、此度の高作御寄示不被成下候ても、申上候筈に御座候。まして又々御誨諭を蒙り候上は、聊も御隠し申度無御座候。成程御外見被成下候所にては、最早七十に近き老母を離れ候て、此表に卜居等致し、永住の姿をなし候得ば、御不審を蒙り候も、當然之事に御座候。然る處、右には深き譯も有之、且存念も御座候ことにて、中々紙筆の及び候事には無御座候。只紙筆の及びかね候のみに無之、夫を申も、公家の事にも及び候故、その段は不申上候。但老母と致離居、孝子の情に於て安きか、と申御尋ねのみを申上候。高察の如く、もはや母も老年に候得ば、此表に罷在候て、一二宿外へ出候ても、心にかより候事のみ候へば、歸路は必らずいそがれ候位の所、形の如く、五十里外隔居仕、最早兩年にも及び候故、朝暮雨暘、風雲月露につき候ても、慕はしく且心元なくも存じ候へば、此表へ引取も致し度候所、北山の姉、並に甥姪にひかされ、何分思ひ切、此表へ参り候事出来かね候様子にて、私へ申遣し候には、是非とならば、老

て子に従ふ身に候へば、参りも可致候得ども、自然不快等の節、姉、甥姪に逢度存候ても叶ひ不申、又男子の身にては、往來も易き事に候得ば、若不快等の節は、申遣せば宜しく候間、やはり箇様致し居候が、心も氣も安しと申し候。此表へ引取候得ば、瑣細の事ながら、竈も二ツに分れず候故、作活の爲にもよろしく、且は口體の養も、手元なれば何とかも可仕候得ば、夫らの所を以て謀り候得ば、彌此方へ呼寄候がよき様にも候へども、孟子に、心志を養ふと口體を養ふとの辨も御座候へば、假令少々作活の爲にあしく、又たべさせ候もの意に不任候とも、只今の所にて心安しと申を、強て此方へは引取かね候次第、又姉にて御座候ものも、男子とても無之、よく義理をわきまへ候て、母の取扱も残る所もなきやうに致しくれ候故、そこに安心仕候場も有之、且男子生れて、桑弓蓬矢、天地四方を射候ことは、四方に事あるを示し候義、たゞ膝下に居候のみが孝子にも有御座まじく、衰頹の家名をも振ひ、不及ながら、父母の名の不朽に残り候様に心掛候はゞ、不孝の罪をば免れ候はずやと奉存候事に御座候。愚意如此御座候。

猶理にあたらざる所御座候はゞ、御提誨被成下度奉願候。扱又、御詩作の事にて御座候が、暖翁へ御贈り被成候は、先御延引の方可然奉存候。御和歌なれば至極妙と奉存候。被下候御和韻をば申上度候所、此度も急の便、殊更發書も多分に候得ば、得二次便まで御日延相願候。近日感ずる所あり、一詩を壁に題し候が、不出來ながら供高囑候。御一察可被成下候。

惡影却趨徒自苦 竊鈴掩耳更堪悲 多方裝飾爲何事 識破金鑰已幾時

扱先便の御挨拶も、此度乍略義一同申上候。來教云、當時一般の様子、國を憂民を憂事扱と申迂遠の義は致拂地、逆も下愚の力に及び候はぬ事無餘支、不忠とは存居候得ども、唯々隱遁閑靜而已暮居候。是は御同様浩歎に附し候より外は無御座候。右に付候ても、小生扱は先づ謀を得候つもりに御座候。是も國恩と、時々難有事に奉存候。小生出都以來、一統の文學相衰候よし被仰下候得共、是は左様には有御座まじく、懼堂扱も要地とは申ものの、先閑職に候得ば、後輩の鼓舞振作も出來可申候得ば、何に

ても右様の事は有御座まじく候。唯何分にも申上候までには無御座候へども、賢胤達の御懈怠御座候はぬ様、御督責專一と、乍憚奉存候。尙其餘に種々申上度事のみ候得ども、紙筆に難盡、先兩度の御答乍簡略、一同申上候。次第寒氣も可烈候、折角御自重御座候様所、祈御座候。以上。

十一月廿日

啓 拜復

東陽盟臺座右

毎度、家母健在之趣安心仕候。被仰下高意奉感謝候。將乍憚御序に尊嫂前へも可然御致意可被成候。

(一五二) 佐久間象山より姉へ

(志士の覺悟)

はからず北澤上京にて、五日づけの御ふみ、ありが度拜見申上。先々いよく御きけん

よく御うれしく存上。私事先便申上通至而すこやか、恪次郎其外も皆無事御安心願上。四月三日の仰せつけられ方、ふしぎの事存。その後齋藤への状のうつし差上。御目につけ次第にて、十日に宮様へ上り、十二月に一橋様御逢ひ、御膝もと三尺ばかりの所、一橋様に同じ御しきものの上にあがり、當節の天下の事も御尋に付、かねてたくわひ置。見込も十分に、少しも忌みはどからず申上。御驚き被遊。御様子も有之、又至極御感心遊ばされ。御様子。ひて、やよしばらく申上。箇條多く故、下りて申上。残り。事も書取差上。然る所、一昨十六日別紙の通、當分在京御扶持方も四十人ふちと仰せつけられ。私を存。ものは少しく、しらぬものは、外に類も承はずと申。御内へはいり見。ば、どちらつかぬものにて、わたくしの申上。事も、十分御用の事如何。はんや、おほつかなく存。より、御用なくは急に山に歸ると申。又實に歸るつもりに御座。當座の身の顯榮のために、天下後世へ恥をのこし。はては成り申さず、此節と色々の所へすゝめ。ものも決してうけひき不申、言よきあい

さつ致し頼み。様申。はど、餘程の處へも出で可。申。へども、少しもまけ。事は恥かし。く存。故、如此に御座。

御申こし被下。書物かり。事、管の佛書、山田の和書等は承知の事に。處、書目に載せぬ品を持ちある。き。などは、不正の事に存。お國の上などにもさぞこれあるべく。一昨日もおかし。北澤大日方一同、深美取次迄参り。土産など出し、逢度と申事に付、深美殿には逢不。申、早速歸られ。様申、土産も長谷川一同の品に。はど受け難しとて戻。所、土産は北澤大日方兩人にて差出度申に付、受け。深美をば斷り返し、然る後に兩人逢ひ。おのれの自由をはたらき。はん爲に、感應院様御遺書と申。ものを偽。こしらへ、私を常非常ともに、御國の事にはぶ。はん。とたくみ。て、其事敗露に及び、望月鎌原兩氏、津田轉を以てあやまり。て、しらぬにはあるまじく。へども、かのぬす人たけぐしなど申。にて、一度兩人と参逢ひ。へば、其事は消へ可。申など申、あさき了見にて参り。にあるべく。へ共、是は山寺より、一等二等どころに

無之、尤もすまぬやつに付、如此に也。取次のものも皆きもをつぶし申也。よき氣味にて御座らひき。先は一昨日の御知らせ御返事旁申上ら。めで度かしく。

四月十八日

(一五三) 佐久間象山より三村晴山へ

(祿を辭せんとする志士の心事)

昨日は上堂得拜話、欣喜之至奉存候。乍然御急務の御妨を仕候段深く恐入候。然者、其節内密相願候一條、去年中御請書と申候て、如此下案相渡り、無據差出し候義に御座候。原來小弟西洋字書板行の志を興し候事、昨年御上へ奉り候上書、并に當年阿部様への上書にも認め候通り、當今天下の御爲にとて謀り候に付、箇様卑劣の書面等差出し候様にと、御勝手掛御役人被申候は、其意を得ぬ事に候へども、兎や角申候へば、事の崩れにも及び候義に付、無異議認め差出し候義に御座候。乍然一度認め差出し候上は、

此通の次第にて、官許の有無に拘はらず、右拜借丈の上納は、頂戴の御知行を以て、奉償候義に御座候。然る所、其外にも別段御趣意拜借貳百金御座候へば、もはや昨年以來の物入りを合し候と、(昨今兩度の出府の上、字書取立候爲に、色々書物を取入れ、其上西洋火術兵法等の書は、存じ候子細有之、手の及び候丈取集め、戦法築城の事等に至り候迄も、大略備はり申候)此御請書の半減却仕候義に御座候。其内子細有之、沓野銀山御用途にも、此内を以て百金出し置き候。旁如此に御座候。此所にて此儘罷在候ては、右利金の爲に世の用をも成し候はず、自己の助にも不相成、殘餘の六百餘金も忽ちに消滅可仕候へば、此處にては存切り候て、御約定通り御知行百石差上、御金頂戴仕、子孫の計を成し候方と奉存候。仍而右の所に被成下度奉願候。假令御知行差上、石頂戴不仕候とても、原來御家來に相違も無御座候に付、何方に罷在候ても、御國家に事御座候節は、御身方に參じ可申、但暫糊口の爲に、東西南北の人と成り、儒業なり洋學也、醫術也何也、勝手次第に仕り、諸侯様方にて情ひ度など有之候節は、無子細參

候義、御許容を蒙り候も、或はこれを以て、是迄蓄へ候志を行ひ、兼て學び覺え候所を以て、此邦の爲に相成候義も可有御座、若々左様に至らず候とても、其間に子孫の爲に耽と産業を相建て候様仕度奉存候。昨年の上書中にも（篋中を索し候所、其草稿有之候間、御含迄に御目にかけて候。乍然誠の草稿にて、大亂書讀かね候べく候。御察覽奉希候）認め候通り、大抵小弟同年輩の人は、早くより御役人等に相成、また御役人と相成候へば、長く勤め候て、御役料等戴き、或は要路に居り候ものは、諸人の贈ものを以ても、内外を助け候ことに候へども、小弟に限り、多年文學の修業にて、御役等も不_レ相勤、又御政事の上にも、おのづから見込も御座候て、むげに此方の定規をばづし、無學無術の人に從ひ候ことは致しかね候に付、蒙 仰候御役をも、兩度まで御訴訟申上、只今に無役にて罷在候次第に付、戴き候御知行百石の外、聊も餘分のもの無之、剩へ前條の御借財御座候ては、逆も暮しはつき不_レ申候。又假令借財は無之候にも、小弟に於ては、百石にて暮し候義は、何分にも出來かね候義に御座候。有無の書は、和漢西洋とも

に無之取入候様仕候に付、畢竟小弟位の力にも至り候事に御座候。是を御在所などの風誼に、小手前に致し候ては、中々小弟の半分にも至り候事能はず候。小弟常に左様申候。諺にも千里の馬は一食に粟一石を盡すと御座候、小弟に千里の足は無之候へども、五百里位の足は御座候に付、一食に五斗位は盡し候はねば、腹塞り不_レ申候とて、啖ひ候事に御座候。書物を調べ、有無の器物をば收め置き候様仕度候が、則五斗粟を食ふ所に御座候。是をやめ候ては、五百里の足は出で不_レ申候。抑百石の御知行と申もの、却々暮しのつき候ものに無之、是非々々内職等致し不_レ申候ては、衣食は出來かね候。小弟何も内職など出來候はず、又たとひ出來候とても、小弟の場合にては仕りがたく候。又其上に子孫御座候ても、文武の業に身を委ね、士たるものの職を盡し候事能はず、漸く内職など致し、夫にて命をつなぎ候様にては、士の名のみ、其實は無_レ御座、右様の有様にては、眞の御奉公は出來かね候義に付、なまじる士の名目にて、父祖を辱かしめ候様の事御座候よりは、休官仕候て居候方と、兼々子孫の爲にも謀り候義に御座候。小弟

竊に積り見候に、小弟の力を以て御奉公仕候様には、無借財にて年々三百石の物なり無之候ては、子孫の計も一向つき不申候。儲又當節、暫く身を自在に仕候義御許容被成下、少しく只今より體面を損候はゞ、何とか子孫の計をも立て可申候。小弟もはや四十に相成候に付、子孫の計をも、只今はからひ候はねば、實に叶はざる義に御座候。近來御家中に高拜借致し、壹人御扶持に一兩とか三分とか可申御士も御座候よし、其極に至り候ても、被召使被下置候事、御上にも格別の御恩惠とも被思、其當人も難有仕合に奉存候へども、愚意を以て考へ候ては、上下兩失と奉存候事に御座候。いかにとなれば、士一分の事業、一人二人の御扶持などにて行届き候事に無之、夫故に箇様のものは、士の勤むべき事を務めず、専ら農工商賈の職を致し、夫を以て漸に露命をつなぎ候計りに付、文もなく武もなく、木偶人同様にて、事の御座候節の御用には、何にも相立申まじく、左様のものに士の名を御つけ被置候ては、外御用立候御士の位相落ち、嘆はしき事と奉存候。又唯名を御つけ被置候のみにて、御扶助被成下候賜もの

は、足輕の給分にも劣り候義に付、箇様の家には、足輕にも劣り候ものならでは出で來り不申候。原來士分を以て被召使候ものの子孫を、足輕にも劣り候者にせさせられ候は、御情薄き御事と奉存候。從來士たるものは、士の事業を以て、其上に奉仕候ものに付、勤仕の出來候程の御宛行は頂戴可仕筈に候所、勤仕の出來候はぬ場に至り候ても、僅かの戴きものを利とし、何一つ上に事ふるの筋をも辨へず、唯士の名を盗み候て、何氣なき體に罷在候は、廉恥を知らず、則足輕に劣り候ものと存候事に御座候。小弟の存念は、士の名のみにて、其實を達し候事能はざる事に候はゞ、士の名を負はぬ方うしろ安く、子孫も漸くに内職など致し、夫にて世過ぎを營み、士の事業出來かね候程に候はゞ、士の名負はせざる方、是又うしろ安かるべく奉存候。兎ても六百元にも至り候借財有之候ては、高祿にてもたまり不申、又無借財にても、百石にては暮しのつき候はぬを見切り候に付、此處にては、御知行速に差上候て、殘念の御金拜借仕、夫を以て、子孫の飢餓仕らぬ様仕置き、其上の所作は、小弟の手限り仕見度奉存候。勿論左様被

成下候はど、何國に罷在候ても、御國家一大事と申節は、三代迄御身方に參り候様可仕候。御存知の通り、小弟少く抱負候筋も御座候に付、何とか世に行ひ見度、夫もいかう年老候ては不叶候に付、此十年内外の所にて、存寄候所施し試度存じ罷在候。前條の事、御許容被成下候御儀に御座候はど、御在所へ歸り、又出かけ候と申も、不用の費も相掛り候義に付、此表に罷在候て、母并伴をも呼寄せ申度、昨年上書中にも認め候通り、老年の母郷里を離れ候をきつく厭ひ候事に付、もはや七十六歳、餘年限りある事に付、左様の變革無之、御在所に於て侍養仕度心底に御座候所、企て候筋も官許無之、總て存寄の如く參らば候事、是又天也、不及是非候。何分御上屋敷の方、然御周旋、早速に埒あき候様、御妙計の程奉萬冀候。猶期拜面候。以上。

四月二十七日

猶々兩通の書付、御腹中へ收り候上は、御序に御擲返奉願候。以上。

修理

晴山様

(一五四) 佐久間象山より山寺常山三村晴山へ

(獄中より、吉田松陰が外船に役せんとせし前後の事情)

此度之儀に付、兩盟臺一方ならず御厚情御周旋被下候趣、甥どもより極密申遣し、御深交之故と申ながら、感刻之劇不知所謝奉存候。偕詩文之儀等有之、輕忽疎漏之始末御下墨可被下と、近頃愧入候儀に御座候。但吉田生と申もの、當年廿五歳之少年には候へ共、元來長州藩兵家の子にて、漢書をも達者に讀下し、膽力も有之、文才も候て、よく難苦に堪え候事は生得の得手にて、海防の事には頗る思をなやまし、萩藩兵制の事にも深く心を入れ、存寄りの次第書立て、其筋へ申出候處も度々有之、小弟門下にも多く無之、忠直義烈の士に御座候。然る處、一昨年中遊歴之事に由て落度有之、知行被召離候。尤も萩御城下、江戸御屋敷出入免許有之、十年の家學修行被申付候とて、其

後もよく宅へ致し出精候。然るに去夏、米利堅之事出來り、本邦開闢以來未曾有之體たらきて、皆御手後れと相成、如何とも手のつくべき様無之候。乍去七年の病に三年の艾にて、當今にても邊備之急務は彼をよく知るより先なるはなく、彼を知るの方略は、人才を撰び、彼の地方に遣し、形勢事情をまのあたり探索せしめ、火兵の術、水軍の方、海岸の固め、城壘の制等も、書傳ばかりにては何分に埒あき不申、往々靴を隔てて瘁處を搔くの歎を免れず候へば、兎に角に此人を遣はされ、この道を開き候より外無之と存じ、其策を去る要路之御方へも申試み、川路司農御取次を以て、福山侯へ奉り候上書にも、その儀を認め候處、事行はれざる御様子にて、殘念に存じ候内、土州漂民萬次郎預御召出、御普請役に御取立御座候と承り、中心竊に欣び候は、是までいづれの國へ漂流候ても、外國へ漂流とだに申候へば、そのもの終身禁錮せられ候御法に候所、萬次郎義、米利堅へ致し漂流、彼方に於て、少しく書物をも讀み候との故を以て、御召出しに相成候。然るに萬次郎義は、偏鄙の地に育ち候獵師の子にて、和漢の文字をも心得ず、殊

に幼年にて漂流し候故に、此國普通の言語さへ差支多く候よしに付、御取立に預り候て、大事の御用には立申まじく、さらば此節、學才ある有志の士、彼地に漂流し、其形勢事情に心をつけ、旁砲術兵法航海の技を學び、兩三年にして歸朝候はゞ、公邊の御重寶に、いかばかり相成るべく、萬一公邊にて御取用無く候とも、皇國一統之利益少なかるまじくと存付き、幸に吉田生、此節逆境に居り、何かな功を建て、歸參の願ひ叶ひ候様望み罷在候事熟知に付、見込の次第及物語候所、當人骨髓に徹し、いかにもと存じ候様子にて、私かに事を謀り見度よし申候に付、小弟申候は、兎に角萬次郎は、此節の手に付、漂流と申に無之候ては、公邊の御法改まり候はぬ間は叶ひ申間敷、乍然漂流の事は、九死一生之至難にて、天と人との係り候と存候、志あり才ある人に無之候ては、たとひ漂流候とても、世の益には成り不申、人に係り候と申すは此故にて候、有志有才の人有之候ても、風に放たれ候にあらざれば、此邦の小舟を以て巨海を渡り候事能はず、さて其暴風の必ず起り候はんことあらかじめ難定、又其暴風には、覆溺の

患必ずなしと申すべからず、天に係り候と申は此故にて候、然と雖も此御時節、天此皇國に福し給はど、望む所の風も起り、無難に漂流も出來可申、五島邊にては、風の爲に乍ち浦邊の漁人此方へ來り候事も、此方の漁人かしこに至り候事も、一年に五六度は有之事に承り候、此節清の天徳の亂も、彼是風聞は候へども、慥なる事はわかりかね候、むかし元の忽必烈志を得候へば、我に弘安の亂有之候、唐山の兵亂は、我國に甚敷關係も候事に候へば、是又差向き探索申度、唐山地方にだに漂著候へば、彼の地方には、米利堅等の船の往來斷えず可有之、左候へば、志し候カリホルニヤ、ワシントンに至り候事容易なるべく、但し公邊御法も候へば、いづれにも萬次郎に倣ひ候ことを忘れ候など申候處、當人いかにも心得候とて、慨然として旅装を整へ、少々の路費を無心候につき、用達ち遣し候。さてつらく存じ候は、此九死一生之至難の義を、當時の御爲を存じ候へばとて、よくも速に決心いたし候、けなけなるわかものにて候と感心に存じ、遂詩も胸に浮び候故、一つには彼の志を賞し、一つには彼の心をますく、堅くし候はん

爲に、倉卒に認め遣はし候其詩、左に通に候。

之子有靈骨 久厭斃蕩群 振衣萬里道 心事未語人 雖則未語人 村度或有因
相送出郭門 孤鶴橫秋旻 環海何茫茫 五州自成憐 周流究形勢 一見超百聞
智者貴投機 來歸須及辰 不在非常功 身後誰能賓

是は既に當五日の夜、御呼出しに臨み候て、樂眞盟臺へ心當りの事及御内話候節、御目にかけて候所に候。環海より超百聞迄は、彼の意中を忖度候所にて、來歸須及辰は、三年の後必ず歸り候へと、申聞けたる意にて御座候。然る處、去暮押詰り候頃にて候ひしか、此春初にて候ひしか不覺に候が、吉田生瓢然として宅へ參り候に付、漂流も遂出來ず候歟と申、咲ひ候處、吉田生申し候は、此度は何事も心に任せず、其上長州屋敷にても、浦賀邊御固被蒙仰候よしに候へば、其爲めに差向き力を盡し候義も候はんと存じ候間、例の義は暫く思ひ止り候はんと存じ候とて、出立の節用達ち遣はし候四圓の金を封のまよ返し戻し候。其後長州公より小弟へ御頼にて、十五搦ランゲホウウ井ツ、

ル、筒臺とも御制作に相成候。其元もとは小川市左衛門と申人に候所、吉田生事を小弟へ頼み、當人も此節柄の義に付、此かより申渡置候間、福原清助と申ものと兩人へ、萬端差圖致し吳候様にと申事にて、深川に於て鑄立候。右大砲にも、兩人よく致し奔走候。其上吉田生は、差向き臺場築立の事に心を用ひ申度とて、小弟新橋御屋敷御普請方心得の爲にさし出し置候臺場雛形姑く借受け、長州役人中へも相示し、共々心得居度とて、右雛形をも達て致し無心、小弟文武舎にて、銃卒調練いたし居候所へ、雨中態々尋ね参り、雛形借用の事なども候て、只今其雛形猶長藩に有之去月萬次郎に倣ひ候はんと申存念は、實に全く存じ止り候事と存じ居候。三月六日か、横濱御陣所へも尋ね参り候へども、形の如き稠人中寒温を述べ候のみ、何の一事を談じ候事無之、是は馬場氏始め下目附等まで皆よく知る所也唯心得の爲に、彼船に近寄、其形状一見致し度、如何いたし候はゞ可然と申候に付、加奈川水運び人足に出立候へば、近寄見られ候趣、浦賀同心申候事も候間、懇意の吉村一郎へ頼み遣はし候はんとて、内書一通を認め相渡し候。其趣意は、某かねて其志有之候へども、總髮故其人足に出立候

事も六ク敷きとの事に候へば不及力、此ものは門人中有志のものに付、某と心得、内内周旋頼入候と申候。然る所、其夕方か、又々陣所馬場氏と對座の所へ参り、時宜申置候上、此文直し吳候へと申差出し候。則一覽候へば、江戸の書生何某と申書出しにて、吉田生の姓名は無之、其大意は、吾輩は漸東西五百里南北三百餘里の間を離れ候事能はず、貴國に於ては、火輪船等を以て全地球を厘かの日數に周回せられ候を承り候に、跛者の健足者を羨み候より猶羨敷存じ候、あはれ此船に乗せ、本國へ伴ひ給はゞ、千百可辱、但し吾國人、外國へ渡り候は嚴禁に付、此事發覺候時は、勿斬の刑にも被行候べく候へば、極秘に致し度との趣意に御座候。其文中々面白く出來候ひき。去年來此様の假託文、澤山に有之候へば、更に怪み存ぜず、かつ去年中の含みは存じ止り候と申事に候へば、後來の心得、當座稽古の爲に認め候假託の文と存じ、筆を加へ遣し候。然るに豈計らんや、其文に別啓を作り添へ、和文の書簡一通と都合三通、下田に於て夷人へ遣し、遂に發覺候て、此次第に至り候義に御座候。小弟の門人にて候上に、小弟加筆致し候文

を以て、御國禁を犯し候義、小弟一切内談等致し候事無之、同意候等の義には會て無之候へども、奉對^ニ公邊^ニ恐入候儀と奉^レ存候。一昨日御呼出しの節、吉田も一同罷出、御徒目附立合にて、與力の下調にて候ひし所、小弟申候所に相違無之、修理が萬次郎に倣ひ候へと申教戒を背き候義愧入候と、寅次郎申立候。是迄の大略右の通に御座候。右之所を以て、此上之御周旋偏に奉^レ冀^ハ候。最初より此頃迄も、小弟多年外寇の事に心を盡し、皇國の御爲を存じ候外、無^ニ他事^ニ候ひし所、一旦にして此禍に罹り候は、天小弟をして此義を唱へしめ、天朝百僚の御方々に、當今の急務、かの人材を選び、彼地に遣はされ候より外の儀あるまじと申事を、よく其心に得せしめ給はんとての事にも可有^レ之と、志を勵まし、尋の時、其趣意申立候所、いか様申候ても、彼アメリカには、多日滯船の間に、人ならば隠所までをも見透かされ候ひながら、此方にては是迄の死法を守り、かれの長所を取らむすべをも知らず、かの形勢事情を探らむともせられ候はぬ様子、誠に望を失ひ申候。聊か世の補にも成らず候て、御上之御名を出し奉り候義、誠に恐入

候義、高年の老母もさぞかし無念にも存じ可^レ申、さらぬだに物あんど致し候性分に候へば、いか計心配も致し候はんと、志の貫き候はぬに就て存じ出候へば、五内共に裂るが如くに存じ申候。此情幸に御炤亮可^レ被^レ下候。此様の事、獄中より申送り候事、極禁秘に御座候間、此番中の次第御了得被^レ成^レ下候はど、直に丙丁に御附し可^レ被^レ下候。但し昨年萬次郎被^ニ召出^ニ候以後、彼に漂流、外國の情實を探り歸朝候へば、當時此上もなき大功と存じ、詩を送り候と申より、吉田生其志暫く存じ留り候と申に付、金子返し候節難なる證も成り候事故、名前は是迄も不^レ申候。此上止事を得ざれば、その存じ留りと申證人を出し可^レ申存候。見せ候文を、全くの假託と存じ誤り候大略迄は、樂眞盟臺へ五日の夜、及^ニ御内話^ニ候趣にて苦しからず、送別の詩は、六日に御役所にて、津田氏に預け候懷中もの内に態々入置申候。夫を御覽被^レ下候趣にても、又當夜安世へ示し置き候にて、御承知被^レ下候にても差支有^ニ御座^ニ間敷奉^レ存候。當今天下の長策は、これにのみ見透かされ彼を見透候策無^ニ之候とは、和戰ともに成し難しと申所にて、國禁をゆるめられ、吉田生如きものを、彼地方へ被^レ遣候様にと申事、水府老明公等の御議論

被_レ仰出_二候様仕度候。其次は御時節柄之義に付、皇國の爲に萬死を犯し、非常の功をも立て候んと心を凝し候忠誠の至りを、被_レ成_二下御明察、千卒は得易く、一將は得難しとも申候へば、出格の御仁惠を以て、速に寛典に被_レ從候様仕度儀と奉_レ存候。何分にも宜しく御周旋之程奉_二懇願_一候。以上。

四月二十七日

啓

懼堂老盟臺 梧下
樂真老盟臺

(一五五) 吉田松陰より妹へ

(信仰につきて)

此間は御文下され、觀音さまの御せん米、三日の精進にていたゞき様との御事、御深切の御こころざし感入申_レ。精進潔齋などは、隨分心の堅りものにて宜敷事とぞんじ

吉田松陰一名は
矩方、通稱寅次
郎、二十一回猛
士と號す、長州
の人、安政六年
十月二十七日刑
死、年二十九、
贈正四位

に付、拙者も二月廿五日より三月晦日まで、少々志の_レへば、酒肴共一向給不_レ申_レ。其間一度靈神様御祭のもの頂戴致_レばかりに御座_レ。まして三日の精進は、左まで六ヶ敷事にも無_レ之、御深せつの事に_レへば、相はたし度存_レへども、當所にては、當り前の精進の外に、また精進と申_レへば、連中又は番人ども何故と怪しみ尋ね_レに付、夫を夫と相こたへ_レ事、面どうに存_レ故、八日より幸_レ精進日なれば、其日一日にいたゞき申_レ。抑_レ觀音信仰せよとの事は、定めて禍をよけ_レたにありべく、是には大に論ある事に_レへば、委細申_レ進_レべく_レ。拙者未だ觀音經は讀不_レ申_レへども、法華經第五の卷普門品と申篇に、悉く觀音力と申事、尊大に陳_レ有_レ之_レ。大意は、觀音を念候へば、繩目にかよ_レり_レへば、忽ちぶつくと繩が切れ、人屋へ捕_レれ_レへば、忽ち錠鍵がはづれ、首の座へ直_レり_レへば、忽ち刀がちんじに折れるなど申して有_レ之_レ。是は拙者江戸の人やにて、此經は幾度もくり返し讀て見_レへども、始終此趣に_レ。夫故凡人は是より難_レ有事はないとて、信仰するものは無理なく_レ。去ながら、佛のをしへは奇妙な仕懸にて、大乘小乗と二つ

に分ちて、小乗は下ひこんの人々の教、大乘は上根の人へのをしへと定め有之は。小乗にて申はへば、観音は右之さやうもん經文の通ごほりのものと心得たものを信仰しんぎやうするに御座は。是は人に信しんを起おこさする爲ためなり。信しんを起おこさするときは、一心いっしんに難なん有事じじやとのみ思し込み、餘念たより他慮たよりなき事ことにて、一心いっしん不亂ふらんと申まも此事このことなり。人は一心いっしん不亂ふらんになりさへすれば、何事なにごとへ臨むかみはても、ちつとも頓とん著ちやくなく、繩目じゆんめも人屋にんやも首くびの座ざも、平氣へいけになられはから、世よの中に如何いかに難なん題だい苦く艱けんのはても、それそれに怠たい轉てんして、不忠ふちゆう、不孝ふけう、無禮むらい、無道むどう等ら仕しる氣遣きづかひはない。されど初はつから凡夫ぼんぷに、一心いっしん不亂ふらんじやの、不怠ふたい轉てんじやのと申ま聞きせても、さつぱり耳みみに入いらぬもの故ゆゑに、假かりに觀音くわんおん様さまを拵こしらへて、人ひとの信しんを起おこさせせれは教をに御座は。是こゝを方便ほうべん共ども申ま。是こゝに依よて法華ほふわ經きやうに、都みやこのほ上のほりのたとへ有あ之を、至極しやく面白おもしろくは得え共ども、事長じやうぢやうければ略りやく申ま。扱あつか又また大乘だいじやうと申まは、出世しゅっせ法ぽうと申ま事ことが肝要かんえうに御座は、出世しゅっせと申まはても、立身りつしん出世しゅっせなど申ま事ことには無な御座は、其初そのはつは、釋迦しやくかが天竺てんぢく王わうの若殿わかしらには處ゐ、若わき時ときから感かんのつよき人ひとにて、老人らうじんを見ては、吾身わがみも往先むかしは老人らうじんに成なるからと悲かなしみ、死人しにんを見ては、吾身わがみも往先むかしは死しなうかと悲かなしみ、蟲むし

けらの死しんだの、草木そうぼくの枯かれたのまでに悲かなしみを起おこし、是非しやうじやうに生老病死しやうらうびじが此世このよの習ならひなれば、此世このよを出いねばすまぬと志こゝろを立てて、年廿五にじゅうごの時とき、位ゐを棄すて山やまへ入り、右みぎの生老病死しやうらうびじを免まぬかれる修行しゆぎやうをしに參まゐられ候まゐ。是こゝにも色々しよじやく難なん有あ話わがあ、左ひだり候まゐて、三十しじゅう出山しゅつせんとて、僅わずかか五年ごねんの間に、生老病死しやうらうびじを免まぬかれる事ことを悟さとり、生なまもせねば老らうもせず、病びやうも死しもせぬ事ことを悟さとりて、夫そのから世よの人ひとを教化けがくせられた、是こゝが出世しゅっせ法ぽうじや。故ゆゑに出世しゅっせせねば、濟世さいせいが出來いぬと申ま事ことも此世このよなり。濟世さいせいといふは、則すなはち此世このよの人ひとを濟度さいだする事ことに御座は。扱あつか其死そのしなぬと申まは、近ちかく申まさば、釋迦しやくしの孔子こうしのと申ま御方ごほう々は、今日けふ迄いた生なまて御座はる故ゆゑ、人ひとが尊たうとみもすれば、難なん有あがりもする、をそれそれもする、果はたして死しなぬではないか。孔子こうしの教きやうもやはり此通このとほりり死しなぬ人ひとなれば、繩目じゆんめも人屋にんやも首くびの座ざも、前ぜん申ま觀音くわんおん經きやうの通ごほりではござらぬか。楠くすのき正ただ成なじやの、大石おおいし良よし雄おじやのと申ま人は、刃やいばものに身みを失うはれはへども、今いま以も生なまてござる。乃すなはち刀やいばのちんじに折しやうれた證據しやうこでござる。諸しよ又また禍福くわふく如ごとく繩じゆんといふ事ことを、御ごさとりがよろしくは。禍くわが福ふくの種たね、福ふくが禍くわの種たねには。人間にんげん

萬事塞翁馬に御座此わけは物知りにて問ふて知るべし。拙者なんと人屋にて死問ふて知るべし得ば、禍の様なものに問ふて知るべしへども、又一方には學問も出來、己のため人のため、後の世へも残り、且つ死なぬ人々の仲間入も出來まじりへば、福此上もない事にまじり。人屋を出まじり得ば、又如何なる禍のこやうやら知れ不まじり申まじり。勿論其禍の中には、又福も交まじりり得共、所せん一生の間難儀さへすれば、先の福があるなり。何の效まじりけんもない事に、觀音へ頼みて福を求まじりめる様の事は、本々無益に存まじり。尤も右之通に申まじり得ば、身勝手まじりな申分、不孝な申分と御存まじりがあらう。こゝに又論がある。易の道は満盈と申事を大まじりにきろうなり。御互まじりに七人兄弟中、拙者は罪人、芳は夭折、敏は啞子。右様の悪様なものなれど、又跡四人はいづれも可也まじりに世に互まじりられ、特に兄さま、そもじ、小田村は兩人つとも子供があれば、不足は申されぬ。世の中の六七人も兄弟のある家を見くらべよ、是程にも參らぬ家は多いもの、近くはそもじの家にて、高須様たかすにても、兄弟内にては右様の悪い人も随分あるもの。然れば父母兄弟の代りに、拙者芳敏の三人が、禍をかるうたと、御思まじりへば、父母様の御心もすめる譯まじりでは御座らぬ

か。且杉は随分多福の家なれば、拙者の身上は前に申通、つめが牢死、牢死しても死なぬ仲間なれば、浮世の福はするぶんあるが、杉は今では御父子共御役にて、何の不足のない中なれば、子供等がいつも此様なものと思ひて、昔山宅にて父様母様の、晝夜御苦勞被まじり成た事を話して聞かせても、眞とは思はぬ程なれば、此先五十年七十年の事を、得と手を組まじりで案まじりじて見やれ、氣遣なものではないか。去年も端午に客の多まじりのに、人に目出度々々と嬉まじり貌まじりすれど、拙者はどうも先の先が氣遣でたまらんから、始終稽古場へかゞんで、人の知らぬ所では、獨り落涙した程の事でありた。若や萬一、小太郎でも、父祖に似ぬやうな事が有たら、杉の家も危まじりい。父母様の御苦勞を知て居るもの、兄弟にてもそもじまでじや。小田村でさへ山宅の事はよくは覺まじりえまい。まして久坂などは、尙以ての事。されば拙者の氣遣に、觀音様を念ずるよりは、兄弟おいめいの間へ、樂は苦の種、福は禍の本と申事を、得と申しきかせる方が肝要まじりじや。そして又一つ、拙者不孝ながら孝に當る事がある。兄弟内にも、一人でも右様の悪い人があると、跡の兄弟も自

然と心が和やわらて、孝行でもする様になる、兄弟も睦むつじくなるものじや。夫では是からは、拙者せつは兄弟の代かに此世の禍を受合ふから、兄弟中は拙者の代りに、父母へ孝行して呉れるがよい。左様あれば縮つる所、兄弟中皆よくなりて、果はは父母様の御仕合、又子供が見習みひへば子孫のため、是程めで度事はないではないか。能々御勘辨かん。小田村久坂なんどへも、此文御見せ、佛法信仰はよい事じやが、佛法にまよはぬ様に、心學本しんなりと折々御見みへかし。心學本に、

長閑のびさよ願ねがひなき身の神詣かみ

神へ願ふよりは、身で行ふがよろしく。十三日したとむ。

(一五六) 渡邊華山より江川坦庵へ

(交誼を求む)

抑御英明の御風度被爲入候事は、細々傳聞仕、竊ひそに奉景望居候處、何幸か得接あ紫

渡邊華山一名は定靜、通稱登三州田原の土、幕末の志士、天保十二年十月十一日自殺す、年四十九

肩かた難有仕合、第一に先奉拜謝候。私事老祖母は九十六歳にて死去、亡父は二十年の大病にて六十歳にて死去、兄弟八人、當時存生罷在候母一人にて、上は祖母病父に事へ、下私共八人の養育仕候へば、貧苦徹骨の中に生長仕、八才より日勤の奉公仕候間、朝夕僅なる暇にて畫えを學び、初午燈籠はつ或は繪馬えの額がくを認め候て、貧を助くるのみを心と致候。其志より終に風流韻事面白く相成、追々士大夫にも相交り、漸く士たるものは如此義と發明仕候頃は、早や初老近く相成、終に一箇の畫師の如く相成候。尤主人より祿を賜候事も不薄、又亡父の教も嚴敷候得共、何を申すも病身にて、幼年の奉公を致し、重るに私は怯弱けふじやくにて、此アラマシに相成候。扱風流韻事の風、唯淫盜いんの媒なに相成のみにて、實は是も飽き果て候得共、年來此事のみ心を委ね候間、今更難捨、優遊委蛇仕候、右故英烈の御風度を奉拜候得ば、唯何となく御敬慕申上、何卒折々は御雄談相窺うかが度、然るに却て分外の御沙汰、御至遜の御意を頂戴仕、何とも恐怖至極仕候。是迄誰にも私從來の事を愁訴仕候事は無之候得共、已來厚御教誨を奉願度、不用偽飾、此段申上候間、後來誤

て御下交被下置との御後悔の時、挽回難仕候間、第一に此段申上候。

(二五七) 蓮田市五郎より母へ

(遺書)

一筆申上奉りぬ。この頃やうく、天氣もつゞきのどやかに相成ぬ處、先づ、御母さま御姉さま御揃遊ばし御機けんよく御座被遊、まことにくめで度御事に奉存ぬ。さて私事、去月三日之朝、同志之者都合十八人申合、御大老井伊掃部頭を討留、それより御老中脇坂殿に自訴に及び、其夜細川家へ御預ケに相成、同九日夜、本多修理之助殿を御預ケに相成、今日迄日を送り申ぬ。かねく御承知被爲在ぬ通り、井伊家者天下の奸臣にして、御家は猶更仇敵なり。一昨年より御家臣安藤帶刀様、茅根先生を始として有名の人、むじつの罪にて死罪に行はれ、或は苦心の餘りせつ腹仕り、或は獄中にて狂死申ぬ。或は遠き島へ流さるゝ者等出来ぬも、全井伊家の所爲なれば、天下の御爲、此度私儀討手

蓮田市五郎一名は正實、水戸藩土、萬延元年三月三日同志と共に井伊大老を櫻田門外に要撃して自首し、二年七月刑せらる、附従五位

之人數に加り本望を達しぬ段、先々けなけ成致方と御よろこび被下べくぬ。其場の働は、随分人には劣り申さぬ様覺まるらせぬ。手疵は右のかた二寸、同うで三寸、二ヶ所何れも今は平癒仕ぬ。最早せんさくもあらくきはまりぬへば、近日仕置に逢ぬ事と奉存ぬ。二十八ヶ年の御鴻恩露塵報い奉らず、先立不孝は如何様ぞんじ上ぬても、只今致方無之、恐入ぬ義は申迄も無御座、何卒々々御ゆるし下されぬ様願上まるらせぬ。つらく御身の上を勘考仕ぬへば、御母さまほど終身因果なる御方は、世間には餘り御座有間敷、御年みそじ餘り、御父様に御別れ遊ばし、大勢の兄弟ども御獨して御よふいく遊ばし、其度々の不幸、かたぐ御苦心のみ遊ばされぬ事言の葉に難盡、誠に男子にては私一人なるを、千辛萬苦して成長せしめ、やうく三四年この方、少しは御安心の御廉も有之様と奉存ぬ。右之所またく、一昨年より御國難打續き、始終御心配之中へ、此度之次第御聞遊ばされぬては、いか斗の御悲歎やら御察申上奉りぬ。實に恐多く奉存ぬ。宿元出立之砌、前文之次第一言も不申上、ろくく御いとまごひも不仕罷出、さぞく御立腹せら

れん半と奉存ん。今更千非後悔仕る事に御座ん。尤其節意味申上んはど、御悲歎の餘り
いかなる思召ならせられん半哉と存上んまよ、不申上事にんへば、その罪も御許し遊ば
され下さるべくん。私身分之義は、最早致方も無御座ん。今日の内にも御刑まつ迄に
て、大半はりつけにかけらるゝ事と存ん得ば、迎もかへらぬ事故思きり遊ばし、御姉さま
へよき聲御とり遊ばし、私と思召、御一生を御くらし遊ばされん外有之間敷と奉存ん。
くり返し考居ても、人の一命はかぎり有ものと御見え申ん。死すべきとき生るもあり、
生べき時死もありて、私杯御先立申も、佛家に申さば前世の約束事にて、これが所謂天命
と申ものにてん哉と奉存ん。さもなくて人間の一命がよふいに捨らるゝものには無
御座ん。私義昨十月中、大病相煩ん節相果んはど、此度之一事に出る事能はず、病死す
るより天下之爲死するこそ本望なれば、却て御心をきりかへられ、且人間世界の常なき
を御さとり遊ばし、このみち御あきらめのほど、くれぐれもねがひ上まるらせん。
一 御姉さまに申上ん。是迄海山の御恩をこふむり、難有ぞんじ上まるらせん。一生の

内にはいつしか御恩返し可仕と存居ん處、今般の次第にては、御恩返し所には無之、
おもひ懸ざる御悲歎を相懸、はなはだ恐入る事にて御座ん。最早私身の上は、いたし方
も無之、此上は第一御母さまの御事大切に御座ん。私義は御母さまをふりすてかやふ
成行、不孝の上にも不孝をかさね申わけ無之、不届ものめと御腹立せられん半歎。是
も私の爲ならず、君の爲世の爲なれば、是非なき次第と思召かへられ、これより別して
心を盡され、御母さまに私の分まで御孝行御盡し被下んはど、たとひ私は死んでも、草
葉の影より御禮は申上ん。御姉さまの是まで御ゑんづぎ遊さるも、只今にてはかやう
な譯に成行、御母さまをば御姉さまが御あづかり被成る事と、せんぐよりの定り事か
と存上まるらせん。くれぐれも御母さまの御事斗御大切に願上まるらせん。
一 金町御姉さまえ申上ん。私かやう成行、嗚々御悲歎の御事と奉存ん。私事は御あ
きらめ遊ばし、御母さまを御大切に遊され可被下ん。子供等は能御そだて遊さるべく
ん。此手紙三度目にやうく相認申ん。二度ほどかき初め、半に至りて落涙に沈み書

かね申_レ。御母さまへ御禮御いとまを御申譯_{（まうしわけ）}かた_{（へ）}申上_レ得ども、御手許迄_{（てもぎ）}とどき_{（に）}哉不_{（は）}相知、萬一御披見_{（ひけ）}に相成_{（は）}はど、此書狀にて御あきらめ可_{（レ）}被_{（レ）}下_{（ら）}。申上_{（度）}事はやまやま御座_{（は）}得共、とても筆には盡しがたく、且人目をしのび、なく_{（く）}やう_{（く）}相認_{（は）}はまよ、たど_{（く）}御いとま_{（ごい）}まで_{（ま）}であら_{（く）}奉_{（ま）}申上_{（は）}。以上。

申閏三月朔日

蓮田市五郎

御母上さま

兩御姊さま

御もとへ

尙々これよりは何事も塙左五郎様へ御相談遊ばし、御世話に御成可_{（レ）}被_{（レ）}成_{（は）}。左五郎様か玉川先生ならば、何れも眞實深き人故、如才に致くれ申_{（は）}。司命丸に預け金拾六兩壹歩貳朱之内、拾貳兩請取申_{（は）}。殘金四兩餘りは、先方え御懸合御取可_{（レ）}被_{（レ）}成_{（は）}。其外石神村黒澤覺藏と申ものへ三拾兩貸置_{（は）}間、是は鈴木彦藏と申人塙寛藏殿妻の弟にて、委

細其意味存居_{（は）}得者、夫々え御相談遊され、御取返可_{（レ）}被_{（レ）}成_{（は）}。

一 御いとま乞御申譯かた_{（へ）}、涙ながら一筆申上_{（奉）}り_{（は）}。此頃日長に罷成_{（は）}處、いかが御くらし遊ばされ_{（は）}哉、御案じ申上_{（奉）}り_{（は）}。今はのきわに罷成、御母さまの御事而已晝夜苦心にたへかね、實に身ほねもくだくる思ひに御座_{（は）}。また御母さまにも私事をいろいろと思召れ、御こころをください、且はふつよかなるやつと御腹立せられ_{（は）}事をおしはかり、涙のかはく間無御座_{（は）}。私事も忠孝義の爲とぞんじ、いろく盡力仕_{（は）}處、只今に相成_{（は）}ては、萬事やぶれに相成、不忠不孝の身と罷成、今更殘念致方も無御座_{（は）}。私義は去冬大病相煩_{（は）}節相果_{（は）}と思召、御あきらめ被_{（レ）}下、返す_{（く）}も御し_{（う）}しやう遊ばされ間敷、何程賢人君子にても、思ひつくせし事ども破_{（やぶ）}れては、みな手違と相成申_{（は）}。況や其餘のものは勿論の義とぞんじ奉_{（は）}。何卒二十八年の御厚恩を一ツもむくひ奉_{（ら）}ず先立不孝は御免し被_{（レ）}下_{（ら）}様、幾重にも願上_{（奉）}り_{（は）}。百事も破れ_{（は）}得ば、今日より最早ながらゆるせんも無_{（之）}、一日も早く相果申_{（度）}奉_{（レ）}存_{（は）}。

御母さまには、此上は御きけんよく入らせられ、跡々の事は今ひときは御たんせい遊され
ゆ様、申上ゆまでには無御座ゆ様願上奉りゆ。嗚呼いかなる不運にや、萬事破れて不
忠不孝の身となり死しゆ私の心事も、御案じ遊され下さるべくゆ。何程くり返しゆても
思ひのせんなく、まして思へば筆にはつくしがたく、たゞく御いとま乞迄あらく申
上奉りゆ。あはれ世の中には、神もいらぬものと思ひあきらめゆ。かしく。

四月朔日

市 五 郎

御尊母さま

(一五八) 橋本左内より松山東吉郎へ

(俗論を排す)

別啓。舊年は度々御投書下され、その上弘庵先生染筆迄御廻し下され萬謝奉り候。承り
候へば、去秋已來長々御不快のよし、東北隅地頓と存じ申さず候につき、意外薄情にあ

橋本左内一名は
細紀、黎園と號
す。福井藩醫、
幕末の志士、安
政六年刑死、年
二十六

ひなり、態々御見舞も申し上げず、千萬愧然の至りに御座候。只今にては透と御全快な
され候や如何、御弱體故、御口度御肥立の程深く御案じ申上げ候。何分篤と御養生祈り
奉り候。さてまた毎度貴勞ながら、別包書籍一卷、竝に焼鮎一袋、鹽谷甲藏方迄御届け
下され候やう願ひ上げ奉り候。尤遠方の儀に御座候へば、御序にても苦しからず、決し
て早急にはおよび申さず候。仰せ越され候通り、夷情いろく變出、誠に神州の御大事
と存じ奉り候。皇威の外蕃に達し候も、屈し候も、また當今御處置の上にこれあり、實
に安危存亡の秋とも申すべく存じ、我小輩も、神祖天孫の御厚澤に浴し候儀に御座候へ
ば、所詮精々の心を盡すべく、もとよりの儀に候。しかも大抵世間に學者儒生、なにも
舊見陋議に拘泥し、時代の變遷沿革を考へず、利害強弱をも慮らず、徒に俗耳俗膽を
愕し候論を發し候も、惡むべく厭ふべきの至りと愚考奉り候。畢竟彼此の論よりも、我
身をもつて吾道を維持し、吾國體の片端葉末だけにて裨益補助候やう致したき事忠臣義
士日夜心に祈り居り候儀ならんかとあけくれ存じ、日月を送り居り申し候。貴慮如何、

後便一寸御申し越し下さるべく候。この表、學問所いやまし繁昌、小拙晝夜分暇をも得申さず、定めて靈邸學塾もおひく御興起と遠察奉り候。御新見御創論御座候はど、具に承りたく存じ候。はたまた御面倒ながら、別紙の書籍上木致しこれあり候や如何、竝に直段如何致し候か 如何、後便御調べ御申越し下され候やう願ひ上げ候。早々不宣。

(一五九) 梅田源次郎より坪内孫兵衛へ

(幕府謹員の勅命降下の報)

七日、主上勅書を以て列公を被召候。九條左府公、鷹司右府公、近衛左府公、三條内府公、中山公、其外議奏傳奏御掛之諸卿不殘御參内之處、主上出御にて、叡慮之趣被仰出候處、何れも御敬伏にて、廟議一決仕候。九條公は兼て彦根公と御同意にて、關東へ御内通之處、昨日廟堂にて一言も御出し被成候事出來不申候。殊に御畏縮被成候由。依て勅命宣旨之御使、今八日早朝早打にて出發に候。御使は江戸御老中方之手をはなれ、

梅田源次郎一名は定明、雲濱と號す、若狭の人、勤王家、安政六年九月十四日死す、年四十四

尾張公、水戸公へ宣旨を被下候。此度何之子細にて尾張公、水老公、越前候を打籠候哉言上可仕との事。勅命に違條約調印取とのへ、天下を誤候姦者之役人共を、尾張前中納言、當攝津守、水戸前中納言、當中納言、其外同志之連枝有志之諸侯へ勅命を傳へ、速に右之者を可相除との事。尾水兩家より、天下有志之諸侯、存寄を速に朝廷へ言上可仕旨、尾水御兩家之御父子より可申傳との事。右三ヶ條に候。實に古今獨歩の御英斷奉恐悅候。右は相違無之候。今朝粟田様より、伊丹藏人御使にて、源次郎へ急に爲知との御沙汰にて、難有奉存候。五六日之間に、江戸は勿論、天下不日に大變動可致候。當月三四日に、尾張より二千餘人、二手にわかれ出發候て、中納言様を御國へ迎歸候覺悟之由。御歸國候へば直に御上京と申沙汰に付、元より當所に、先日より大道寺始歴々三四人、二百人計にて參居候。御國大守公は、兼て彦根候とは無二の御合體に候へば、如何にも甚御危事と奉恐察候。何卒早々深栖大夫君を始め、御一同に御覺悟御定被成候様奉存候。下拙放追之身として、可申上事には無之候得共、胡馬北

風に嘶いなき之情不能止、此段貴公様迄御心得之爲申上候。以上。

八月八日

(一六〇) 平野國臣より父へ

(遺書)

平野國臣、通稱次郎、筑前の浪人、幕末殉國の士、元治元年七月二十日獄中に死す、年三十七

從三田尻一翰啓上仕候。益御泰然恐賀候。私儀、去々月二十六日京都を發し、但馬へ罷下候處、又々京町奉行手より、同心其外十人計、探索に入込候由、爲相知候者有之、去月二十日の夜出立、山越にて播州へ出で、當所へ馳下申候。尤も當所へ下候義は、決策も有之、旁、右之通りに御座候。此方にては、三條公を始め、御脱走七卿方も追々拜謁、且長門守殿にも拜謁。山口に三條公より被命候御用にて、御馬拜借罷越、家老益田彈正、清水清太郎等へも、近々出會仕候。最早此方の都合も大概は相調候に付、不日但州に罷歸り、義兵を擧げ、大和の應援天下の大舉を促し候筈に御座候。就ては熊藏

儀、却て邪魔と存候間、暇を遣し指返し申候。永々付添ひ呉れ候に付、今日迄見達候得共、大事の場に臨み候ては、入用無之、且つ親父が心配、其身の不本意と存じ、右の通りに御座候。親元へ御返可被下候。東西奔走仕候義は、皆此者より可申上候。最も此期に臨み、

天朝の御爲一命を抛候上は、再び拜顔の義は無覺束、萬一天運強く候ほど、采幣を採て拜顔可仕候。唯々正名公行を以て、天下後世に鄙名を輝し候を以て、御覺へ被下、是迄年來我儘不孝の罪は、山々御免可被下候。此後模様は實効可奉入御覽候。恐惶敬白。

十月朔日

(一六一) 河井繼之助より妹へ

(女子の心得)

河井繼之助一名は秋義、蒼淵窟と號す、越後長岡藩の家老、戊辰の役傷きて死す、年四十二

お安の家替りもなき様子にははむ。未だ年も若くは間、私共同事に艱難辛苦致しは可然事ながら、男子とも違ひ望みせまき故、張合を失ひては氣の毒に奉存。併女子にも辛苦艱難を遂げ、名を遺しは者も、昔より數々有之、假令古人に及ばずとも、心の持様に人へ勝れは事に可相成、隨分出精可致し事に奉存。只々心を廣く持、氣を不屈様にいたし度事に御座。辛苦艱難を樂みとするは、聖人もかたんずる所。乍去苦んでするより、一身の考の種にも可相成、樂しんでするときは、一分の仕合に(中略)は。一通り女子の達人と唱へは者、針事、糸織、文筆に上向にて、是も女の職分第一の事にはへ共、藝能に達しは分量も有之、致方なくはへ共、心だけは一人の人に成度物と祈願仕。度物と祈願仕。

男子にもはは、供々出精可致、女ながらも少しは氣象も有之様被存。間、自分の出来もせざる事を勤むるも恥入候へ共、任筆書始終此に至り。おすがの心得にも可相成と思召はは、是亦被仰聞は様奉願上。吳々も心を不痛、何程働き候と

も、悠然と致しはは、一分の仕合は申迄もなく、一家彌可盛(中略)は。書毎に申上はもくどき事にはへ共、一家兄弟の安全、何の幸か可過之、唯々夫のみ祈願仕。謹言。

九月十三日夜月下に認む

(一六二) 徳川慶喜より母堂信徳院へ

(蛤門戦争前後の様)

朝夕冷氣に相成は處、先以益御機嫌能被爲渡、恐悅至極に奉存。然者、當地之形勢、追々御承知被遊は半、實以奉恐入は次第に御座。遠路之儀、御地にては、事實確と御聞込被遊間敷奉存。間、此度始末、左に申上。長州家老福原越後と申者、六月廿二日、大膳太夫父子より、歎願之趣有之、關東へ罷越は旨にて、伏見に一泊致しは處、右越後へ附添罷出は者共、天龍寺山崎へ追々集はに付、越後より申出はには、兩所之

徳川慶喜十五代將軍、水戸侯齋昭の第七子、大正二年十一月二十二日薨ず、年七十七

者共、此上如何様之儀仕出しも難計の間、私共暫時伏見に滞留仕、其上にて關東へ罷出
 り旨申立也。然る所、右屯集之者共より、朝廷幕府へ歎願書差出に付、一覽仕也處、
 父子入京御免、七卿之輩入京被、仰付也様仕度との書面に御座也。越後より承り也
 處、誠同意之義に御座也間、何卒御聞濟相成也様致度、當所にて御下知奉待也旨申出也。
 彼是往復之内、兩所へ集也者、追々多人數に相成也に付、夫々評議仕、越後に於ては、鎮定
 可致旨申居也得共、其印無之のみならず、却て謀主に不_レ容易_二企_一も有_レ之哉に付、探
 索仕也處、全く會津を取除、昨年十八日以前に復し度との心底に相聞え也へ共、確と致
 したる證據も無之に付、夫々評議居也處、六月廿七日晝後、俄に白旗押立、越後入京と
 申來也に付、私始め御固めの面々、參内仕也處、越後は爲_レ取鎮_二天龍寺へ罷越也趣にて、
 先別條無之に付、翌朝族館へ引取申也。一體上京之儀も、兼々御差留に相成居也處を、伺
 も無_レ之入京也者、甚以て不_レ埒至極、殊に兵器を携_レ大砲を備へ、入京いたし也段、對_レ朝
 廷恐入也次第に御座也間、此廉を以速に討取可_レ申旨、會津始申合、既に六月廿八日、兩所

へ集也者へ、引取也様申渡、承引無之は、直に征伐可_レ致旨、内々評議仕也處、私
 密に勘考仕也は、彼之心底可_レ惡_レは勿論に也得共、一應說得不_レ仕、戰爭に及也ては、人
 事を不_レ盡に相當可_レ申、殊に二百餘年の太平も、今日より亂世と相變じ可_レ申也へば、禁
 闕之下に於て、兵端を相開也も奉_レ恐入也間、一先說得仕、如何様にも承服不_レ仕也は、
 其節討取可_レ申旨、猶又衆議を盡して、其趣奏聞仕也處、朝廷にも御同意に被_レ思召也
 由にて、則其趣御許定相成申也。於_レ朝廷も兵器携_レ入京也段、甚御不_レ審被_レ思召、早
 早兩所共引拂、歸國可_レ致、歎願之筋有_レ之は、越後小人數にて、伏見へ滞留、御下知相
 待居様被_レ仰出、幕府よりも、大小御目付御差遣し、越後より段々申聞也處、越後に於て
 は奉_レ畏_レ恐入也得共、何分にも若者共之儀、此上說得行届也見込も無_レ之也得共、御趣意
 之趣能說得可_レ仕旨御答申上、最早兩所へ集也者共より、朝廷幕府へ建白致し也に付、右
 歎願之趣御聞濟相成也様諸藩にても頼入也旨、廻文いたし也に付、諸藩よりも說得爲_レ致
 也方_レ可_レ然旨にて、說得之儀、幕府より各藩へ被_レ仰渡也處、人々心々にて、速に討取可_レ

申旨申も有之、又は長州同意之輩も有之、或は説得は六ヶ敷御断申上之輩も有之、何分一致不仕、彼是仕之内、七月七日に相成之處、兩所は彌増多人數に相成、今にも打出さんとの氣色に有之、國司信濃、益田右衛門介等、追々上京、國司は山崎に陣を取り、益田は八幡に陣を取、引取の模様は少も無之、長門守にも上京之趣風聞相聞え、同人出京いたし、諸手一同討出しの時は、實に國家の一大事に可相成之、又々速に討取可申との評論に相成之へ共、私愚考には、是迄人事を盡し儀に得ば、今一應盡力の上にて、彌承服不致時は、曲彼に在り、名義正しく可有之旨申聞、越前には近親之事にも有之、國分には、兼々周旋致旨申居の間、右兩所之家來呼寄、縱令長州歎願之趣尤之儀に共、御差免無之に入京いたし、殊に兵器相携、大砲等を備へる段、朝廷に對し恐入之事にへば、兼て被仰出通、一先引拂、追而穩に歎願可致、左に得ば、此方に於ても、公邊に對し、何とか周旋致方も可有之旨申聞之處、奉畏の趣にて引取之。猶又長州留守居乃見織江と申者を呼出し、直に段々相諭し之處、深く恐入の段申聞

夫より四五日見合、様子探索仕之處、戰爭之覺悟は必至にて得共、承服之體は少も無之に付、天朝へも其趣申上、品々評議有之。一體堂上向長州へ荷擔致し者多く、評議纏り兼之。長門守には國許出立之趣相聞え、兩所者彌勢を得る様子故、意を決して討取可申旨、會津始申合、七月十五日、大小御目付伏見へ差出し、翌朝面會致、越後へ申渡は、過日以来、朝廷幕府より、段々御説得も有之を得共、更に承服之體無之、此上は明日中に引取の樣可致、左も無之は、其御處置可有之旨相達し、朝廷よりも同様御達有之。私事右等之御用にて、十七日晝より參、内いたし居、十八日朝四ツ頃退出、旅館へ引取休息可存之へ共、非常之用意等にて休息不相成、同夜五時半頃休之處、九時過俄に傳奏より文通にて、不容易儀相聞の間、早々參、内可致旨申來之處、右等之儀とは未存不申之故、昨日之御評議又々御變革と存じ、乍恐主上にさへ御變動無之を得ば、夫迄之事に御座は、私儀は不快故恐入得共、御断申上之旨申聞之處、只今長州之者共、會津を討取可申とて、山崎より追々人數を繰出し、かどり火數多相

見得、如何可仕哉と申聞、既に今日中引取、様相違、上は、右様之儀可有之と存、討手之面々へは、今朝夫々申渡置、得ば、速に出張、直に馬を馳、相達可申、此方は直に參、内可致、兼て承知之通り、朝廷には肥後守を惡、者多く、且堂上方長州之威に恐れ、肥後守守護職御免被、仰出、ては、如何致方無之、朝廷之議論深く心配致、間、乗切にて參、内可致申聞、則、衣冠を著し、四五騎にて乗切、竹屋町へ參、處、向より白鉢卷にて甲冑を著し、者二人參り、拔身之鎗相携、探索之體に相見え、に付、私感心仕、最早會津より探索差出、哉と存、乍ら、一丁程乗切、處、同様之體にて、又兩人向より參、後、に承り、得者、長州之探索に御座、。行々馬を早め、中立賣御門にて下馬致し、御門前柱に馬をつなぎ、家來四五人召連參、内仕、天機相伺、直に殿下御始御達相願、處、長州人、朝廷へ建白之書面有、之、一覽仕、處、肥後守儀、天誅加度、間、洛外へ御追、拂、快、く天誅請させ可、被、下、。又諸藩に於ても、右之趣周旋盡力致、吳、様、認、有、之、に、に付、私申上、には、既に反逆之體相顯、上は、御誅伐より外は有間敷、速に誅伐之儀

被、仰出、様奉願、。右様申出、上者、最早只今にも押寄可、申、申上、上、處、委細御承知被、遊、右之趣可、申上、旨被、仰聞、。然る處、伏見より早走來、只今戸田采女正、先、手者長勢と合戦相始、趣申來、處、御前へ罷出、様御沙汰に付、罷出、處、玉座、近く被、召出、速に誅伐可、致、旨、御直に御沙汰有、之、畏、旨申上、引取、處、伏見之、注進度々參、得共、火急之事にて、肥後守始所司代も未參、内不仕、諸藩諸役人一人も居、合不、申、兼て相達置、御固之面々も集、不申、に付、如何共致方無之、併九門之締者、肝要に付、其筋々へ可、相達、存、得共可、達者も無、之、伏見之砲聲追々相聞え、間、例、之者に申付、九門不、殘、爲、相回、直に御門を閉、誰にても一切入申間敷、旨申渡、處、速に、征伏可、致、旨、御所より御沙汰書、傳奏より御渡に相成、に付、夫々諸家へ相達申、。肥、後守所司代も追々參、内、諸家人數も追々集、に付、私儀者菊亭家へ相斷、退出いたし、、供の者も甲冑著込等にて、追々相添、に付、則、菊亭家へ參、小具足著仕居、處、同所御門、前にて、砲聲烈敷相聞、に付、人を遣し見せ、處、中立賣御門へ敵二三百人程押寄、由申

聞に付、兼々相達置の御固の面々、行届は哉無心許存、直に見分として出張仕の處、中立賣にて無之、蛤御門にて會藩との取合に御座の故、堂上方屋敷内に隠れ、或は門の透間、又は塀の上間より、鐵砲打出し故、會藩力敗れかより、後詰之がため取て返し申。私儀も、戦争は初ての儀、後學の爲め、且は會藩働きの程も如何と、公家御門前より、蛤御門内へ參、見物仕の處、盛に鐵砲せり合にて、急には片も付兼の模様相見え間、南門前より、有栖川御屋敷前、近衛家御屋敷前迄參の處、公家御門向ひ堂上屋敷より、四人程打出、俄に鐵砲打かけ。右前は藩州の固、御臺所前は所司代の固、公家門前は會藩之固に有之、敵不意に出に付、會藩一時に鐵砲打かけの處、敵四五人打留得共、混雜にて、敵味方不相分、薩會互に打合、雙方怪我人も有之、其節之混雜筆紙に難盡御座の。所司代之人數、御臺所へ入込んと、俄に崩かよりに付、私も不得止御臺所御門へ入込み、主上には如何被爲、在は哉と、御車寄よりかけ込み得共、何れに被爲入は哉、更に分り不申、御殿内は拔身の刀槍にて、數十人何の辨も無之、唯さわ

ぎ立、制しつても中々届不申、漸常御殿迄參の處、堂上方衣冠の上にたすきかけ、殿下始め、御前へ御詰相成。肥後守、越中守、兩人共病中漸々參、内致の事故、差圖も相成兼の模様故、兩人は、御前に殘置、私儀は、猶又御門前へ出張仕らんと存の處、中立賣御門より烏丸通にて、薩と取合に相成、是又砲聲盛に相聞に付、後詰之者も夫々相廻し。然る處堺町御門、鷹司殿御裏御門より、鐵砲打出し、三方盛に相成の故、兼て長人へ同意の者も多くは間、萬一如何之變可生哉も難計と存、堺町御門へ出張仕候處、中立賣の方は、敵退散致候由にて、砲聲も相止み、堺町御門之合戰烈敷、後詰之人數差越の様度々申越は間、諸藩三輩へ相達は共、彼是意味合有之、延引仕は間、私大砲方之者、堺町へ相廻しは様申付、出張仕の處、俄に御同所裏門より、敵打出しに付、大砲方の者不取敢、打留申。尤此方にも怪我人有之。然る處、急御用有之は間急ぎ參、内可致旨申參は間、人數同所へ殘置、一兩人召連急ぎ參、内仕の處、堂上口々勝敗如何と相尋は間、必勝無疑と申は處、負て和するは恥辱なれども、勝て和するは子細なし、先刻御庭へ

數々銃丸飛來り、殊に所々之砲聲盛にて、實に奉恐入る間、和睦して、長州父子上京被仰付る方可然哉と、堂上方より相談に付、私大に憤り、禁關へ砲發之賊徒、御和睦とは思ひも寄らずと申得ば、何分にも不承知之者も有之、然れば其方出張して、速に片付の様可致、左に無之ては職掌不相立と申聞間、委細承知致旨相答置私考には、此儘戰爭長引節は、堂上之恐方甚敷故、長州父子上京可致旨、我々には御相談無之、外方より密に被仰出る時は、天下の大事今日に止り、徳川家之存亡も亦今日に在、然る上者急速片付る方上策なりと存、蛤御門、堺町御門、兩所之裏手より、打手之者を相廻し置、火をかけ急速焼の様可致申付る處、則兩所より敵不殘逃出るを、固の者夫々討取、砲聲も相止るに付、參内仕る處、大に御安心被遊旨にて、猶隱居る者を討取の様被仰付るに付、夫々へ申達、諸家より人数差出、探索爲致る處、何れへ隱居るや不相知る間、怪敷所は悉く焼玉を打懸るに付、火事盛に相成、終消儀不相成様罷成る。先御所近邊は少し靜に相成るに付、是よりは天龍寺を焼打仕る様達、薩州之

人数出張爲仕る處、長人一人殘居るを召捕、火を懸け、分捕之品も有之。山崎へは、會津之人数を差向る處、敵兵二十人程殘居るを、皆々討取、分捕之品も有之、其内其度之策略は相認る書面有之、又中立賣御門外にて、長州父子黒印之軍令條、薩州之分捕に相成る。八時過、先靜謐に相成る故、私は承明門を陣所と仕、肥後守は小御所之御庭、所司代は日之御門内を陣所と相定め、何れも嚴重に相守る。私儀數日休息不仕草臥るに付、以後之爲にも有之る間、休息仕る。此夜誠に靜にて相變儀無之。翌廿日、相變儀無之、同日夕刻に至、今夜十津川之郷士、俄に御鳳輩を奉奪との儀承り、大に驚き其趣御所へ申上居る處、夜五時頃何者共不知、三百人程常御殿御庭内へ參る故、右之者共引拂る様達可申、不承知之節は不殘討取可申旨、御庭内へ人数繰込。若討取る節に至、側近く、玉體に對し、不慮之事あらんも難計る間、紫震殿迄被爲入、其跡にて様子次第討取可申と手配仕る處、右之者共、又何方へ引取らざ、壹人も居不申るに付、其後御歸殿被遊る。奇怪なる事にて、事實今以分り不申る。此夜奇怪之事品々有之。御

歸殿御庭内御門等相改比處、御門之錠ぢやうネチ切有之、御門も開き居比。何様なにさま 御鳳輦みほうねんを奪奉る策略と奉存比。其以來は、格別奇怪の事も無之、一體靜謐に御座比。此度は御逆鱗みさきりん甚敷、速に長防追討可仕旨被ちやうほうつゐたう 仰出比に付、討手之面々廿一家へ相達申比。不日發向之儀と奉存比。私廿四日夜に至旅館へ引取、隔日宿番に相成、其後泊には不さまり及趣にて、日々 參内、此節は隔日參 内に相成、實に御用多少しも寸暇無之、且は不行届之儀も比半と、心配此事に御座比。其外申上度儀、山々御座比得共、何分筆に盡兼、大略申上比。目出度可祝。

八月十五日

(一六三) 大久保一翁より松平春嶽へ

(籠居の非を論じて奮勵を望む)

御所御安全、二條御城にも益、御機嫌克被よく爲在、恐悅奉存候。隨て明候にも、愈い御勇

大久保一翁一名
は忠實、石泉と
號す、舊幕臣、明
治二十一年七月
三十一日薨す、
年七十二

健奉敬賀候。陳ば兎角御志御通被つうじ成兼候御意味合より、御引籠おんひまこもり之趣承驚入、歎息之外無之候へども、尙相考候へば、何様御苦情有之候とも、爲皇國公明正大之御建白御遂不被成候ては、當今一橋様、尊公之御任、乍憚御濟被成間敷奉存候間、決して御引等無之様奉存候。只々幾重にも至誠を以て御貫可被成、大勇御憤發、爲國奉伏かしてこひねがひ冀候。委曲には尊地之御様子不存候へ共、何れにも御引籠被成候御時節には有之間敷奉存候。

一 世上今に、論者和戰之二字に拘居候様子、廟堂亦其に御泥被成、動もすれば戰度が御武備十分に無之に付、和との御論出候より、志士憤激仕候も無理にも無之候。實に可戰方、天理に候はゞ、武備之調不調不及論、直に御一戰有之、勝負は天に御任にて可然御事と奉存候。乍去是迄夷人共へ引合方、小事而已相争ひ、俗に申一寸引之論にて、畢竟兒戲に類似候より、彼等も自然驕色相顯候へ共、彼には元、御國と和親相望候辭柄有之、此よりは可打詞未こたはひまた有之。願れば此方應接方大小輕重取違候より、侮

を受候事に候。是も過去候事に付、今更論合候も無益候間、御捨置にて、此上再御失策無之様、今一際上段へ御著眼有之、細事に御拘合無之、往古盛事并慶元頃之御心に被爲成、御國威五大洲へ御輝可被遊御處置、實に以御急務中之御急務と奉存候。いつまでも和の戦のと、百歩五十歩論に日月を空敷相過候は、御良策とは不奉存、徒に衰弱爲相増候のみにて、乍恐伊勢兩宮御始は素より、日光へ被爲對候ても、御濟被遊間敷奉存、最嘆息仕候間、尙幾重にも、公明正大之御建白有之、是迄之義は深く御詫被仰上、即今より後、聊も當座濟姑息之御處置、或は祕密之策などと申事、一切無之儀、御專務と奉存候。右之儀、至誠を以て御奏聞有之候はゞ、素より御英明に被爲、在候御事故、御聞入無之御事は有之間敷哉。萬々一、夫にても御採用不相成候はゞ、猶御誠實之不、足御事と御願被遊、彌以御臣節被爲盡、神祖御心中をも御察被遊、徳川家は御職御辭之御事、御實意より被仰上、駿遠三御舊國丈にても御願一方之御武備御勤可被遊外有之間敷奉存候。

一 近時有志浪人と唱へ候者共之様子承候處、可惜者多分著眼卑、規模小より、意必固我之癖は不、免哉にも被察候へ共、死を決候潔きは、幕府之者共大に可恥事にて、意必等張候力も無之、江戸人よりは遙に勝候に付、右等之内心振正敷者共、速に御採用有之候はゞ、前文御國威御耀之一廉御用可相成、賴敷被存候に付、因循姑息習氣にて、英氣不損様仕度候。實に志士は難得事に候。吳々も和戦之舊習論は御脱被成、御目當廣大に被遊候外有之間敷、高言之様にて不堪恐怖候へ共、何様俊傑出候とも、前文正大之事に無之候て、皇國之御武備耀候策有之間敷と奉存候間、祈居候。尙幾重にも御勉勵奉希候。此度坂本龍馬に度々逢候處、同人は眞之大丈夫と存、素懷も相話、此一封も托候事に候。御一讀可被下。匆々頓首。謹言。

二 白。時令御自愛吳々も御勉勵冀候。將志士中戦相望候人々人心察候處、今可戦が天理とはまさか存間敷候へ共、萬事因循不斷、役々には不正不少、士氣地に落候より、憤怒之餘り、戦にても相始候はゞ、世中一洗可致との見込も可有之哉に被察候。

右様存候も、無理と計りは不被存候へ共、自分之家事不治とて、他人と喧嘩相始候はば、家事可直と申に類候間、天眼より見候はど如何、又後世よりは笑草と可相成候。乍去下よりは外に直し方も無之に付、右様申も無理と計りは難申候へ共、上に立所より、眞に亂世と覺悟相極候はど、一時に相震ひ、三年には大に可見世と可相成候は必定候。今強て詞も無之に、戰相始、籠城之様なる拙に無之、其時は時宜次第、彼本國へも可押行様に不成事は無之筈に候。

文久三年四月二日

(一六四) 横井小楠より毛受鹿之助へ

(時事につきて)

先便小倉等之事情拜呈、其後之光景夫々御承知之通り、果して大變動と相成り、殊に大樹公御薨去、大難事一時に到来、誠に危迫之御時節、如何之御所置に出候哉、老公様御

横井小楠一名は存、通稱平四郎、畏齋の號あり、能本藩士、明治二年五月五日兇徒に殺さる

西郷南洲一鹿兒島藩士、名は隆盛、維新の元勳、明治十年西南の役に自殺す、贈正三位

苦心御憂慮奉恐察候。一日も早く、新大樹公御相續、誤國之奸邪御黜斥、内外有名之侯伯は中に不及、簾下顯名之諸君子御登用、別而薩は無實之冤塞に候得ば、大隅公早々御呼上、長州之御所置御任せ被遊度、惣而舊來之御非政御改正、天下列藩と共公正之御政道に出候得ば、所謂是凶を變じ吉と爲す一新更始、皇國之興隆此時と奉存候。若又然らず、此大變に當り、尙舊來之御所置に出候得ば、各藩分裂、同屬相喰、不可言之大禍亂とも可相成候。何も先書之拙存に而、外に言上之筋無御座候。過言奉恐入候へ共、拜呈仕候。頓首々々。

八月十八日

横井平四郎

毛受鹿之助様

(一六五) 西郷南洲より某へ

(大島貶謫中の所懐談)

當月十一日付の御懇札、同二十三日朝相届、雖有拜讀仕候。御馴々敷繰返し、卷返申候。私斯罷成候形行は、決して不申上考に御座候得共、如何様の御疑惑も難計、御安心成兼候事歟と、無據委細申上候間、御一覽後丙丁童子に御與へ可被下候。島元より相考候よりは、雲泥之違にて、御府内都て割據之勢に相成居、頓と致し様無之模様故、暫の間觀察仕候姿にて、事々物々無暗の事のみ出候て、政府は勿論、諸官府一同疑惑致し、爲處を不知姿に成立、ケ様の事は是で引結、此處で成るものといふ事は全く不知、甚きは能く向けても所置に至て疎く、俗人の笑ふ事多く、君子の賊に候へ共、爲す處至て賤敷手而已相見得、君子之所行に無之候。所謂誠忠派と唱候人々は、是迄屈し居候ものの伸候て、只上氣に相成、先づ一口に申せば、世の中に酔ひ候鹽梅、逆上いたし候模様にて、口に勤王とさへ唱へ候へば、忠良のものと心得、さらば勤王は、當時如何の處に手を付候へば、勤王に罷成候哉、其道筋を問詰候へば、譯も分らぬ事にて、國家の大體さへ、ケ様のものと明めも不出來、日本の大體はこゝといふ事、全存知無之、

幕の形勢も不存、諸國の事情も更に辨無之、そうして天下の事を盡さうとは、實に目暗蛇をぢすにて、仕方もなき儀に御座候。然處、多年順聖公の被召仕候者の趣、世間に相響居、此者が歸りたら決て事柄も變らうと、あてに相成居候鹽梅にて、ものは博奕も打たれ候向無之、是が幸中の不幸に御座候。餘り高く直段を付られ、切り込みたる事に成立候。□□□實に仕方なき事に御座候故、一日出勤仕候ても、直様足の痛みにて引込、夫より湯治に差越、何様の事にて、足引上げ不申考に、隱遁の賦に御座候處、諸國より有志の者共、御國元の爲め參り、私には湯治、留守御座候處、罷り歸り承り候へば、右の次第にて、一夕大久保參り、實に心配致し居り、彌變を生じ候との趣承候故、不得止出足仕候事に御座候。是より先き御國家の人心不平にては、治も變も出來不申、尤君子の爭、大幸には無之、是非兩全の策相立、久留米に於ても、君子の爭よりして混雜に及び候、前車の覆轍も有之候間、是非一致して、御國中勤王に相成様被成度、頻に切論に及候處、是が畢竟一番惡事と相成申候。村田新八同道にて、下

の關へ參考にて云々、飯塚において、森山新藏方より差立候飛脚へ逢ひ、早々下の關へ指急き候様との趣有之、又々相急候處、三月二十二日朝、白石方へ參著申候處、豊後藩二十人參會居、卒度面會致、右の人数は直様大阪へ出船有之候。新藏にも船手當いたし居、既に出船の處へ參付、跡へ一封相殘し、其暮方出船にて、同二十六日大阪へ著いたし候處、宿屋へも難相付、新藏案内を以て、加藤十兵衛方へ相付、潛匿致し居候次第に御座候。大阪に出候處、諸方の浪人等都て堀計を以て、御屋敷へ御潛め相成居候。關にて筑前浪人平野次郎と申もの、此以前月照和尚の供いたし、御國元へ參り、臨終の時も同敷罷在候人にて、夫より方々へ徘徊いたし、周旋奔走、勤王の爲盡力いたし、艱難辛苦を経候人に御座候。右之者至極決心致し居候故、又其方と死を共に可致我等に相成候いづれ決策相立候と共に、戰死可致と申置候。勿論皆死地の兵にて、生國を捨父母妻子に離れ、泉公の御大志に被然在候段奉慕出掛候に付、都て々様に申候ては、自負の様御座候得共、私を相手にいたし來候趣、私死地に不入候ては、死地之兵を扱ふ

事出來申間敷、何廉諸方の有志は、大阪にても都て私より引しめ置候處、有村俊齋、阿久根より、極々急にて云々、大咎に相成申候。右咎之趣は四ヶ條にて、浪人共と與合決策相立候一條、年若之者共尻押いたし候二條、御滯京相計候三條、關より大阪へ飛出候四條にて、一向胸に落ち不申候。大阪にては加藤所へ潛匿、伏見にては御假屋へ潛居候事にて、京師へも出掛不申候。其上大阪において、面會の人々は纒の者にて、右様の儀相計候人へも逢不申、堀次郎咄に、いづれ此節京都御滯にて、御盡し不被遊候ては不相濟、關東へ御下り相成候て、何にも不相成との咄は承申候。全御滯京を計候覺無之候。浪人共は始終私方にて押付居候て、動かし不申、又年若の者共は、尻押所の事には無之、始終私へケ様に言聞し呉れ、ケ様致してはならぬからせぬやうに申聞し呉れと被頼、始終吐付置申候。先生方の人には、十分に二才衆にさへ立兼候儀、身構而已にて、偽謀を以ていたし居られ候事共にて御座候。長州へは、朝廷の御取持、諸藩とは格別の御譯合も有之、當時御頼に相成候譯故、主上御直筆を以御書取相下り候。右

はケ條書を以て、已上の者共も、皇朝之御爲に盡し候儀にて、誠忠を旗表いたし候様、堂上方を御初、有志の諸侯方も、一向皇國の御爲に被_レ盡候處、都て御打込に相成候間、本々の通被_レ復、右之取扱、いたし候役人誅罰いたし候様、又右之勅、令通不_レ應候はゞ、有志の諸侯を京師へ被_レ召、違勅之罪可_レ正候間、其通可_レ出來_レ哉否可_レ申出_レとの趣、五ヶ條有_レ之候由。森山儀、私には眼病相煩_レひ、養生方に上陸いたし居候處、及_レ自刃_レ候段承り、驚き候次第に御座候云々。私儀は愚痴には有_レ之候得共、片最負共致し候考は、全く無_レ之候處、中山奸謀を以て、左州一列と結合候て、事を計と申成し、其罪を以て被_レ落申候。此度勅使御下向に就ては、餘の儀にも有_レ之間敷、勿論大原三位公と申せば、聞ゆる慷慨家にて、如何様の御議論出候も難_レ計、若哉幕に於て猶豫いたす儀も有_レ之候はば、益_レ貫言出候儀相違有_レ之間敷、逆も黄金共にては打付被_レ間敷、彌_レ勅之通相調_レ候得ば、御國家に於ても御大幸、泉公も御大功にて、此上もなき御事に御座候。幕役はなかく一通のすれものにては、手も突掛られ候丈けに無_レ之、いまだ幕情は不案内の事も

御座候間、ちよつとした事に御乗り被_レ成候も直に突込、夫より見こなし候間、一藩の力にて平押に押候ては、弱居候幕にもせよ些六ヶ敷、此方の御勢御扱次第にて、勅之立ぬことに有_レ之譯に御座候。餘程幕府において六ヶ敷申立候との評判に御座候。如何罷成候ものに御座候哉、今共はもう相分居候半、遠海之事故全く通不_レ申、炒情此事に御座候。私も大島に罷在候節は、今日々々と相紛居候故、肝癢も起り、一日々々苦に有_レ之候處、此度は徳の島より二度出不_レ申と明め候處、何の苦も無_レ之、安心なものに御座候。若哉亂に相成候はゞ、其節は可_レ罷登_レ候得共、平常に候はゞ、假令御赦免を蒙_レ候ても、滯島相願ひ可_レ申含に御座候。骨肉同様の人にさへ、只事の眞意も不_レ問して罪に落し、又朋友も悉く被_レ殺、何を頼に可_レ致哉。老祖母一人有_レ之、是計氣掛に相成居候處、大島より罷登候節迄存命致居候て、満悦致候に付、もうは心掛も無_レ之、罷登候てより死去仕候に付、何も心置事無_レ之候間、馬鹿ら敷忠義立は取止申候。御見限可_レ被_レ下候。

大島三右衛門

木戸孝允、初準
一郎と稱す、長
州藩士、維新の
元勳、明治十年
五月二十六日薨
ず、年四十四

(一六六) 木戸孝允より岩倉公へ

(治民の策を建つるの必要)

去月卅日鹿兒島彈藥強奪後は、元より兵戈の兆は現然にて、世諺にも、雁も飛べば鳩も飛ぶと申す如く、世間の臆病士族共に影響候は當然の事と存候。元來御一新も餘り廉價の買物に御座候間、毫も好み候事には無之、爲國家人民可歎之至に御座候へ共、腕力を頼み國家の法憲を破り候者は、至當之罰に被處候は不得已事と奉存候。今一度御一新を買得するの苦勞を不仕ては不_レ相成事と、西京御發輦後も、度々奏聞仕、難有頼に御内決被爲遊、南海の平定を觀覽不被爲在而は、還幸不被_レ仰出事と奉候。影響は必然中西四國に可及と想像仕候。

御一新以來、只々孝允の不能忘者、治民の一條にて、從來此説の不被行は、兎角竊に歎息仕り候。一月四日の詔書も被_レ仰出、國家斯る困難に際し候へ者、尙又民事は片時

も被_レ捨置候ては不_レ相濟候。大久保も西上に付ては、元より一定之譯と存候。萬々一之と毫釐の齟齬御座候時は、何卒此度は孝允も一番不歸の地に投じ、御奉公仕り度、毎申上候通大久保先生の人物には、毫も間然する所無之、敬服仕つり候へ共、行政上の事は、先づ才子の説を専ら取候て、孝允等の愚説は一向味はひ貰ひ候事出來不_レ申、是は此迄、大久保と説の違ひ候所にて、前途を想像候ても、此事は人々の性質より出來候ものに付、一時は兎も角、到底六ヶ敷事と奉_レ存候。孝允は此度何卒率先の御奉公を頼に希望仕候。是は公然大久保へ語り候而も不_レ苦次第にて、平生頻に御憐察を奉_レ仰候所に御座候。御一新之戰爭も治民の事なり、佐賀、肥後、長州、其外擊殺候も治民のためなり。此度の一條も治民の爲なり。然るに何故に治民の策には輕易の切斷を貴び、過酷の御處分に陥り候哉、一圓合點に落ち不_レ申、孝允心底甚だ不安、此上毫釐も齟齬候時は、所_レ訴無_レ御座候間、心事吳々御憐察を賜り置度事に御座候。恐惶謹言。

二月十五日

對岳公閣下

孝 允

(一六七) 福澤諭吉より中上川彦次郎へ

(處世に關する主張)

七月七日之御狀、昨十九日相達し拜見。出版局も随分盛なり、塾中教員の人も追々ブ
 ラクチカルライフに志し、行々は出版局へ入る人も出來可申、海老名君、吉村君杯も、
 昨今半信半疑、出版局へ一心、仕官へ一心、スクールマストルへ一心、とつおいつ思案
 最中なり。小生は斷然商賣人たる事を勧め、先稽古のため出版局へ入るべしと、説得い
 たし居候。今頃官員だの被雇教師だのとて、一年の所得五六百のメクサレ金を、何に用
 ふる哉。若かず商賣の稽古して、活計の目途を様々に用意せむには。足下も四屋君も江
 戸に歸らば、何か商賣の稽古可然存候。

福澤諭吉、教育家、舊中津藩士、
 雪池と號す、明治三十四年歿す、年六十八

宇和島縣の學校、此度の改革にて、必ずよく相成候事に可有之、代人は幾人も有之
 候間、可成丈の深切を盡し、永久立行様御盡力被成度、天下の人悉皆我が意に叶はむ
 ことを求むべからず。唯願ふ所は何處迄も誠を盡し、力の及ぶ所迄謙して、他の怒を促
 すことなからむの一事のみ。
 御歸宅の上は、色々御相談もいたし度、四屋君へも、御話被下度、私之説は、今の學者は
 讀書に耽る勿れ、書に耽るも酒色に耽るも、其罪は同じ。只有眼の人物にして、始めて
 讀書中に商賣を爲し、商賣中に書を讀み、學んで富み、富みて學び、學者と金持と兩様
 の地位を占め以て天下の人心を一變するを得べきなり。今我社中に斯る人物甚少し。足
 下と四屋君は、此度の同行にても、一層の親を増たらむ。共に心事を談じて、我輩と
 クールスを共にいたし度、深く希ふ所なり。何れ御歸京の上、萬々御話可致、御兩人
 とも歸るならば早く歸るべし。右貴答申上度。早々頓首。

七月廿日

福澤諭吉

中上川彦次郎様

フワミリ一同無事。私も新宅しんたくへ移り、御祖母様も新宅で出来、こころよく御座候。

新撰書翰集終

不許複製

昭和二年八月十三日發行

有朋堂文庫
新撰書翰集 (非賣品)

編輯者

塚本哲三

東京府下大久保町西大久保二百三十六番地

印刷者兼發行所

三浦理

東京市神田區錦町一丁目十九番地

印刷所

有朋堂印刷所

東京市神田區錦町三丁目九番地

發行所

有朋堂書店

東京市神田區錦町一丁目十九番地

(岡山製本)

本行目錄

卷一

論學堂書

卷二

論學堂規程

卷三

論學堂章程

卷四

論學堂教員

宣統二年八月十三日

（此處有模糊文字）

（此處有模糊文字）



